

南千住駅周辺地区
バリアフリー基本構想

荒川区

平成25年3月

目 次

| | | |
|-----|-----------------------|-----|
| 第1章 | バリアフリー基本構想の策定に当たって | 1 |
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 本基本構想の位置付け | 2 |
| 3 | 荒川区バリアフリー基本構想（全体構想） | 3 |
| 4 | バリアフリー法の概要 | 6 |
| 第2章 | 南千住駅周辺地区の概況 | 10 |
| 1 | 南千住駅周辺地区の概況 | 10 |
| 2 | 地区住民アンケート調査 | 21 |
| 3 | 南千住駅周辺地区の特性 | 22 |
| 第3章 | 本基本構想の策定体制と流れ | 23 |
| 1 | 本基本構想の策定体制 | 23 |
| 2 | 本基本構想の策定の流れ | 24 |
| 第4章 | 南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想 | 25 |
| 1 | 地区の基本的指針 | 25 |
| 2 | バリアフリー化の整備方針 | 26 |
| 3 | 生活関連施設と生活関連経路 | 27 |
| 4 | ワークショップによるまち歩き点検 | 34 |
| 5 | 特定事業計画 | 51 |
| 6 | バリアフリーにおける区民の取組 | 76 |
| 7 | 心のバリアフリーの取組 | 80 |
| 第5章 | バリアフリー基本構想の実現に向けて | 84 |
| 1 | 事業の継続的な改善による特定事業計画の推進 | 84 |
| 2 | 積極的な区民参加の実現 | 84 |
| 3 | 協議会による継続的なモニタリング | 85 |
| 4 | 今後の展開 | 86 |
| 第6章 | <参考資料> | 87 |
| 1 | バリアフリー法の法文 | 87 |
| 2 | 移動等円滑化の促進に関する基本方針 | 111 |
| 3 | 用語解説 | 123 |

第1章 バリアフリー基本構想の策定に当たって

1 はじめに

(1) 策定の背景

我が国では、本格的な超高齢社会を迎える中、ノーマライゼーションの理念に基づく街づくりの一環として、特定建築物について「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律」（平成6年度施行、以下「ハートビル法」という。）を施行し、建物や施設などのバリアフリー化を推進してきました。さらに、旅客施設を中心とした移動空間のバリアフリー化を推進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年度施行、以下「交通バリアフリー法」という。）の施行により、公共交通事業者や道路管理者などが連携してバリアフリー化を推進するための基本構想を策定できることとなりました。

平成18年12月には、より一層のバリアフリー化に向け、両法を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が施行され、バリアフリー施策のより一体的・総合的な推進を図ることができるようになりました。

こうした背景の中、荒川区では、これからの街づくりにおいてバリアフリー化は極めて重要との考えに基づき、平成22年3月に荒川区全域を対象とした「荒川区バリアフリー基本構想」（以下「全体構想」という。）を策定し、バリアフリー法に基づいた総合的なバリアフリー化を進める地区として「町屋駅・区役所周辺地区」、「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、「南千住駅周辺地区」、「熊野前駅周辺地区」の4地区を重点整備地区として設定しました。

(2) 策定の目的

全体構想を踏まえ、四つの重点整備地区のうち優先度の高い地区として、平成22年度には「町屋駅・区役所周辺地区（122.5ha）」を対象に、平成23年度には「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区（153.3ha）」を対象に地区別基本構想を策定しました。

平成24年度は、上記の2地区に次いで優先度が高い南千住駅（JR常磐線、東京メトロ日比谷線、つくばエクスプレス線）を中心とした「南千住駅周辺地区（153.8ha）」を対象に、高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等、誰もが安全、安心、快適に移動・利用できる空間を計画的に整備するため、地区別基本構想（以下「本基本構想」という。）を策定するものです。

2 本基本構想の位置付け

本基本構想は、平成 21 年度に策定した全体構想に基づき、4つの重点整備地区の1つである南千住駅周辺地区における地区別のバリアフリー基本構想として策定します。

なお、本基本構想は、南千住駅周辺地区のバリアフリー化に関する基本的な考え方を示した「地区の基本的指針」と南千住駅周辺地区におけるバリアフリー化を推進するための「重点整備地区の位置・区域の設定」、「生活関連施設・生活関連経路の設定」「実施すべき特定事業・その他の事業に関する事項」により構成されています。

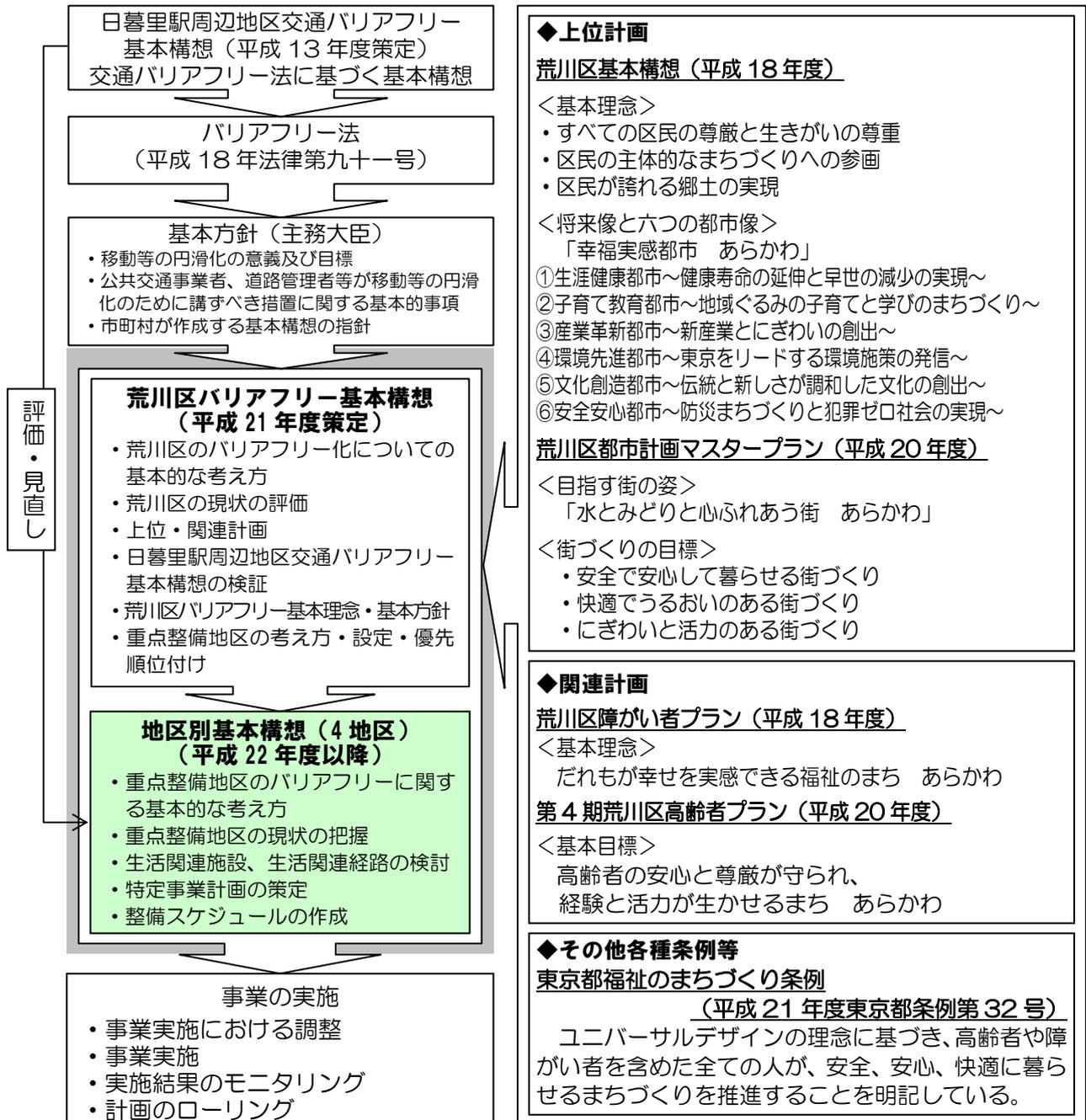


図 1-1 本基本構想の位置付け

3 荒川区バリアフリー基本構想（全体構想）

（1）基本理念

全体構想では、区の基本構想や基本計画に基づき、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、基本理念を次のとおり定め、その実現を目指します。

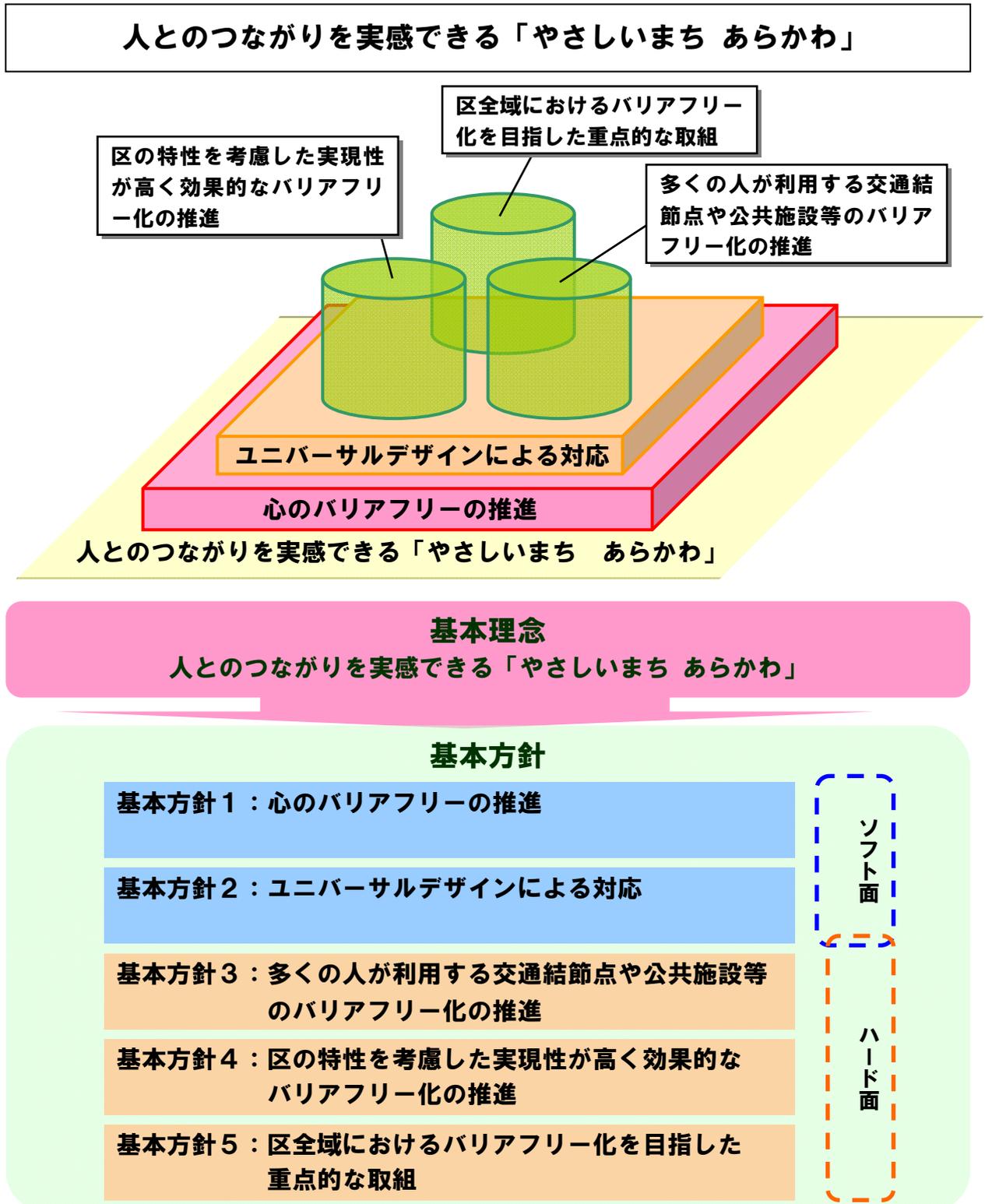


図 1-2 荒川区全体構想の基本方針イメージ図

全体構想の各基本方針に基づき、地区別構想で、以下のとおり推進していきます。

基本方針1：心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設整備だけでなく区民等が日常的に困っている人に自然と手を差しのべる心を育むことが大切です。荒川区では、「心のバリアフリー」を重点的に推進していきます。

基本方針2：ユニバーサルデザインによる対応

施設整備に当たっては、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化が求められます。特に誰もが安全・安心・快適かつ円滑に移動できる連続的な空間形成、サイン計画等の充実を図ります。

基本方針3：多くの人が利用する交通結節点や公共施設等のバリアフリー化の推進

区民がよく利用する旅客施設を中心に駅前広場のバリアフリー化や、高齢者、障がい者、子育て環境、来街者等それぞれの利用に配慮したバリアフリー化を推進します。また、施設だけでなく施設間の主要な利用経路についてもバリアフリー化を推進します。

基本方針4：区の特徴を考慮した実現性が高く効果的なバリアフリー化の推進

区民の生活基盤である都電・バス利用を考慮した移動経路及び車両のバリアフリー化を推進します。なお、車両のバリアフリー化に当たっては各事業者と調整を図ります。また、施設間の移動を補完するコミュニティバスの活用を推進します。

基本方針5：区全域におけるバリアフリー化を目指した重点的な取組

区の特徴を踏まえたバリアフリー化を推進する重点整備地区を設定し、地区別基本構想を作成します。また、重点整備地区での取組を重点整備地区以外の地区にも事業機会を捉えて展開して荒川区全体でのバリアフリー化を推進します。

(3) 重点整備地区の設定

重点整備地区の設定は、バリアフリー法並びに基本方針で示されている要件を踏まえ、特に、高齢者及び障がい者等の移動を考慮した上で、以下の4地区を設定しました。

また、重点整備地区の優先順位付けを行うに当たっては、上位計画である「荒川区都市計画マスタープラン」における広域拠点（日暮里拠点、南千住拠点）及び生活拠点（荒川・町屋拠点、尾久拠点）の位置付けなどを総合的に評価し、優先順位付けを行いました。（1位：町屋駅・区役所周辺地区、2位：日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区、3位：南千住駅周辺地区、4位：熊野前駅周辺地区）



図 1-3 荒川区バリアフリー重点整備地区位置図

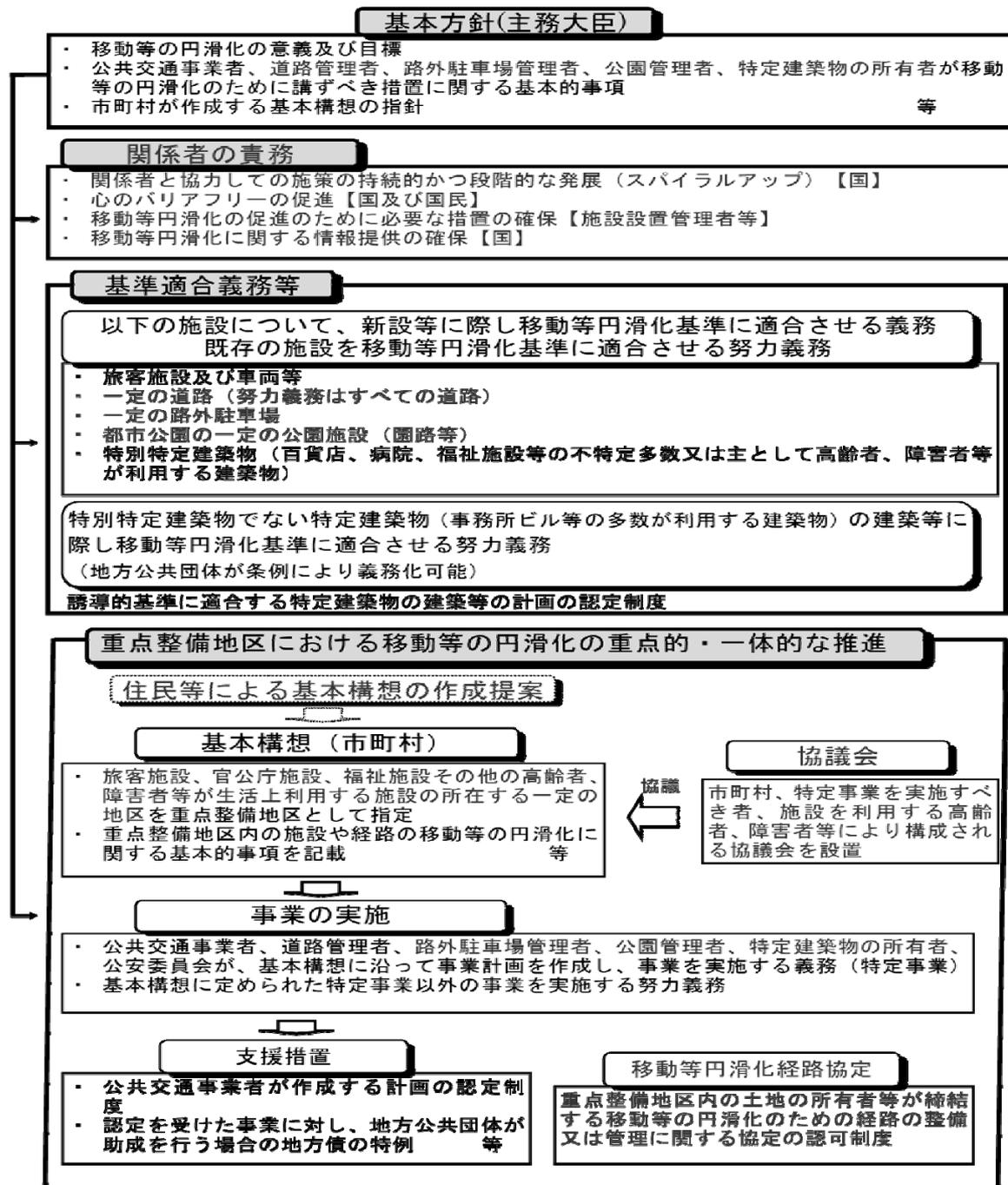
(2) 基本構想作成により期待される効果

基本構想を作成すると、特定事業の実施義務等により、旅客施設、道路等施設のバリアフリー化の促進・実現につながる直接的な効果の他、高齢者、障がい者等の移動に対するニーズ把握や区民への意識啓発につながるなどが期待されます。

具体的には、以下のような効果が期待できます。

- ・施設と施設間の移動等経路のバリアフリー化が進みます。
- ・高齢者、障がい者等の意見を反映したバリアフリー化が実現できます。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインへの区民の理解が深まります。
- ・バリアフリー化に関する予算確保がしやすくなります。 など

(3) バリアフリー法の基本的枠組み



出典：国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/shinpou/scheme.pdf>)

図 1-5 バリアフリー法の基本的枠組み

(4) 移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正

<背景>

- 各種施設等のバリアフリー化に関する現行目標は平成 22 年末が期限
- 本格的高齢社会において、バリアフリー化された生活環境は国民生活に不可欠の重要な共通社会基盤。これまでの取組により、バリアフリー化は相当程度進展したが道半ばであり、引き続き着実な取組が必要



一. 移動円滑化の意義及び目標

- **移動等円滑化の意義**
本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者・障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応
- **移動等円滑化の目標**
旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、平成 32 年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定⇒表 1-1 参照

二. 施設設置管理者が講ずべき措置

- **適切な情報提供**
視覚障害や発達障害など、情報に係る障害をもつ人への対応を含めた多様な障害者等への対応をより具体的に推奨
- **職員等の教育訓練**
施設設置管理者による職員等への教育訓練に関し、PDCAサイクルの中でマニュアル整備や研修実施への高齢者・障害者等の意見反映や参画を推奨

三. 基本構想の指針

- **重点整備地区における移動等円滑化の意義**
 - ・ 市町村が重点整備地区について作成する基本構想の必要性を強調
 - ・ 作成した基本構想について、地域の高齢者・障害者等が参加しつつ、関係事業の実施状況等を把握しながら成果の評価を行い、内容の段階的かつ継続的發展を図る「スパイラルアップ」をより強く推奨

四. 移動円滑化施策に関する基本的事項その他

- **国民の責務**
国民が、高齢者・障害者等の自立した生活の確保の重要性等について理解を深める「心のバリアフリー」において、外見上分かりづらい聴覚、精神、発達障害など障害に多様な特性があることに留意する必要性を明示

出典：国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/common/000141702.pdf>)

図 1-6 移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正内容

表 1-1 各施設等の整備目標

| | | 現状※2 (H22年3月末) | 現行の目標 (H22年末) | 新たな目標案 (H32年度末) | |
|-------|------------------------------|-------------------|------------------|---|---|
| 鉄軌道 | 鉄軌道駅※1 | 77% | 原則 100% | ○3000人以上を原則 100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 | |
| | ホームドア・可動式ホーム柵 | 38路線 449駅 | 現行目標なし | 車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進 | |
| | 鉄軌道車両 | 46% | 約 50% | 約 70% | |
| バス | バスターミナル※1 | 88% | 原則 100% | ○3000人以上を原則 100% ○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化 | |
| | 乗合バス | ノンステップバス | 26% | 約 30% | 約 70% (ノンステップバスの目標については、対象から適用除外車両(リフト付きバス等)を除外) |
| | | リフト付きバス等 | — | 現行目標なし | 約 25% |
| 船舶 | 旅客船ターミナル※1 | 100% | 原則 100% | ○3000人以上を原則 100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化 | |
| | 旅客船 | 18% | 約 50% | ○約 50% ○5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則 100% ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化 | |
| 航空 | 航空旅客ターミナル※1 | 91% | 原則 100% | ○3000人以上を原則 100% ○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化 | |
| | 航空機 | 70% | 約 65% | 約 90% | |
| タクシー | 福祉タクシー車両 | 11,165台 | 約 18,000台 | 約 28,000台 | |
| 道路 | 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路 | 78% | 原則 100% | 原則 100% | |
| 都市公園 | 移動等円滑化園路 | 46% | 約 45% | 約 60% | |
| | 駐車場 | 38% | 約 35% | 約 60% | |
| | 便所 | 31% | 約 30% | 約 45% | |
| 路外駐車場 | 特定路外駐車場 | 41% | 約 40% | 約 70% | |
| 建築物 | 不特定多数の者等が利用する建築物 | 47% | 約 50% | 約 60% | |
| 信号機等 | 主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等 | 92% | 原則 100% | 原則 100% | |

※1 現行の目標については1日平均利用客数 5000人以上のものが対象

※2 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。また、現状欄の数値は一部速報値

出典：国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/common/000141702.pdf>)

第2章 南千住駅周辺地区の概況

1 南千住駅周辺地区の概況

(1) 重点整備地区の範囲について

南千住駅周辺地区は、荒川区南東部の南千住1～7丁目で構成され、台東区、足立区と接しています。また、西部は平成22年度にバリアフリー基本構想を策定した「町屋駅・区役所周辺地区」に隣接しています。また、地区内に3カ所の鉄道駅が立地しています。

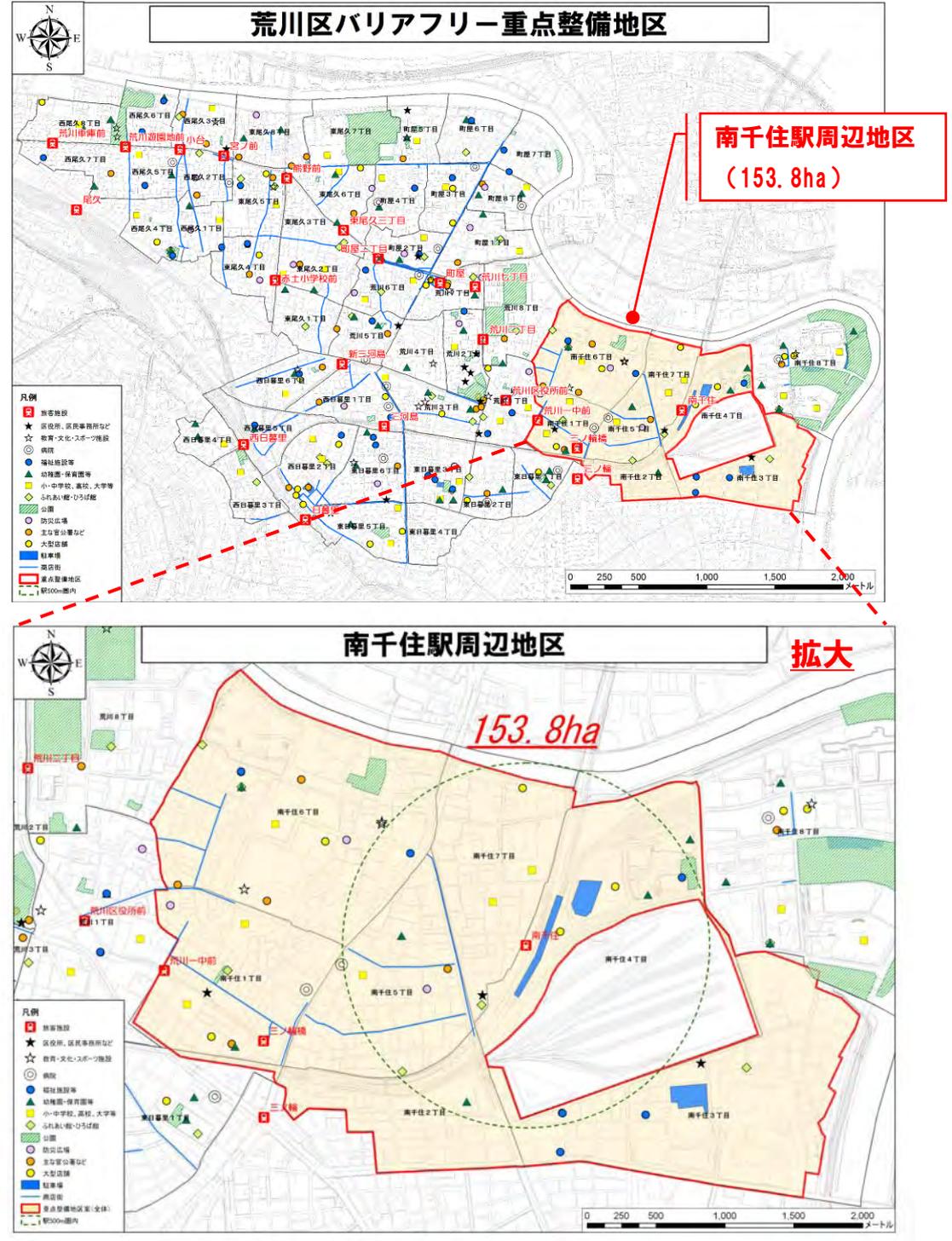


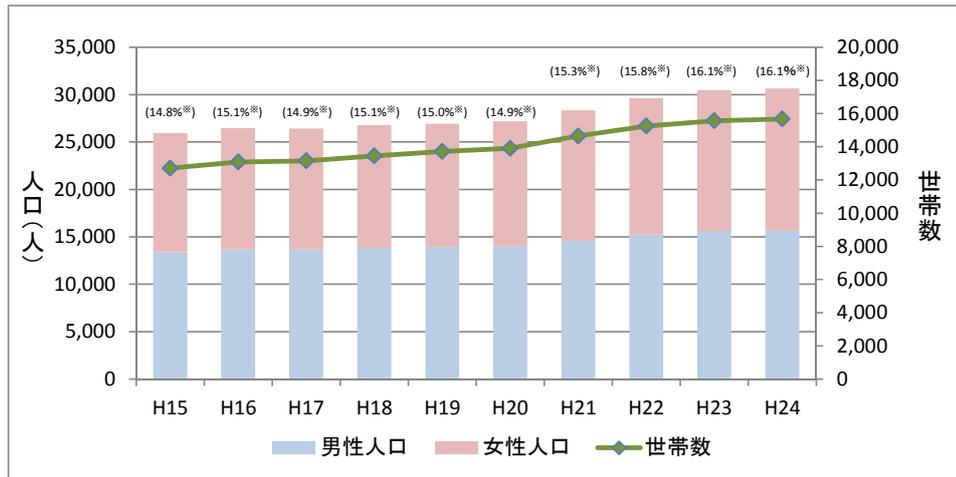
図 2-1 南千住駅周辺地区位置図

(2) 地区内の人口等の現況について

① 総人口・総世帯数

地区内の総人口は、平成 24 年 4 月 1 日現在、30,666 人であり、平成 15 年に比べ 4,726 人増加しています。なお、荒川区全体の人口に対する割合は平成 24 年で 16.1%となっています。

世帯数は増加しており、平成 24 年 4 月 1 日現在で 15,675 世帯となっています。なお、1 世帯当たりの人員は平成 15 年で 2.04 人/世帯が平成 24 年では 1.96 人/世帯であり、微減しています。



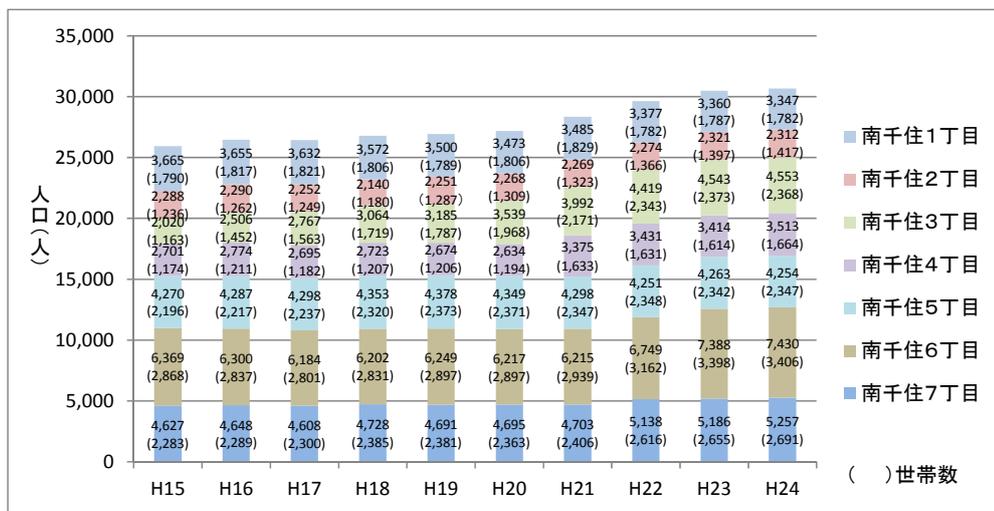
出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）、外国人登録（各年 4 月 1 日現在）
※荒川区全体の人口に対する割合

図 2-2 人口・世帯数の推移

② 町丁目別人口

地区を構成している町丁目別の人口は、平成 24 年で南千住 6 丁目（地区全体の人口に対する割合は 24.2%）と地区内で最も人口が多くなっています。

次に、平成 15 年から平成 24 年の人口増加率を見ると南千住 3 丁目（125.4%）で他の町丁目よりも人口増加率が高くなっています。



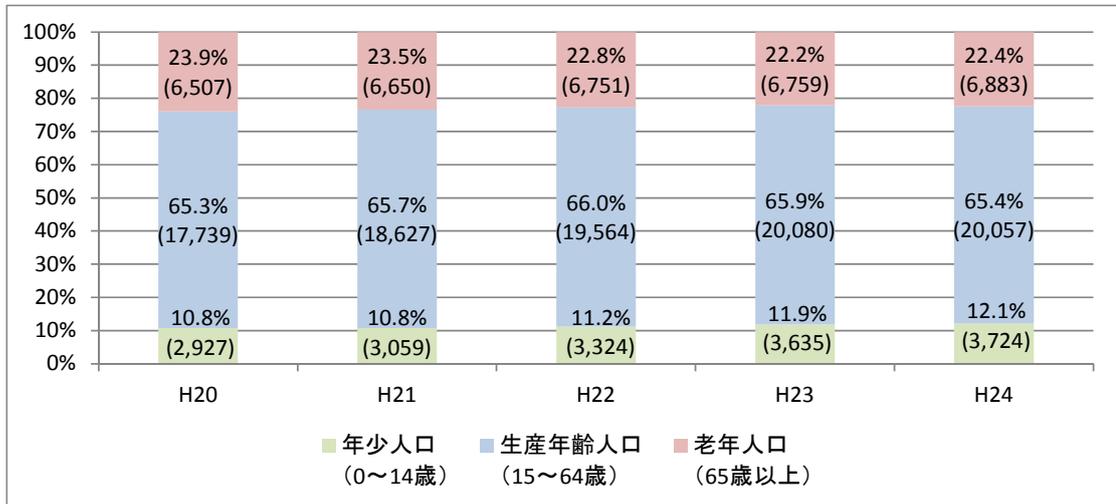
出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

図 2-3 町丁目別人口の推移

③高齢者人口

地区内の65歳以上の高齢者人口の割合は、平成24年で22.4%であり、平成20年に比べ1.5ポイント減少しています。

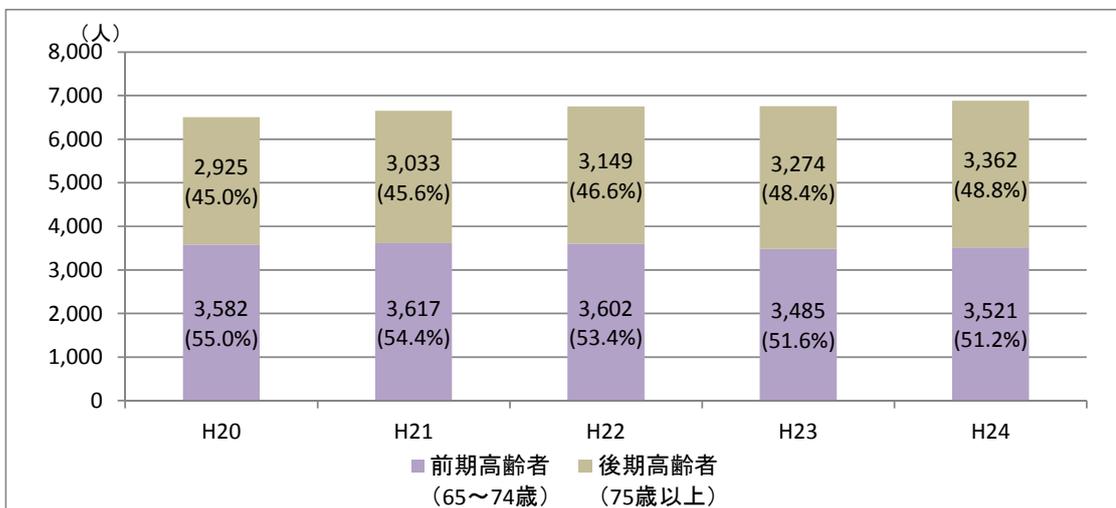
また、平成24年の地区の高齢化率は荒川区全体（22.9%）に比べ0.7ポイント低くなっています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図 2-4 高齢化率の推移

65歳以上の高齢者人口の内訳は、平成24年で前期高齢者（65歳～74歳）の割合が51.2%、後期高齢者（75歳以上）の割合が48.8%であり、平成20年に比べ後期高齢者の割合が3.8ポイント増加しています。

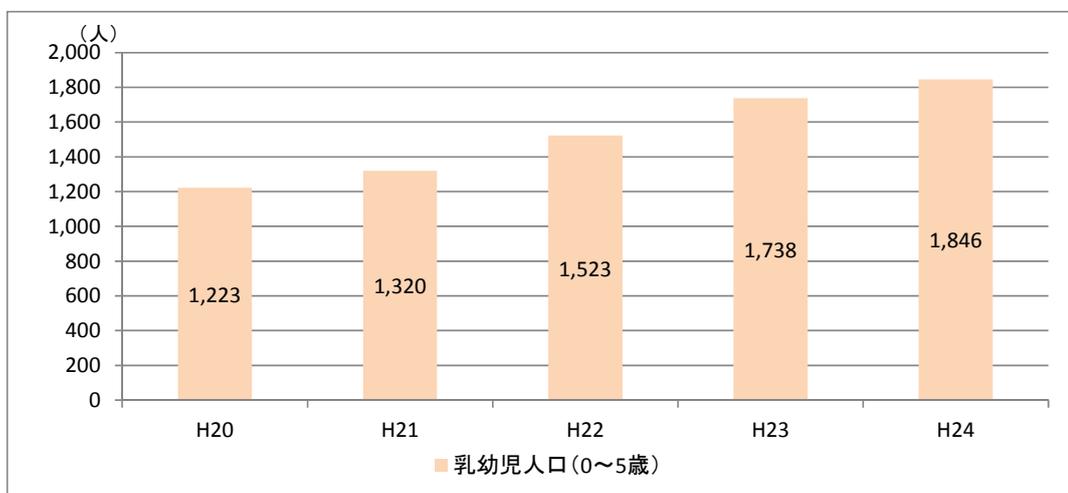


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図 2-5 高齢者人口の推移

④乳幼児人口

地区内の0～5歳の乳幼児の人口は、平成24年で1,846人であり、平成20年に比べ、623人増加しています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図 2-6 乳幼児人口の推移

⑤障がい者人口

地区内の障害者手帳所持者は、平成21年で、合計1,171人います。これは、荒川区全体の15.5%を占めています。手帳所持者の内訳は、身体障害者手帳の所持者が最も多く、全体の約81.1%を占めています。

表 2-1 障害者手帳所持者数

| 種別 | 単独所持 | | | | 重複所持 | | | | オール所持 (人) | 総計 (人) |
|--------------|----------------|---------------|----------------|------------------|---------------|--------------|--------------|---------------|--------------|------------------|
| | 身体 (人) | 知的 (人) | 精神 (人) | 小計 (人) | 身体・知的 (人) | 身体・精神 (人) | 知的・精神 (人) | 小計 (人) | | |
| 区全体 | 5,783 | 630 | 931 | 7,344 | 138 | 44 | 22 | 204 | 3 | 7,551 |
| 南千住駅 周辺地区 | 924 (16.0%) | 88 (14.0%) | 127 (13.6%) | 1,139 (15.5%) | 21 (15.2%) | 9 (20.5%) | 2 (9.1%) | 32 (15.7%) | 1 (33.3%) | 1,171 (15.5%) |

※荒川区全体の手帳所持者数に対する割合

出典：荒川区障害者福祉課(平成21年12月1日現在)

(3) 地区内の道路現況

地区内の道路現況は、南千住駅西部の南千住 1,5,6,7 丁目を中心に 4m 未満の道路が広く分布しています。

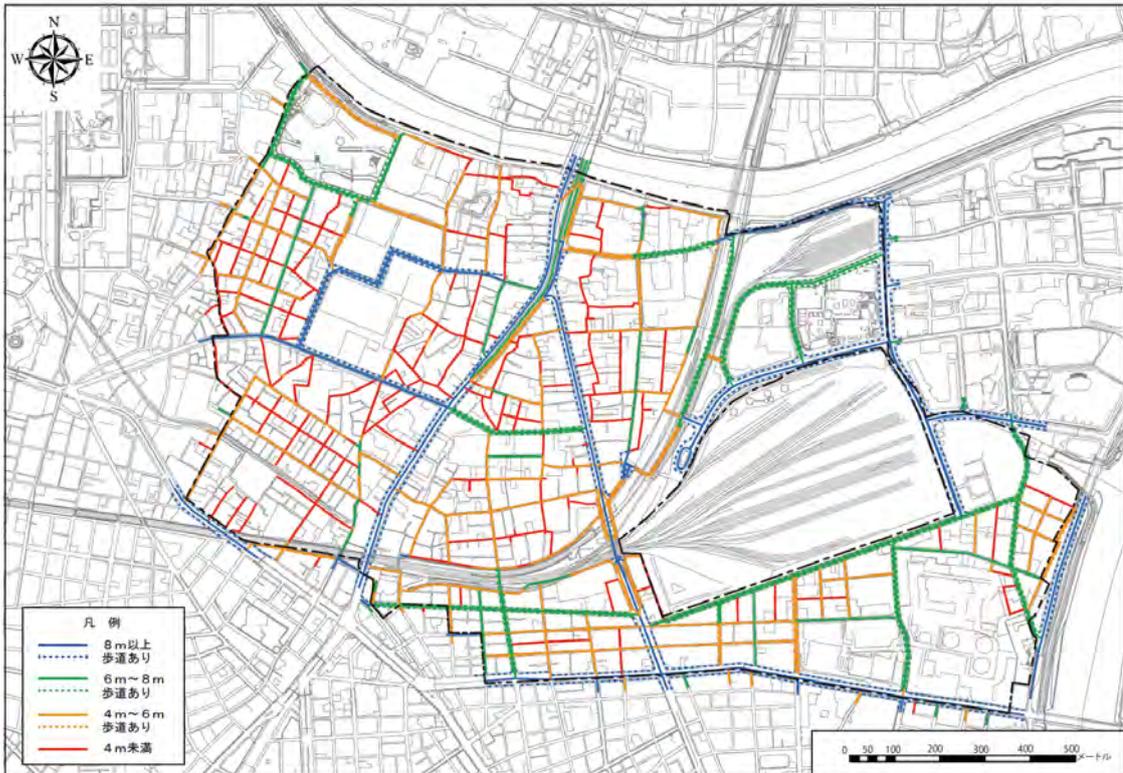


図 2-7 道路現況図

(4) 施設分布状況

地区周辺には主要施設として3力所の鉄道駅を中心として71施設（地区内50施設）が分布しています。

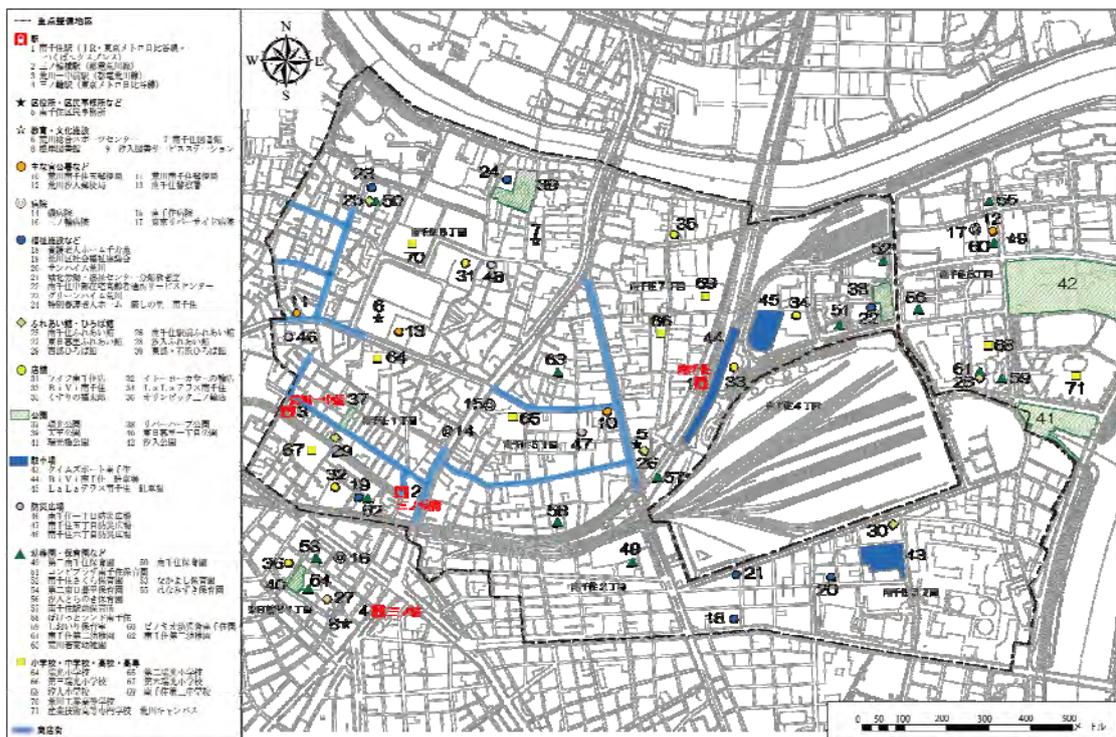
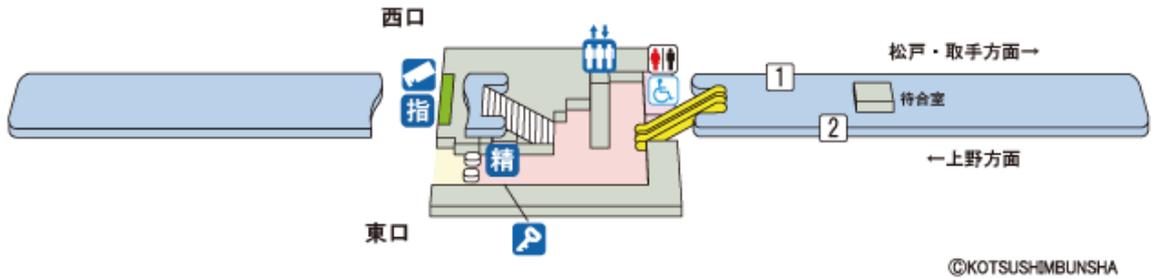


図 2-8 施設分布図

(5) 旅客施設の整備状況

①南千住駅（JR）

⇒エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備済み

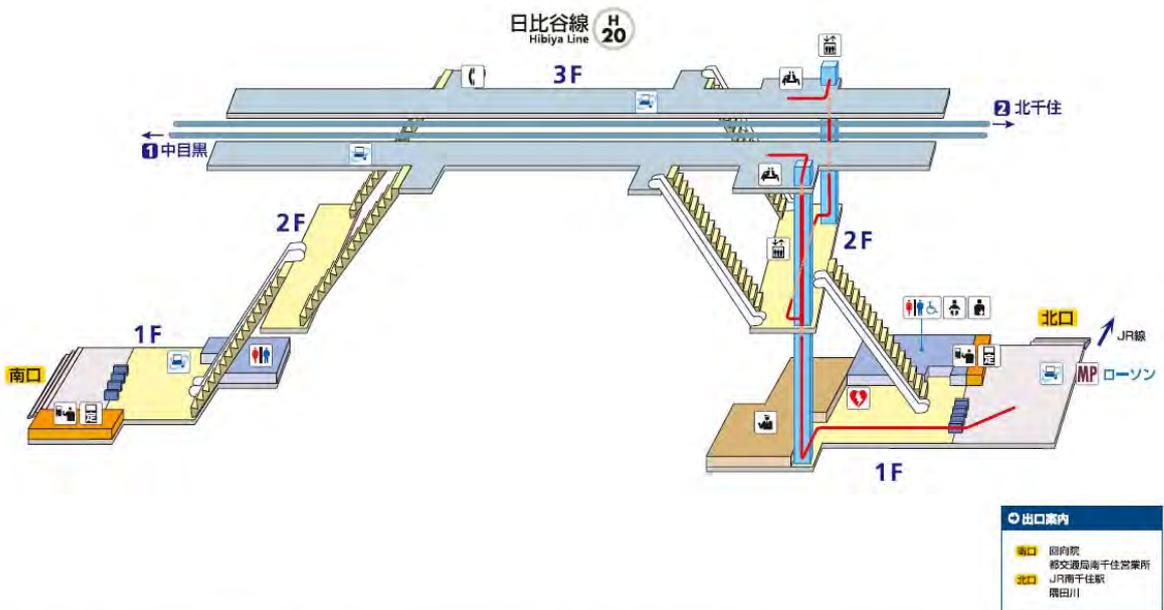


出典：東日本旅客鉄道株式会社

図 2-9 南千住駅（JR）構内図

②南千住駅（東京メトロ）

⇒（北口）エレベーター、エスカレーター（上り）、多目的トイレについて整備済み
 ⇒（南口）エスカレーター（上り・構内）について整備済み



[2012.1.31現在]

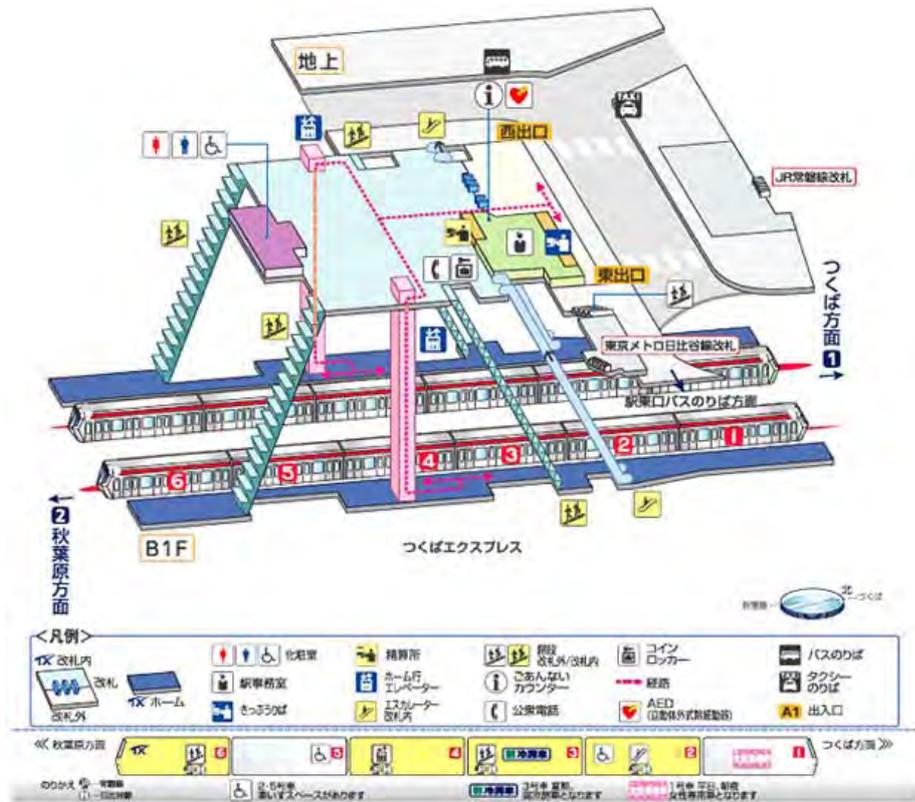
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|-------|-----|-----|----|--------|--------|---------------|------------|----------------|-----|----------|--------|--------|--------|---------|--------------|-------|------------|-------------|-----|--------|-----|------|------|----|-------|-----|----------|-------|
| 凡例 | 改札内階段 | 改札外階段 | 改札内 | 改札外 | 改札 | きっぷうりば | 多機能券売機 | 駅事務室/お忘れ物取扱い所 | 定期券うりば/精算所 | AED(自動体外式除細動器) | トイレ | 車いす対応トイレ | 乳幼児用設備 | オストメイト | エレベーター | 車いすスロープ | 車いす対応エスカレーター | 階段昇降機 | バリアフリー移動経路 | 係員が対応する移動経路 | 案内所 | 触知図案内板 | 待合室 | 公衆電話 | ロッカー | 売店 | メトロピア | ATM | メディアスポット | 無線LAN |
|-----------|-------|-------|-----|-----|----|--------|--------|---------------|------------|----------------|-----|----------|--------|--------|--------|---------|--------------|-------|------------|-------------|-----|--------|-----|------|------|----|-------|-----|----------|-------|

出典：東京地下鉄株式会社

図 2-10 南千住駅（東京メトロ）構内図

③南千住駅（つくばエクスプレス）

⇒エレベーター、エスカレーター（上り）、多目的トイレについて整備済み



出典：首都圏新都市鉄道株式会社

図 2-11 南千住駅（つくばエクスプレス）構内図

(6) バス路線の状況

①路線バス

台東区との区境付近の旧日光街道と明治通りに、日暮里駅・南千住駅から上野・浅草方面に向けて都営バスが運行しています。

また、地区の中央を縦貫する日光街道に、足立区から台東区に向けて都営バスが運行しています。

②コミュニティバス

南千住駅西口を起点として、西方面の南千住図書館・荒川ふるさと文化館、京成町屋駅、区役所、荒川総合スポーツセンターなどを結ぶ「さくら」と、南千住駅東口を起点として、東方面のドナウ通り、さくら保育園、汐入公園、瑞光橋公園などを結ぶ「汐入さくら」が運行しています。また、両ルート直通路線も運行しています。



図 2-12 コミュニティバス路線図

＜南千住東地域、南千住西地域の分野別街づくり方針＞

| 南千住東地域・南千住西地域 | |
|---------------|---|
| 道路・交通 の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・南千住駅における交通結節機能の充実や交通バリアフリー化を目指します。 ・歩行や自転車通行の安全性向上のための道路整備を進めます。 ・主要生活道路の整備や細街路の拡幅整備を促進します。 |
| 環境・みどり の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園や児童遊園が適切な配置となるよう整備を推進します。 ・多世代が憩い楽しめる公園や災害時に活用できる公園の整備を推進します。 |
| 住宅・住環境 の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化などユニバーサルデザインの理念に基づく整備により、高齢者や障がい者などを含めてだれもが住み続けられる住まいづくりを推進します。 ・民間事業者の開発において、道路、緑化、自動車駐車場・自転車駐車場、景観、住戸面積などについての適切な指導により、周辺地域への影響や高齢化に配慮した、安全で良好な住環境の形成及び住宅の供給を図ります。 |

出典：荒川区都市計画マスタープラン

②地区内の主な事業

地区内では、市街地再開発事業が完了しています。

| 南千住西口駅前地区第一種市街地再開発事業 | |  |
|----------------------|-------------------------|---|
| <施設建築物の概要> | | |
| 敷地面積 | 約 3100 m ² | |
| 主要用途 | 住宅、店舗、公益施設、事務所、駐車場、駐輪場 | |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 | |
| 規模 | 地上 29 階・地下 1 階 | |
| 建築面積 | 約 2,160 m ² | |
| 建ぺい率 | 約 69% | |
| 容積率 | 約 749% | |
| 住戸数 | 約 215 戸 | |
| 延床面積 | 約 32,650 m ² | |
| 駐車台数 | 約 106 台 | |
| 完成時期 | 平成 24 年 3 月 | |

| 南千住地区 センター工区W街区「リバーハーププラザ」(W2 街区 Lala テラス南千住) | |  |
|---|-------------------------|--|
| <施設建築物の概要> | | |
| 主要用途 | 店舗 | |
| 建物構造 | 鉄骨造 | |
| 規模 | 地上 2 階 | |
| 延床面積 | 約 13,385 m ² | |
| 駐車台数 | 約 250 台 | |
| 完成時期 | 平成 16 年 4 月 | |

| 南千住地区 センター工区W街区「リバーハーププラザ」(W3 街区 Bivi 南千住) | |  |
|--|------------------------|---|
| <施設建築物の概要> | | |
| 主要用途 | 店舗 | |
| 建物構造 | 鉄骨造 | |
| 規模 | 地上 4 階 | |
| 延床面積 | 約 9,586 m ² | |
| 駐車台数 | 約 47 台 | |
| 完成時期 | 平成 16 年 4 月 | |

2 地区住民アンケート調査

(1) 調査の概要

本アンケート調査は、地区住民の方から広くバリアフリー化についての意見聴取を行い、生活関連施設候補の抽出及び基本構想の策定に向けた基礎的資料とすることを目的として以下の調査対象者・調査方法により実施しました。

表 2-2 地区住民アンケート実施概要

| 対象者 | アンケート配布日 | 回答期限 | 配布方法 | 回収方法 |
|------|-----------------|-------------------|------|------|
| 地区住民 | 平成 24 年 6 月 6 日 | 平成 24 年 6 月 1 8 日 | 郵送配布 | 郵送回収 |

※住民基本台帳から無作為に抽出した 16 歳以上の方 1,008 人に、アンケート調査票を郵送配布し、郵送で回収を行いました。

(2) 回答状況

1,008 通の配布に対して、平成 24 年 6 月末日で 286 通の有効回答を得ることができ、有効回答率は 28.4%でした。

(3) 主な調査項目

主な調査項目は以下のとおりです。

表 2-3 主な調査項目

| 項目 | 細項目 |
|----------------|--|
| 施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用頻度 ・利用しやすさ ・施設の不便・危険と感ずる点 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用する経路 ・利用しやすさ |
| 日暮里駅周辺のバリアフリー化 | ・公共交通機関、道路、交通安全の評価 |
| 心のバリアフリー | ・重要と考える取組 |
| 個人属性 | ・性別・年齢区分など |

(4) 結果概要

普段よく利用する施設としては、南千住駅（JR・メトロ・つくばエクスプレス）、商業施設などが上位に挙げられています。

表 2-4 普段よく利用する施設

| 施設名 | 順位 ^{※1} | | | | | |
|------------------------|------------------|-----|-------------------|-----|---------------------|-----|
| | 全体 | | 高齢者 ^{※2} | | 障がい者等 ^{※3} | |
| 店舗A | 1 | 78% | 1 | 67% | 1 | 57% |
| 南千住駅（JR・メトロ・つくばエクスプレス） | 2 | 76% | 3 | 66% | 7 | 38% |
| 店舗B | 3 | 64% | 1 | 67% | 2 | 48% |
| 店舗C | 4 | 63% | 5 | 55% | 7 | 38% |
| 店舗D | 5 | 61% | 4 | 59% | 4 | 43% |

※1：各施設に対して利用する（「よく利用する」＋「時々利用する」）と回答した割合

※2：65 才以上の回答（96 票）を集計

※3：外出時に補助具や介助が必要な人（21 票）を集計

3 南千住駅周辺地区の特性

南千住駅周辺地区の概況及び地区住民アンケート調査の結果から地区の課題・問題を整理します。

地区の概況

- 荒川区南東部に位置し、南は台東区、西は平成 22 年度にバリアフリー基本構想を策定した「町屋駅・区役所周辺地区」と接しています。
- 地区内には3カ所の鉄道駅があり、駅周辺を中心に主要な施設が立地しています。
- 地区の人口は増加傾向にあり、特に、市街地再開発事業やつくばエクスプレスの開業により、南千住駅東側で人口が増加しています。また、乳幼児人口増加を含め子育て世代が増加しています。
- 骨格となる主要な道路には歩道が整備されていますが、地区の西部は細街路が集中しています。
- 南千住駅を起点としたコミュニティバスが住民の貴重な移動手段となっています。
- 都市計画マスタープランの中では地域の拠点となる「広域拠点」に位置付けられています。
- 隣接する台東区浅草北部地区においてバリアフリー基本構想の検討が行われています。

地区住民意向調査

- 高齢者、外出時に補助具・介助が必要な方を含む地区住民がよく利用する施設は、「駅」「商業施設」「郵便局」「区民事務所」「図書館」等が挙げられます。
- 南千住駅については満足度が高い傾向にありますが、都電荒川線の三ノ輪橋駅、荒川一中前駅については比較的満足度が低い傾向にあります。
- 「道路の安全性」について比較的低い評価となっています。
- 「心のバリアフリー」の取組みについては、「自転車利用マナー等交通マナーの普及、啓発」「困っている方への声かけ、手助け」の必要性が高く表れています。
- 地区住民が普段利用する交通手段は鉄道、自転車、徒歩が多くなっています。

課題・問題整理

- 住宅・商店街などが密集した南千住 1,2,5,6,7 丁目においては、特に、ソフト施策を中心としたバリアフリー化が必要です。
 - ⇒歩行空間の明確化による細街路の安全性向上や歩道の整備された道路への誘導
 - ⇒商店街や商業施設等と連携した取組による高齢者等の外出支援
 - ⇒先行する「町屋駅・区役所周辺地区」における特定事業計画との関連性を踏まえた施策の展開
 - ⇒区外に位置する日比谷線三ノ輪駅へのアクセシビリティの確保
- 再開発事業等により都市基盤の整備が行われてきた南千住 4,8 丁目においては、増加するファミリー層や子育て層への対応とともに、隣接する台東区と連携した取組が必要です。
 - ⇒自転車利用マナー向上や学校の安全教育等による移動空間の安全性向上
 - ⇒バリアフリーマップや子育て施策のPRによる子育て層への外出支援
- 鉄道や主要道路により分断されている地区の施設を相互に利用するためにも、今あるバリアをハード・ソフトの両面から改善する必要があります。
 - ⇒鉄道交差部及び主要道路へのアクセス経路における対策の必要性

第3章 本基本構想の策定体制と流れ

1 本基本構想の策定体制

本基本構想策定に当たっては、「南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、様々な立場からの協議及び意見交換を行いました。

また、協議会の分科会を設置し、特定事業計画の調整、地区住民を交えたワークショップなどを実施しました。

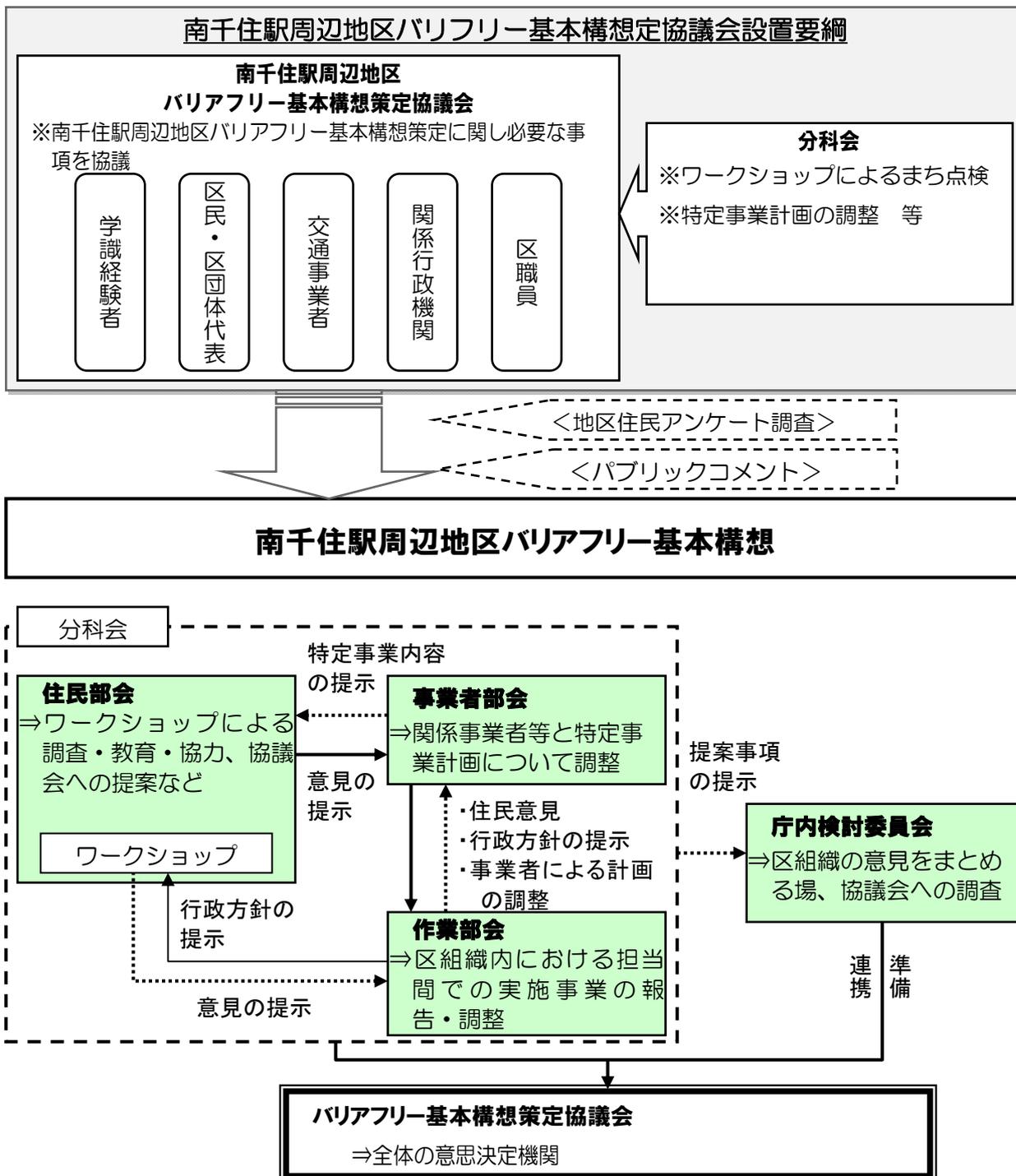


図 3-1 本基本構想策定体制

2 本基本構想の策定の流れ

本基本構想策定に当たっては以下のスケジュールで検討しました。

平 24 年 7 月 19 日

第 1 回策定協議会

- H21 年度策定の荒川区バリアフリー基本構想について
- 基本構想策定体制及び分科会の設置について
- 策定スケジュールについて
- 地区の現況課題について

平成 24 年 8 月 1 日

第 1 回住民部会

- アンケート調査結果等参加者への情報提供
- まち歩き（バリアフリー点検）の実施
- 点検結果のとりまとめ
- バリアフリー上の問題点・課題についての意見聴取

平成 24 年 9 月 24 日

第 1 回事業者部会

- アンケート、住民部会で抽出された課題の共有
- 各事業者へ特定事業に関する課題の提示、対応方針の検討依頼

平 24 年 11 月 7 日・平成 24 年 11 月 12 日

第 1 回庁内検討会・第 2 回策定協議会

- 地区別基本構想素案について
- 生活関連施設並びに生活関連経路案について
- 特定事業メニューについて
- 住民部会検討結果について

平成 24 年 12 月 14 日

第 2 回住民部会

- 区民による心のバリアフリー推進方策について参加者による意見交換

※作業部会（庁内 P T）は随時実施

区民意見（パブリックコメント）の募集

平成 25 年 1 月 29 日

第 3 回策定協議会

- 地区別基本構想案について
- 概要版について
- パブリックコメントについて

平成 25 年 3 月 18 日

第 3 回住民部会

- 区民による心のバリアフリー推進方策について参加者による意見交換

基本構想の策定

図 3-2 本基本構想策定スケジュール

第4章 南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想

1 地区の基本的指針

本基本構想は、全体構想の基本理念を受け、地区におけるバリアフリー化の課題を解決し、区民、事業者、行政が一体となってバリアフリーの取組を実施するための基本的な考え方（ソフト面）と、移動等のための空間整備において特に推進すべき事項（ハード面）として、次のとおり地区の基本的指針を定めます。

また、地区の基本的指針を推進していく上では、協議会による基本構想の実施段階における連絡調整制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努めます。

<全体構想の基本理念>

人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」

<地区の基本的指針>

- バリアフリー化に当たっては、東西地区で市街地の形成過程等の特性が異なる地域において、地区特性に応じた施策を展開し、地域全体として、誰もが安全で円滑に移動できる「バリアフリーネットワーク化」の拡充を推進します。併せて、隣接する台東区と連携した取組を行います。
- 地区内の生活関連施設、生活関連経路における施設のバリアフリー化の推進と合わせ、ソフト面の取組や多様な利用者のバリアフリーに対する“気付き”を高めるため、「心のバリアフリー」を推進します。
- 南千住駅や駅周辺商業施設、区民利用施設などが立地し、区内外の多くの利用者が行き交う地区であり、隣接地区などとの連携を考慮した「重点的なバリアフリー化」を推進し、他の重点整備地区とともに区全体への展開を目指します。



2 バリアフリー化の整備方針

(1) 公共交通

鉄道駅については、南千住駅（JR東日本、東京メトロ日比谷線、つくばエクスプレス線）、は、エレベーター、多目的トイレの設置など、駅構内の主なバリアフリー化は完了しているものの、利用の観点からは、改善すべき箇所が残っています。今後は、ホームドアの設置などにより安全性向上のための対策を行うとともに、サインや視覚障害者誘導用ブロック（以下、「点字ブロック」という）の改修など、既存設備の補修・改善など、利用者の意見を反映したバリアフリー整備を行います。また、三ノ輪橋駅・荒川一中前駅（都電荒川線）、三ノ輪駅（東京メトロ日比谷線）は、バリアフリー化のためのスペースの確保が困難な箇所もあることから、今後の設備改修に併せて、利用者の意見を反映したバリアフリー化に向けた整備の検討を行います。

バス事業については、施設の適正な維持管理を進め、利用者の快適性向上を図ります。

(2) 道路

地区内の道路については、段差や勾配のある箇所について、可能な限り移動円滑化基準に適合した構造に改修していくとともに、当面の対応として、利用者に注意喚起する対策を行っていきます。

また、既に歩道が整備されている箇所については、歩道上の私的占有物(看板の設置など)に対する指導・取締りを継続的に実施していくとともに、違法駐輪に対する取締りや自転車利用マナーの向上については、東京都、荒川区、警察が連携して取り組みます。

(3) 都市公園

不特定多数の人が利用する都市公園については、トイレの改善や適正な維持管理により、誰もが安心して利用できる公園の整備を行っていきます。

(4) 建築物

南千住区民事務所、南千住図書館、民間商業施設など、生活関連施設に位置付けられた建築物を中心に高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者などが安全・快適に利用できるように移動等円滑化に努めていきます。

(5) 交通安全

信号のサイクル長の改善については、周辺道路への影響を考慮しながら、可能な限り対応していきます。

(6) その他の事項

自転車走行マナーや違法駐輪に対しては、当事者に対する指導・取締りを強化します。また、警察署や交通安全協会と連携し、学生を対象とした講習会などの開催による啓発活動により、自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を図ります。

3 生活関連施設と生活関連経路

(1) 生活関連施設・生活関連経路の設定の基本的な考え方

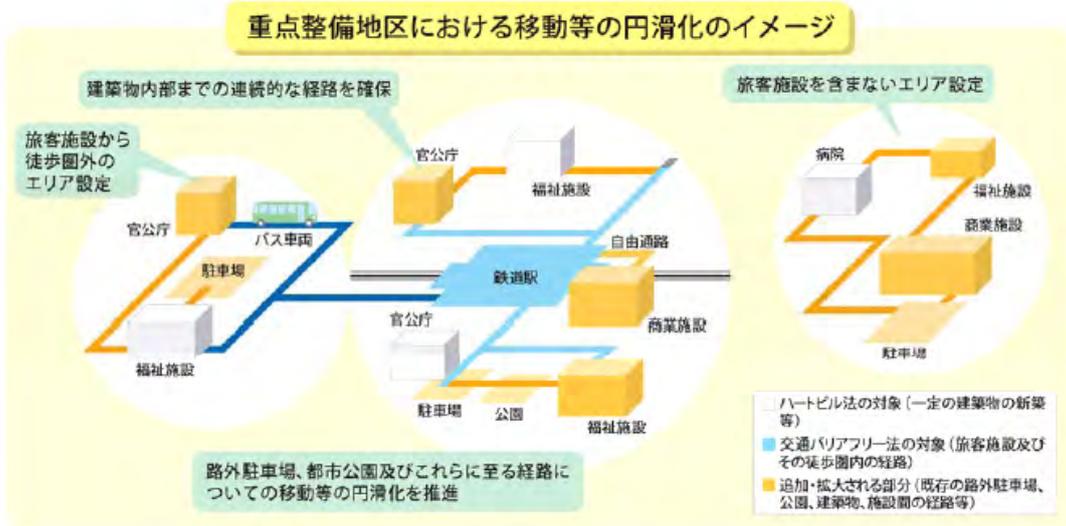
生活関連施設・生活関連経路は、以下に示す「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック（H20.10）」に基づき設定します。

①生活関連施設

- 常に多数の人が利用する施設を選定する。
- 高齢者、障害者等が常時利用する施設を選定する。
- 事業の実施可否により生活関連施設の選定を判断しないこと。
- 既に移動等円滑化されている施設でも、生活関連施設として位置付ける。

②生活関連経路

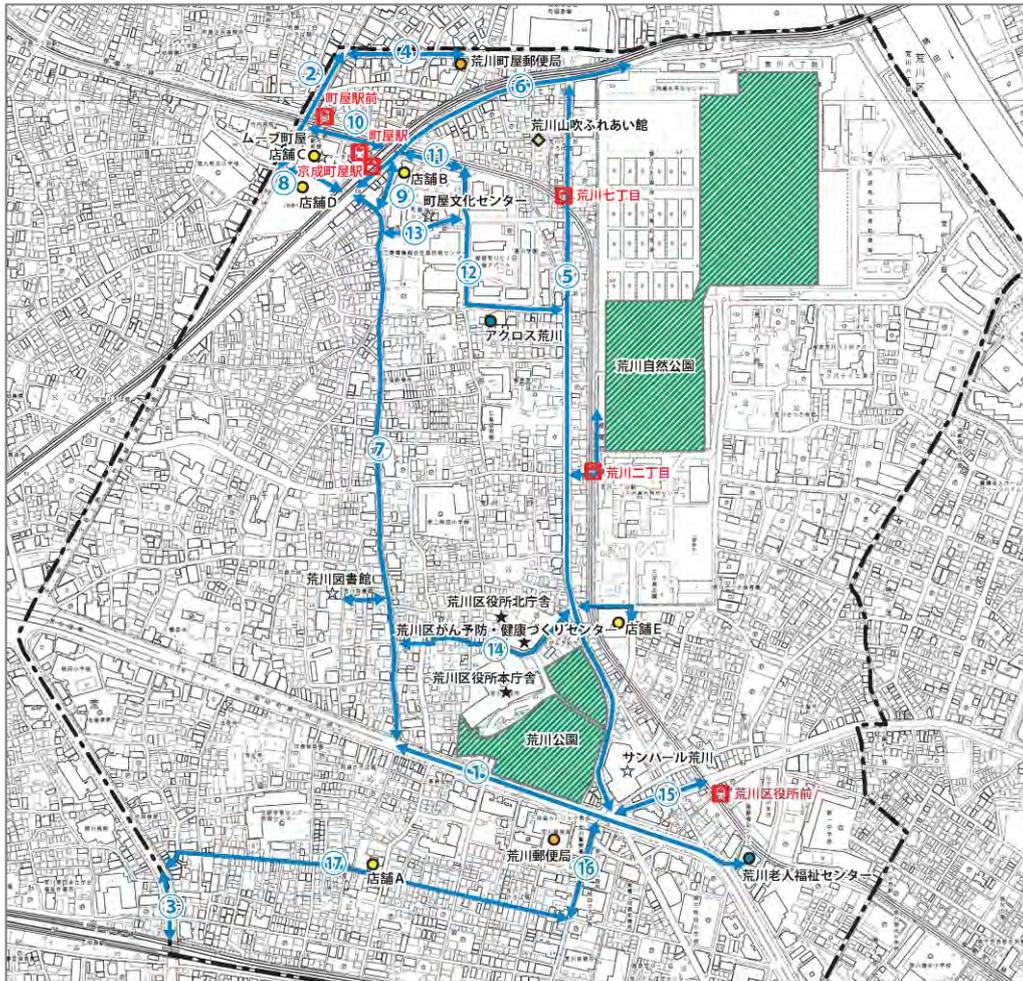
- より多くの人が利用する経路を選定する。
- 生活関連施設相互のネットワークを確保する。
- 事業の実施可否により生活関連経路の選定を判断しない。
- 既に移動等円滑化されている経路でも、生活関連経路として位置付ける。



出典：「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック（国土交通省）H20.10」

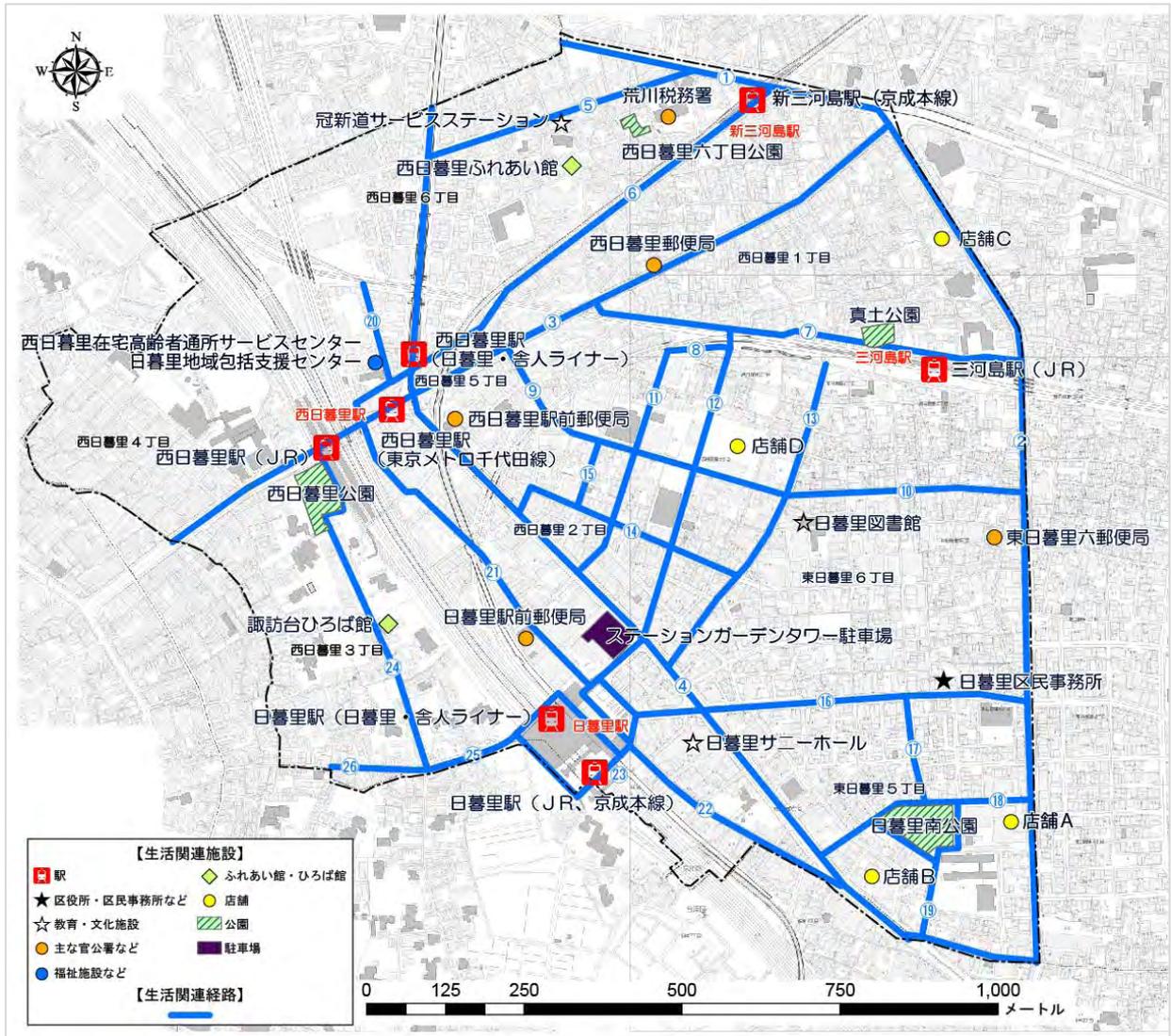
図 4-1 生活関連経路の設定イメージ

なお、既に基本構想を策定している「町屋駅・区役所周辺地区」及び「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」の生活関連施設・生活関連経路は以下のとおりです。



出典：「町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想（荒川区）H23.3」

図 4-2 「町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想」の生活関連施設・生活関連経路



出典：「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想（荒川区）H24.3」

図 4-3 「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想」の生活関連施設・生活関連経路

(2) 南千住駅周辺地区における生活関連施設・生活関連経路の設定の基本的な考え方

生活関連施設・生活関連経路は、以下の考え方に基づき、アンケート調査結果を参考に、各部会での検討結果を踏まえて設定しました。

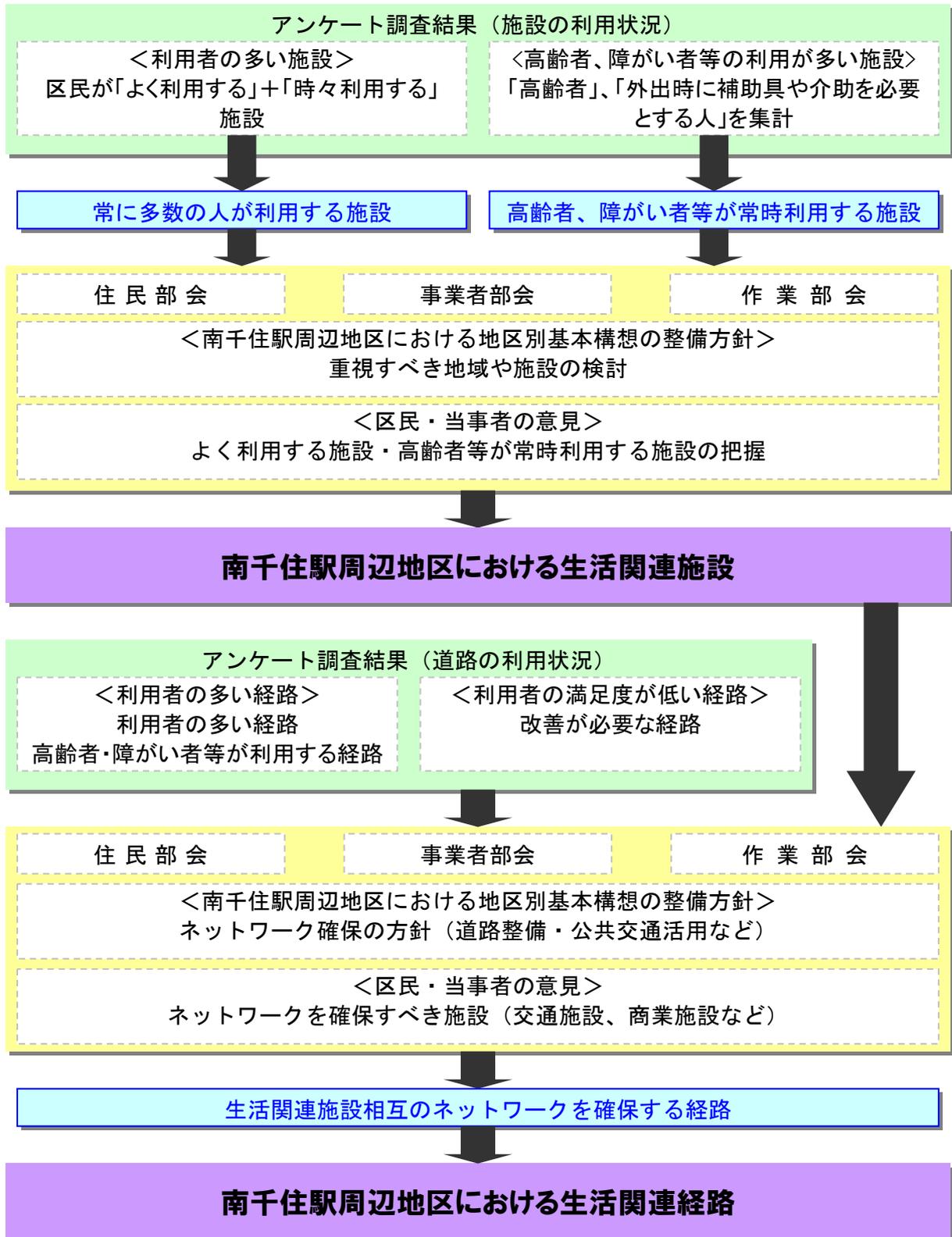


図 4-4 生活関連施設・生活関連経路の検討の流れ

(3) 生活関連施設の設定

地区住民アンケート調査結果を基に、地区住民が普段から利用する施設及び高齢者・障がい者等が普段から利用する施設を抽出し、生活関連施設として位置付けます。

(全体利用率 20%以上、高齢者、障がい者等利用率 10%以上の施設を抽出)

なお、住民サービス向上のために今後利用促進を図る必要性の高い鉄道駅及び都市公園については、全ての施設を生活関連施設と位置付けます。

表 4-1 アンケート調査結果（各施設の利用順位）

| 施設名 | 順位 | | | | | |
|------------------------|----|-----|-------|-----|---------|-----|
| | 全体 | | 高齢者※1 | | 障がい者等※2 | |
| 店舗A | 1 | 78% | 1 | 67% | 1 | 57% |
| 南千住駅（JR・メトロ・つくばエクスプレス） | 2 | 76% | 3 | 66% | 7 | 38% |
| 店舗B | 3 | 64% | 1 | 67% | 2 | 48% |
| 店舗C | 4 | 63% | 5 | 55% | 7 | 38% |
| 店舗D | 5 | 61% | 4 | 59% | 4 | 43% |
| 店舗E | 6 | 58% | 7 | 45% | 2 | 48% |
| 三ノ輪駅（東京メトロ日比谷線） | 7 | 47% | 9 | 41% | 10 | 24% |
| 店舗F | 8 | 43% | 16 | 17% | 16 | 14% |
| 三ノ輪橋駅（都電荒川線） | 9 | 40% | 6 | 50% | 4 | 43% |
| 荒川南千住五郵便局 | 10 | 38% | 8 | 43% | 4 | 43% |
| 南千住区民事務所 | 11 | 38% | 10 | 34% | 10 | 24% |
| 南千住図書館 | 11 | 38% | 12 | 26% | 20 | 10% |
| 汐入公園 | 13 | 31% | 11 | 27% | 10 | 24% |
| 店舗A 駐車場 | 14 | 24% | 18 | 14% | 20 | 10% |
| 荒川総合スポーツセンター | 15 | 22% | 18 | 14% | 16 | 14% |
| 荒川汐入郵便局 | 15 | 22% | 13 | 23% | 9 | 33% |
| 荒川南千住郵便局 | 17 | 22% | 13 | 23% | 13 | 19% |
| 東京リバーサイド病院 | 18 | 20% | 20 | 13% | | |
| 南千住病院 | | | 15 | 20% | 13 | 19% |
| 南千住駅前ふれあい館（区民事務所内） | | | 17 | 15% | 13 | 19% |
| 汐入図書サービスステーション | | | | | 16 | 14% |
| 南千住ふれあい館 | | | | | 16 | 14% |
| 南千住警察署 | | | | | 20 | 10% |
| サンハイム荒川 | | | | | 20 | 10% |
| 瑞光公園 | | | | | 20 | 10% |
| 計25施設 | | | | | | |

※1：各施設に対して利用する（「よく利用する」＋「時々利用する」）と回答した割合

※2：65才以上の回答（97票）を集計

※3：外出時に補助具や介助が必要な人（21票）を集計

(4) 生活関連経路の設定

生活関連経路の設定に当たっては、地区住民アンケート調査結果において「より多くの人々が利用する経路」及び(3)で抽出した「生活関連施設相互のネットワークを確保する経路」を基本に以下の経路を設定します。

表 4-2 生活関連経路

| 経路番号 | 生活関連経路 | | 事業者 |
|------|----------------|---|-----|
| | 道路名称 | 区間【起点～終点】(主な接続施設) | |
| ① | 国道4号(昭和通り) | 経路④～台東区(南千住病院、三ノ輪橋駅) | 国 |
| ② | 都道306号(明治通り) | 南千住一丁目交差点～白鬚橋西詰交差点 | 東京都 |
| ③ | 都道464号(コツ通り) | 経路①～台東区(荒川南千住五郵便局、南千住区民事務所、南千住駅前ふれあい館、南千住駅) | |
| ④ | 一級区道荒98号線 | 経路②④～経路① | |
| ⑤ | 一級区道荒104号線 | 台東区～経路⑦(荒川南千住郵便局) | 荒川区 |
| ⑥ | 一級区道荒309号線 | 経路②④～経路③ | |
| ⑦ | 二級区道荒61号線 | 経路⑤～経路③(南千住病院、荒川南千住五郵便局) | |
| ⑧ | 特別区道第59号線 | 経路③②～経路②④(南千住駅) | |
| ⑨ | 特別区道第91号線 | 経路⑩⑩～経路③③(店舗B) | |
| ⑩ | 特別区道第94号線 | 経路⑬⑬～経路⑨⑨ | |
| ⑪ | 特別区道第100号線 | 経路③③～経路⑬⑬ | |
| ⑫ | 特別区道第103号線 | 経路⑤⑤～経路⑬⑬ | |
| ⑬ | 特別区道第232-2号線 | 東日暮里一丁目公園～経路⑩⑩(東日暮里一丁目公園、店舗D) | |
| ⑭ | 特別区道第689号線 | 経路⑲⑲～経路⑱⑱(店舗C) | |
| ⑮ | 特別区道荒台4号線 | 経路⑳⑳～経路⑳⑳ | |
| ⑯ | 特別区道荒54号線 | 経路⑫⑫～経路⑬⑬(荒川一中前駅) | |
| ⑰ | 特別区道荒55号線 | 経路⑬⑬～経路①①(荒川一中前駅、三ノ輪橋駅) | |
| ⑱ | 特別区道荒56号線 | 天王公園～経路⑭⑭(天王公園) | |
| ⑲ | 特別区道荒57号線 | 経路①①～経路⑭⑭ | |
| ⑳ | 特別区道荒58号線 | 経路④④～経路⑲⑲(南千住駅、南千住区民事務所、南千住駅前ふれあい館) | |
| ㉑ | 特別区道荒62号線 | 経路①①～経路③③(南千住区民事務所、南千住駅前ふれあい館) | |
| ㉒ | 特別区道荒63号線 | 経路⑳⑳～経路⑲⑲ | |
| ㉓ | 特別区道荒66号線 | 経路⑳⑳～経路⑥⑥(リバーハープ公園) | |
| ㉔ | 特別区道荒68号線 | 経路⑳⑳～経路⑥⑥ | |
| ㉕ | 特別区道荒101号線 | 南千住駅～経路③③(南千住駅) | |
| ㉖ | 特別区道荒102号線 | 経路③③～経路⑱⑱ | |
| ㉗ | 特別区道荒103号線 | 経路⑱⑱～台東区(三ノ輪駅) | |
| ㉘ | 特別区道荒268号線 | グリーンハイム荒川～経路⑲⑲(南千住ふれあい館) | |
| ㉙ | 特別区道荒270号線 | 経路⑳⑳～経路⑤⑤(南千住ふれあい館、荒川総合スポーツセンター) | |
| ㉚ | 特別区道荒289号線 | 経路㉓㉓～経路⑳⑳ | |
| ㉛ | 特別区道荒294号線 | 経路㉓㉓～南千住駅(リバーハープ公園、店舗A、店舗F、南千住駅) | |
| ㉜ | 特別区道荒298号線 | 南千住駅～経路⑧⑧(南千住駅) | |
| ㉝ | 荒川区管理通路1-101号線 | 経路⑨⑨～経路⑪⑪ | |

前ページで設定した、南千住駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路は下図のとおりです。

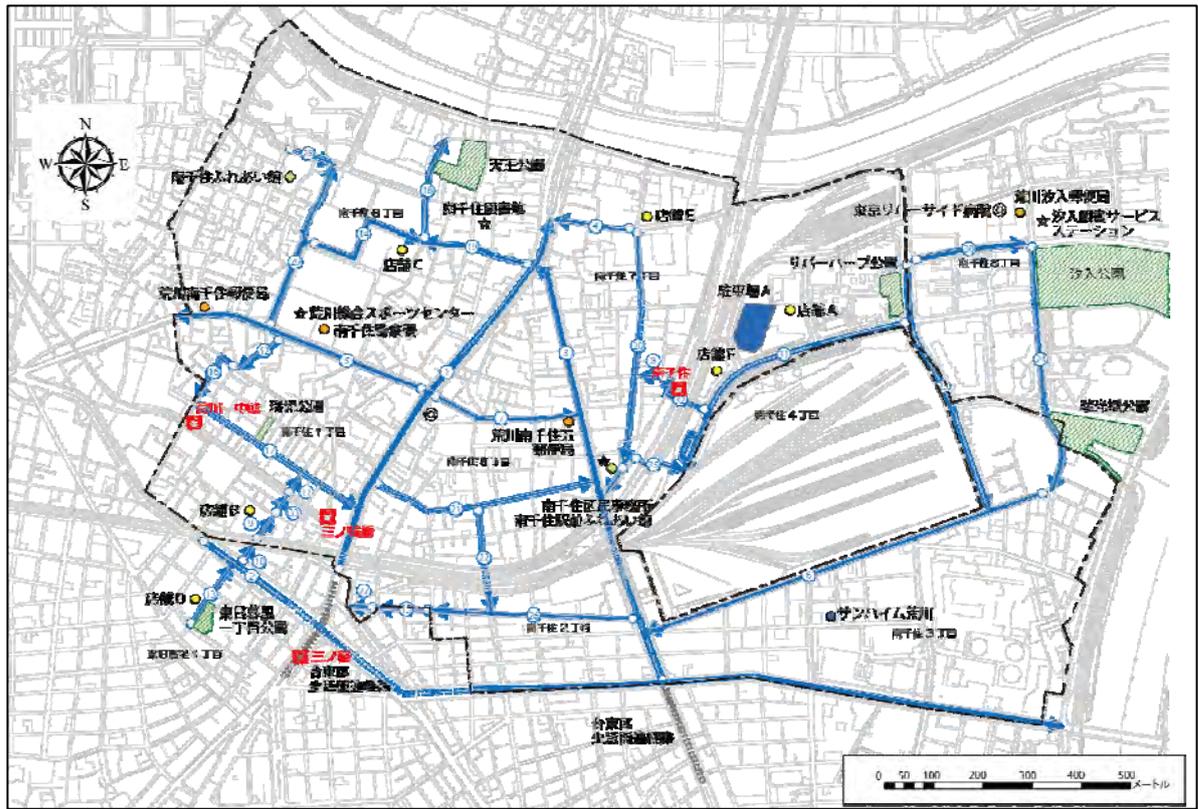


図 4-5 生活関連施設及び生活関連経路

4 ワークショップによるまち歩き点検

本基本構想を作成するにあたり、台東区と連携し、両区民が主体となったまちの点検により、問題点を発見・整理し、課題についての意見交換を行う住民部会（ワークショップ）を開催しました。

（１）台東区ワークショップ

台東区が主催するワークショップにおいて、南千住駅周辺について、両区民が相互に利用する施設や経路について両区民が共同で点検しました。

<実施概要>

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 平成 24 年 6 月 4 日（月） 11:00～17:00 |
| 出席者 | 台東区民 : 23 名 荒川区民 : 8 名（Cグループに参加） 学生 : 8 名 学識経験者 : 2 名 |
| 点検箇所 | 【Aグループ】 ①台東病院⇒②千束公園⇒③北部区民事務所（馬道区民館） 【Bグループ】 ①石浜公園⇒②浅草病院⇒③山谷掘公園 ⇒④台東リバーサイドスポーツセンター 【Cグループ】 ①浅草ほうらい⇒②南千住車庫前バス停⇒③南千住駅前歩道橋 ⇒④南千住駅西口前広場・東口駅前広場、連絡通路等 |

<Cグループ：南千住駅周辺の点検結果>

| | |
|-------------------|--|
| 西口駅前広場 | <ul style="list-style-type: none"> ・時計が音声で時刻が分かると良い ・タクシー乗り場に切り下げ（スロープ）がない ・駅前広場がきれいになってよかった ・コミュニティバス「さくら」がバス乗り場にぴったりついていた |
| 東口駅前広場 | <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターが車イス 2 台と介助者 2 名とで利用できた |
| 歩道橋 | <ul style="list-style-type: none"> ・車イスの人が優先してもらえるようなマナーが必要 ・エレベーターが設置されて良かった |
| バス停 | <ul style="list-style-type: none"> ・バスはできるだけ正着してほしい |
| 地区全体 （台東区側も含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・全般的に放置自転車が多い ・車道境界の段差の規格の統一 ・音響式の信号機の設置 ・エスコートゾーン ・横断歩道の手前に傾斜の急な部分が多かった ・まちなかに盲導鈴が曲がり角と入口の 2 か所にあると良い（高田馬場のよう） |

(2) 荒川区ワークショップ

荒川区が主催するワークショップにおいても、台東区民に参加して頂き、南千住駅周辺に加え、三ノ輪駅・三ノ輪橋駅周辺について、両区民が相互に利用する施設や経路について両区民が共同で点検しました。

<実施概要>

| 実施日 | 実施場所 | テーマ | 点検箇所 |
|------------------|-------------|--|-------------------|
| 平成24年 8月1日(火) | サンパール 荒川 | ・まち歩き(バリアフリー点検)の実施 ・バリアフリー上の問題点・課題の抽出 | (次々ページ点 検箇所参照) |

<点検箇所>

| 班名(対象地区) | 点検ルート |
|----------------------|--|
| 1班 (荒川スポーツセンター方面) | (徒歩)→①荒川南千住郵便局→②荒川総合スポーツセンター→③南千住病院→④三ノ輪橋駅(都電荒川線) (点検後、都電で三ノ輪橋駅から荒川区役所前駅へ) |
| 2班 (南千住図書館方面) | (貸切バスで移動)→①南千住図書館→②天王公園→③店舗C→④南千住ふれあい館 (点検後、貸切バスで荒川区役所前へ) |
| 3班 (東日暮里1丁目方面) | (都電で荒川区役所前駅から荒川一中前駅へ) →①荒川一中前駅(都電荒川線)→②瑞光公園 →③店舗B→④店舗D (点検後、都電で三ノ輪橋駅から荒川区役所前駅へ) |
| 4班 (三ノ輪橋駅周辺方面) | (都電で荒川区役所前駅から三ノ輪橋駅へ) →①三ノ輪駅→②東日暮里ふれあい館→③東日暮里一丁目公園 (点検後、都電で三ノ輪橋駅から荒川区役所前駅へ) |
| 5班 (南千住5丁目方面) | (さくらバスで荒川区役所から南千住駅西口へ) →①南千住駅西口駅前広場→②南千住駅前ふれあい館 →③南千住区民事務所→④荒川南千住五郵便局 (点検後、都電で三ノ輪橋駅から荒川区役所前駅へ) |
| 6班 (南千住駅周辺方面) | (都バスで汨橋から荒川区役所前へ) →①南千住駅(東京メトロ・南口)→②南千住駅(つくばエクスプレス) →③南千住駅(JR)→④南千住駅(東京メトロ北口) (点検後、さくらバスで南千住駅西口から荒川区役所前へ) |
| 7班 (店舗A方面) | (貸切バスで南千住駅東口へ) →①南千住駅東口駅前広場(バス乗降体験) →②店舗F→③店舗A→④リバーハープ公園 (点検後、貸切バスで荒川区役所前へ) |



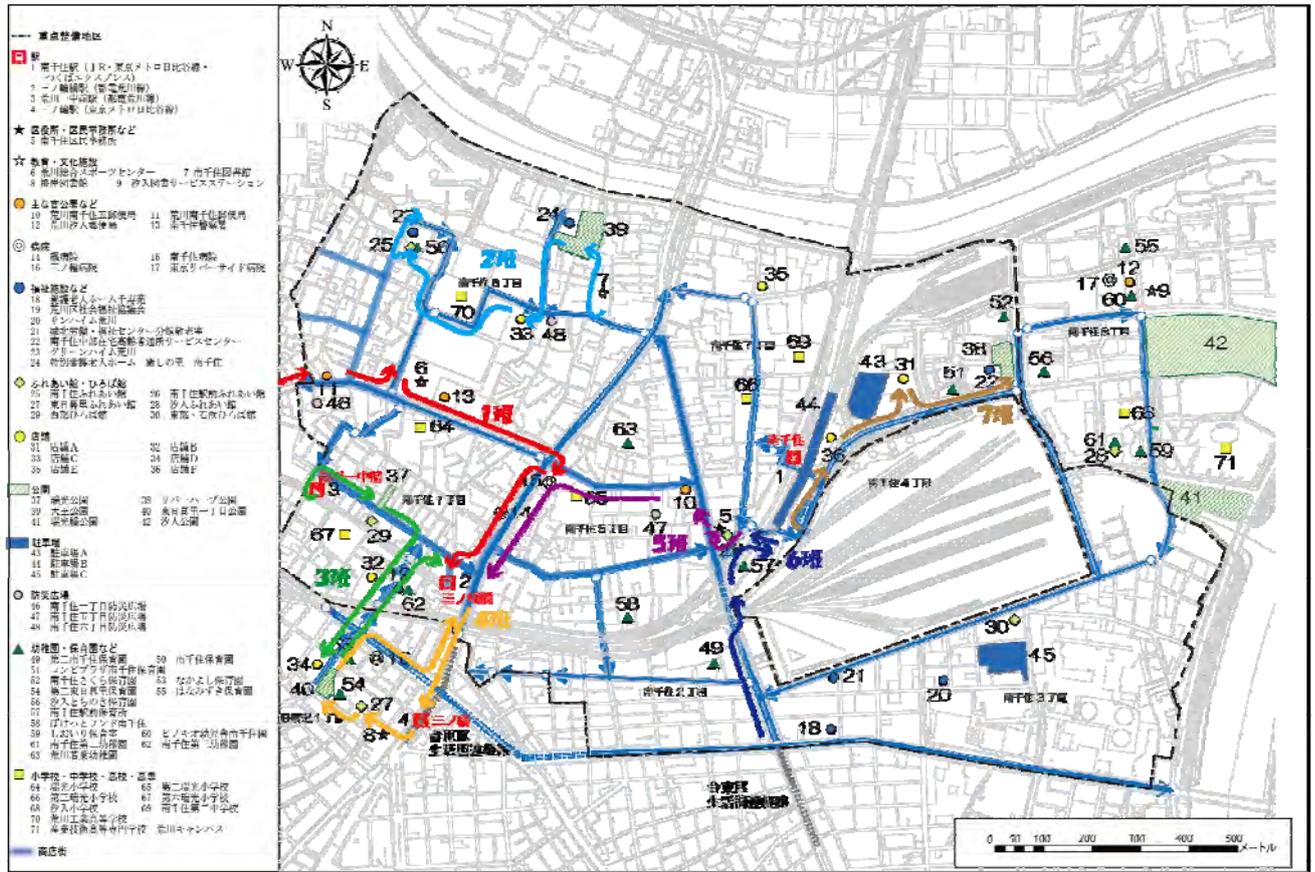


図 4-6 バリアフリー点検経路

<ワークショップでの主な意見>

(1) 1班(荒川スポーツセンター方面)

| 荒川南千住郵便局 | |
|--------------------|------------------------------|
| 項目 | 主な意見(青:良い点、赤:課題点、黄:改善策) |
| 自転車 | ・自転車が多く駐輪している(赤) |
| 入口 | ・ステップの段差があって郵便局に入れない(赤) |
| ポスト | ・ポスト等により通行する幅を狭くしている(赤) |
| | →ポストを移動する(黄) |
| | →ポストの厚みを薄くする(黄) |
| | ・夜間にポストを認識できるようなものを設置する(黄) |
| 荒川総合スポーツセンター | |
| 項目 | 主な意見(青:良い点、赤:課題点、黄:改善策) |
| 外部スロープ | ・スロープの表面がすべりにくい(青) |
| | ・幅も確保できている(青) |
| | ・スロープの入口が狭い(赤) |
| | ・自転車があり通行しにくい(赤) |
| 外部案内 | ・案内板が見にくい(文字の大きさ、維持管理が悪い)(赤) |
| | →文字を大きくする、見やすい位置に設置する(黄) |
| 多目的トイレ | ・入口と中の広さについては問題なし(青) |
| | ・スイッチの位置がよくない(赤) |
| | ・ドアの開閉が手動(赤) |
| | →ドアの開閉を押しボタン式にする(黄) |
| | ・照明が手動(赤) |
| | →照明を自動点灯にする(黄) |
| | ・車いすの方の優先的な利用を促す看板の設置(黄) |
| 南千住病院 | |
| 項目 | 主な意見(青:良い点、赤:課題点、黄:改善策) |
| 入口 | ・入口は幅・段差ともOK(青) |
| 多目的トイレ | ・多目的トイレが1階になく2階にある(赤) |
| 三ノ輪橋(都電荒川線) | |
| 項目 | 主な意見(青:良い点、赤:課題点、黄:改善策) |
| トイレ | ・だれでもトイレがない(赤) |
| | →だれでもトイレの設置(黄) |
| 道路 | |
| サンパール荒川～荒川南千住五郵便局 | |
| 項目 | 主な意見(青:良い点、赤:課題点、黄:改善策) |
| 歩道 | ・目地が狭いから通行しやすい(青) |
| | ・ブロックの色を変えている(青) |
| 植栽 | ・歩道にプランターがあり花がある(青) |
| | ・花の維持管理が大変(赤) |
| 自転車 | ・自転車の止め方が悪い(赤) |
| | ・通行のマナーが良くない(赤) |
| 荒川総合スポーツセンター～南千住病院 | |
| 交差点 | ・車の交通ルールが守られていない(赤) |
| | ・信号機がないので歩行者にとって危険(赤) |
| | →押しボタン式信号機の設置(黄) |
| | ・青信号の時間はちょうど良かった(青) |

| 南千住病院～三ノ輪橋 | |
|------------|------------------------------|
| 歩道 | ・日光街道の歩道は幅・段差ともOK（青） |
| 交差点 | ・交通ルールが守られていない（赤） |
| 信号 | ・一方向が赤ならば一方向は青にする（黄） |
| | ・すべての横断歩道が同時に青になるのをやめる（黄） |
| 道路全般 | |
| 項目 | 主な意見（青：良い点、赤：課題点、黄：改善策） |
| 道路全般 | ・歩道の幅が広い（青） |
| | ・車道と歩道の段差があまりなくて良い（青） |
| | ・舗装が傾いていないので車いすの方でも通行しやすい（青） |
| | ・歩行者と自転車が交差している、危ない（赤） |
| | →歩行者専用レーン・自転車専用レーンを設ける（黄） |

※ワークショップ当日の主な意見を抜粋

(2) 2班 (南千住図書館方面)

| 南千住図書館 | |
|--------------|---------------------------------|
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 誘導ブロック | ・ 誘導ブロックの上にバスが駐車 (赤) |
| | →きちんと駐車場へ駐車させる (黄) |
| | →駐車場の位置を変える (黄) |
| エレベーター | ・ エレベーターは広さは十分 (青) |
| | ・ 点字も凹凸がはっきりしていてよい (青) |
| 多目的トイレ | ・ 車いすだと狭い (赤) |
| | ・ 目の不自由な方にはちょうどよい (青) |
| その他 | ・ 電話の位置は低いところに設置 (青) |
| 天王公園 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 多目的トイレ | ・ 広さは問題なし (青) |
| 公園施設 | ・ 池の周りが何もない (赤) |
| | →誘導ブロックか柵を設ける (黄) |
| その他 | ・ 公衆電話の高さをもう少し低くしてほしい (赤) |
| | →緊急時にも使用しやすいように低い位置に設置する (黄) |
| 店舗C | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 案内 | ・ インターホンが設置されている (青) |
| | ・ 警備員の方がいて、ちょっとした時に助けを求められる (青) |
| 誘導ブロック | ・ スロープまでの誘導ブロックがない (赤) |
| | →スロープへ誘導させるブロックを置く (黄) |
| 多目的トイレ | ・ トイレへの通路が若干狭い (赤) |
| | →トイレへの通路が広くなるようにスーパーへお願いする (黄) |
| 赤ちゃんルーム | ・ 赤ちゃんルームが2階にトイレとは別で設置 (青) |
| 南千住ふれあい館 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 案内 | ・ 入口からエレベーターまでの誘導ブロックがない (赤) |
| | →点字を使った案内図を設ける (黄) |
| ホール・廊下 | ・ 手すりが全て壁にあってよい (青) |
| エレベーター | ・ エレベーター内にも点字あり (青) |
| トイレ | ・ だれでもトイレに多目的シートが設置されている (青) |
| | ・ 女子トイレにベビーシートが設置されている (青) |
| 南千住ふれあい館 | |
| 南千住図書館～天王公園 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 歩道 | ・ 駐車場のところに段差あり (赤) |
| | →5cmのブロックを2cmに変える (黄) |
| 天王公園～店舗C | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 歩道 | ・ 歩道の段差あり (赤) |
| | →段差のないように整備 (黄) |
| 店舗C～南千住ふれあい館 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 歩道 | ・ 歩道が凸凹している (赤) |
| | ・ ブロックが若干凸凹している (赤) |

| 南千住図書館～天王公園 | |
|-------------|-----------------------------------|
| 項目 | 主な意見（青：良い点、赤：課題点、黄：改善策） |
| | →凸凹を解消するように整備（黄） |
| | ・ガードパイプ（2段式）の下のバーが高いため、杖が当たらない（赤） |
| | →バーの位置を低くする（黄） |
| | ・ガードパイプ（3段式）の下のバーの高さがちょうどよい（青） |
| | ・植え込みと歩道間の縁石を若干高くする（黄） |
| | ・歩道に点字ブロック（黄） |
| | ・植え込みの連続性がない（赤） |
| | →植え込みを続ける（黄） |

※ワークショップ当日の主な意見を抜粋

(3) 3班 (東日暮里1丁目方面)

| 荒川一中前駅 (都電荒川線) | |
|-------------------|---------------------------------------|
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| スロープ | ・スロープの傾斜が少しくつい(自走式だと厳しい) (赤) |
| | ・スロープに誘導ブロックがあるため、ガタガタして車いすが通りにくい (赤) |
| ホーム | ・王子方面のホーム通路は幅が広い (W=180cm) (青) |
| | ・三ノ輪方面のホーム通路の幅が狭い (W=120cm) (赤) |
| | →線路・駅内の工夫、例真ん中島式のホーム (黄) |
| 瑞光公園 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| トイレ | ・多目的トイレがない (赤) |
| | →多目的トイレの設置 (黄) |
| 通路 | ・車いすで通行できる出入口が6ヶ所中3ヶ所しかない (赤) |
| | →通行可能なところがわかる表示があるとよい (黄) |
| | ・床面の仕上げが悪くなっている (段差あり、タイル欠け) (赤) |
| 自転車 | ・自転車・オートバイが置かれている (誰のもの? 商店街利用者?) (赤) |
| | →商店街へのはたらきかけ (共同駐輪場) (黄) |
| 荒川区社会福祉協議会 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 多目的トイレ | ・使いやすい、ドアが止まる (青) |
| 店舗B | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| アクセス | ・道が狭いのに車の通行量が多く危ない (赤) |
| 駐車場 | ・駐車場から店舗へ入る場所が少ない (車留めが邪魔をしている) (赤) |
| エレベーター エスカレーター | ・エレベーターがない、2・3階には行けない (赤) |
| | ・昇りエスカレーターしかない (赤) |
| トイレ | ・1階奥のトイレ入口が狭い、車イス利用は不可能 (赤) |
| その他 | ・問題点については、改修か建て直し時に要望する (黄) |
| 店舗D | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 多目的トイレ | ・2階にだれでもトイレがある (青) |
| | ・だれでもトイレの扉が手動で重い (赤) |
| | →自動式ドアの要望 (黄) |
| エレベーター | ・広くて使いやすい (青) |
| 道路 | |
| ジョイフル三ノ輪商店街 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| アーケード内通路 | ・通行しにくい (赤) |
| | ・店舗が道路にはみ出している (赤) |

※ワークショップ当日の主な意見を抜粋

(4) 4班 (三ノ輪駅周辺方面)

| 三ノ輪橋駅 (都電荒川線) | |
|------------------------------|--|
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| トイレ | ・ 都電終点駅には、車いすトイレを設置してほしい (黄) |
| 三ノ輪橋駅 (都電荒川線) 付近 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 駅前広場 | ・ 歩道と道の間に段差があるが、柵などがなく危険 (赤) → 柵の設置 (黄) |
| 公衆トイレ | ・ トイレがリニューアルされたが、中は昔のまま (赤) → 車いすトイレがほしい (黄) |
| 道路 | ・ 商店街の通路の中央にくぼみがある (赤) |
| 三ノ輪駅 (東京メトロ) | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| エレベーター | ・ 北千住方面にエレベーターが設置された (青) ・ エレベーター内の鏡の高さが高い (赤) ・ エレベーター出口で自転車とぶつかるおそれがある (赤) → エレベーターを出たところに柵があるとよい (黄) |
| 多目的トイレ | ・ 多機能トイレのベビーベッドが開いたまま (赤) → 使ったらちゃんと閉じるよう呼びかけ (黄) |
| 案内 | ・ 駅入口のサインが小さい (大関横丁交差点) (赤) ・ 上り・下りホームへの行き方がわかりにくい (赤) → 案内を充実させる (黄) |
| 東日暮里ふれあい館 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 通路・入口 | ・ 入口前の勾配が急 (赤) ・ 畳の部屋に車いすが入れない (段差あり) (赤) → スロープなどがほしい (黄) |
| エレベーター | ・ エレベーターの鏡が下まである (青) |
| 多目的トイレ | ・ 多機能トイレが広く、設備が充実している (青) ・ 水洗ボタンの場所が高い (赤) ・ 子供用便座の置き場所が悪い (赤) |
| その他 | ・ 街なか避暑地として利用されている (青) |
| 東日暮里一丁目公園 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 入口 | ・ 公園入口に段差がある (赤) ・ 車いす用出入口の構造がおかしい (赤) |
| 水飲み場 | ・ 水飲み場に車いすで近づけない、段差もある (赤) ・ 水が出ない (赤) |
| トイレ | ・ 車いす用トイレがない (赤) |
| その他 | ・ ホームレスが寝ている (赤) |
| 道路 | |
| 三ノ輪橋駅 (都電荒川線) ~ 三ノ輪駅 (東京メトロ) | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 自転車 | ・ 歩道の上に駐輪されている (赤) ・ 自転車の通行量が多い (赤) → 自転車はできるかぎり歩行者の邪魔にならないように停める (黄) → 色で自転車レーンを区分するとよい (黄) |
| 歩道 | ・ 歩道の点字ブロックがない (赤) |

| 三ノ輪橋駅（都電荒川線）～三ノ輪駅（東京メトロ） | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 項目 | 主な意見（青：良い点、赤：課題点、黄：改善策） |
| | ・歩道上に、車道に向けて勾配がある（赤） |
| | ・車道との境に段差があり、つまづきそうになる（赤） |
| 三ノ輪駅（東京メトロ）～東日暮里ふれあい館 | |
| 項目 | 主な意見（青：良い点、赤：課題点、黄：改善策） |
| 歩道 | ・歩道と車道との間に段差が多い（赤） |
| | →「この先段差あり」を知らせる標識がほしい（黄） |
| | ・幅が狭い、W=150cm、電柱がある場合 W=100cm（赤） |
| 東日暮里一丁目公園～三ノ輪橋駅 | |
| 項目 | 主な意見（青：良い点、赤：課題点、黄：改善策） |
| 道路 | ・歩行者部分がカラー舗装されている（青） |
| | ・歩道がなく、車の通行量が多い（赤） |
| | →時間制限で通行止めなど（黄） |
| 歩道 | ・人通りに対し歩道が狭い（赤） |
| | ・店舗が歩道上に商品を陳列している（赤） |
| | ・歩道上に民家の植木がはみ出ている（赤） |
| | ・民家へのスロープ板がある（雨天時滑りやすい）（赤） |

※ワークショップ当日の主な意見を抜粋

(5) 5班 (南千住5丁目方面)

| 南千住駅西口駅前広場 | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 案内 | ・改札、多目的トイレへの案内がわかりにくい (JR) (赤) |
| バス停 | ・長椅子の方が人数が多く座れる (赤) |
| | ・椅子には背もたれが必要 (赤) |
| | ・バス停と店の間が狭い (赤) |
| | →バス停を離す (黄) |
| 歩道 | ・歩道の勾配は5度、車いすだと大変 (赤) |
| | ・歩道と車道の間が15cmぐらい空いていた (赤) |
| 誘導ブロック | ・全体的に置かれている (青) |
| | ・途切れていた (赤) |
| 南千住駅前ふれあい館 (アクレスティ南千住2階) | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 1階案内 | ・エレベーターの位置がわかりにくい (赤) |
| | →表示をする (黄) |
| 階段 | ・ふちの色がわかりにくい (赤) |
| | ・踊り場に掲示板があり、ぶつかってしまう恐れ (赤) |
| エレベーター内 | ・表示をもっと高い位置にしないと見えにくい (赤) |
| | ・案内の音声聞き取りにくい (赤) |
| 2階出入口 | ・出入口のところで、エスカレーターで昇ってきた人とぶつかる (赤) |
| | ・狭い (赤) |
| | ・自動扉の反応が遅い (赤) |
| 2階誘導ブロック | ・ふれあい館の中に点字ブロックがない (赤) |
| | →館内にも最低限の点字ブロックをつける (黄) |
| | ・点字ブロックが多目的トイレまで続いていない (赤) |
| トイレ | ・トイレに行くまでの扉が自動ではないので開閉が難しい (赤) |
| | ・外側のトイレの表示がなかった (赤) |
| | ・非常口の表示が逆でわかりにくい (赤) |
| ビル内店舗 | ・店が看板やいすを点字ブロック際に置いている (赤) |
| | →撤去してもらうよう役所が指導する (黄) |
| 荒川南千住五郵便局 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 自転車 | ・入口に自転車が駐輪されていて入りづらい (赤) |
| 道路 | |
| 荒川南千住五郵便局 付近 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 歩道 | ・歩道の幅が狭い (赤) |
| | ・歩道が斜めになっていて通行しづらい (赤) |
| 誘導ブロック | ・点字ブロックがガタガタ (赤) |
| コミュニティバスさくら 南千住5丁目停留所 付近 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| バス停 | ・なだらかな勾配の乗り入れ部は不要 (赤) |
| 歩道 | ・歩道に植木を置いていて、通行するとき危険 (赤) |
| 店 | ・店によっては入口にスロープを設けている (青) |
| 都バス三ノ輪橋停留所 付近 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 歩道 | ・広くて歩きやすい (青) |

| 荒川南千住五郵便局 付近 | |
|--------------|--------------------------------------|
| 項目 | 主な意見（青：良い点、赤：課題点、黄：改善策） |
| | ・物を置いている店が少なかった（青） |
| バス停 | ・上屋がない（赤） |
| | ・誘導ブロックがない（赤） |
| 店 | ・ハンディキャップ用のトイレを設置している店があった（青） |
| | ・ハンディキャップ用のトイレがあるなら表示をわかりやすく（黄） |
| 都電乗り場 | ・乗り場に設置されている時計の向きを駅利用者が見やすい方向に変える（赤） |

※ワークショップ当日の主な意見を抜粋

(6) 6班 (南千住駅周辺方面)

| 南千住駅 (東京メトロ) | |
|--------------------------|--|
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 南口から改札へ | ・ 駅に入るのにスロープがなく階段しかない (赤) |
| | → 駅の入口にシャッターが下りていたので、スロープをつくることのできるのではないかと施設としてもう少し努力と工夫を (黄) |
| 案内 | ・ 駅周辺の案内地図のほとんどが線路の絵だったのでわかりにくい (赤) |
| | → 周辺施設の情報 (トイレなど) を詳細に書くようにする (黄) |
| | ・ ベビーカーを乗せ易い車いす用のスペースのある車両がホームのどこに止まるか、何号車なのか、わかるようにしてほしい。 (黄) |
| | ・ 「ホームに傾斜があります」の表示がわかりにくい場所にあった (赤) → エレベーターの乗り口 (改札階) 横の壁に移動できないか (黄) |
| トイレ | ・ 便座の高さが高くて良かった (青) |
| | ・ トイレすべてにベビーシートをつけてほしい (黄) |
| トイレ | ・ 多目的トイレに「どなたでもご自由にお使い下さい」という表示があった (赤) |
| | → 「車いすの人などを優先」などの表示がほしい (黄) |
| 南千住駅 (つくばエクスプレス) | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 駅施設 | ・ ゲート幅の広い改札が独立していた (青) |
| 案内 | ・ 案内・サインが見やすかった (青) |
| トイレ | ・ 女性用トイレに車いすのまま入れるのは良かった (青) |
| | ・ 車いすで入れる表示がなかった (赤) |
| | → わかりやすい表示をつけてほしい (黄) |
| | ・ 手すりが固定式だった (赤) |
| | → 固定式ではなく可動式にする (黄) |
| | ・ 荷物をかけるフックが高い位置にあるので使いにくい (赤) |
| | → フックの高さを下げるように改善する (黄) |
| | ・ 多目的トイレ内に大人も使えるベッド (折り畳み) があった (青) |
| | ・ 元に戻さない人がいるとトイレが狭くなって使いにくい (赤) |
| | → マナーを守ってほしい (黄) |
| ・ 多目的トイレ内に子供用の便座があった (青) | |
| → 男性用・女性用トイレにも置いてほしい (黄) | |
| 南千住駅 (JR) | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 案内 | ・ 注意書きなど案内表示がわかりにくい場所にあった (赤) |
| | → 図などを使ったり、わかりやすい表示にしてほしい (黄) |
| | ・ ベビーカーを乗せ易い車いす用のスペースのある車両がホームのどこに止まるか、何号車なのか、わかるようにしてほしい。 (黄) |
| 道路 | |
| 都バス 泪橋停留所 付近 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 歩道 | ・ 歩道がつぎはぎだったので車いすなどでは衝撃があった (赤) |
| | → 仕上げ工事を行うときに全体を1回で工事する (黄) |
| バスの乗降 | ・ 都バスのスロープが急で、降りるのが怖かった (赤) |
| | → バス停の歩道を盛り上げる (黄) |
| | ・ 2人乗りのベビーカーでバスに乗る時に、ベビーカーをたたまずにそのまま乗れるようにしてくれるとよい (2人乗りのベビーカーは車いすと同じ大きさなので) (黄) |

| 都バス泪橋停留所 付近 | |
|-------------|---|
| 項目 | 主な意見（青：良い点、赤：課題点、黄：改善策） |
| | →車いす用のスペースに2人乗りのベビーカーを止めて乗れるようにする（黄） |
| | ・ベビーカーでバスに乗ると、バスが発車するまで時間がなく発車してしまう（赤） |
| | →もう少し待ってから発車してほしい（黄） |
| | ・基本的には親切な運転手さんが多いが、時々舌打ちする運転手がいる（赤） |
| 南千住駅南口改札 付近 | |
| 項目 | 主な意見（青：良い点、赤：課題点、黄：改善策） |
| 自転車 | ・自転車の人が乗ったままスロープを下るので危険だと思う（赤） |
| | →自転車利用者のマナー向上（黄） |
| | →警察の取り締まりを厳しくしてほしい（黄） |
| 跨線橋エレベーター | ・エレベーターができて便利になった（青） |
| | ・エレベーターの間口が最低基準 80cm をクリアしているが、狭いので出入りが難しい（赤） |
| | →最低基準通りではなく、今後施設を整備するときは少し余裕をもたせて 90cm は欲しいと思う（黄） |

※ワークショップ当日の主な意見を抜粋

(7) 7班 (店舗A方面)

| 店舗F | |
|---------------|--|
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| エレベーター | ・エレベーターの大きさは十分 (青) |
| | ・エレベーター前の誘導ブロックの上にマットが固定されている (赤) |
| 案内 | ・エレベーターへの案内がない (赤) |
| | →大きな文字でサイン (黄) |
| | ・聴覚障がい者には、非常放送やトイレの扉の外側からの音には気づかないため、それらがわかる装置があればよい (黄) |
| | ・視覚障がい者には、近づいたら音声で誘導案内してくれるサービスがあればいい (黄) |
| | ・盲導鈴を鳴らす (黄) |
| 店舗A | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 自転車 | ・自転車が敷地内通路を走行していて危険 (赤) |
| | →施設利用者の認識を変える (黄) |
| 誘導ブロック | ・誘導ブロックの上に、自転車や自転車置き場を区切るコーンが乗っている (赤) |
| | ・誘導ブロックに屋台が接近していて、屋台のちようちに頭がぶつかる (赤) |
| | ・介助サービスがあるがサービスカウンターまで誘導ブロックが続いていない (サービスカウンターが移動した可能性もありそうだが、誘導ブロック改修まではされていない) (赤) |
| 案内 | ・トイレ・エレベーターの案内がない (赤) |
| | →案内の充実、誘導ブロック設置 (黄) |
| | ・全体的にサインが高い位置にあって見にくい (赤) |
| | →サインを大きく、床面に表示するなど低い高さに設置する。文字は白色など見やすい色がよい (黄) |
| | ・聴覚障がい者には、非常放送やトイレの扉の外側からの音には気づかないため、それらがわかる装置があればよい (黄) |
| | ・視覚障がい者には、近づいたら音声で誘導案内してくれるサービスがあればいい (黄) |
| | ・盲導鈴を鳴らす (黄) |
| エレベーター | ・エレベーター操作パネルや介助サービスインターホンの前に、消火器がある (赤) |
| | ・エレベーター内に足元まで見える鏡があればよい (黄) |
| | ・操作パネルをもう少し低く (黄) |
| リバーハープ公園 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| 多目的トイレ | ・段差がない (青) |
| | ・トイレの扉が回転式で重い上に、メンテナンスが悪く錆びている (赤) |
| | ・トイレ内部で方向転換できない (赤) |
| | ・多目的トイレの表示が外にない (赤) |
| | →多目的トイレがあることを案内 (黄) |
| スロープ | ・北側のスロープはジグザグで急な勾配 (赤) |
| 道路 | |
| 東口駅前広場 | |
| 項目 | 主な意見 (青: 良い点、赤: 課題点、黄: 改善策) |
| バス乗降 (乗り比べ体験) | <乗降スロープ板 L=100cm タイプ、L=120cm タイプを乗り比べた> |
| | ・L=100cm タイプ勾配が急で怖く感じる (勾配 16°) (赤) |
| 多目的トイレ | ・新しくてきれい (青) |

| 東口駅前広場 | |
|-----------|--|
| 項目 | 主な意見（青：良い点、赤：課題点、黄：改善策） |
| | ・ 要望でカーテンが設置された（青） |
| | ・ トイレ施錠後 15～20 分で勝手に自動開錠されてしまう、車いす利用者にとっては時間が短い（赤） |
| | ・ 扉の開閉がセンサー式で、人が前を通っただけで扉が開いてしまう（赤） |
| | ・ 故障時のフォローができるような機関体制を整えてほしい（黄） |
| 点字ブロック | ・ 直線に敷かれずに折れ曲がった形で配置されているため、曲がる方向がわかりにくい（赤） |
| | →点字ブロックの敷設方法を統一（黄） |
| 駅前広場～店舗 A | |
| 項目 | 課題・要望 |
| 信号 | ・ 駅前広場と Bivi の間の交差点に信号がない（赤） |
| | →信号をつけないのであれば、車を Bivi と LaLa の間の交差点へ誘導する（黄） |
| 自転車 | ・ 歩行者・自転車レーンが分かれています（青） |
| | ・ 自転車には徐行を促す（黄） |
| | ・ 自転車の進行方向を分けて矢印で示す（黄） |

※ワークショップ当日の主な意見を抜粋

（３）ワークショップ結果を踏まえた今後の課題等

台東区・荒川区の区界地区で両区民が連携して実施したワークショップ結果に基づき、今後の課題や台東区との連携について、以下のように考えます。

- 両区民が参加して互いの区内の施設について点検を行い、課題の共通認識を掴めたことは成果があった点です。
- 今後は、この結果を踏まえて両区が策定する特定事業計画に基づき、各区で事業を実施していくこととなりますが、円滑な移動空間の連続性を確保するために、**整備レベルや実施時期の調整**を図ることが求められます。

<荒川区における今後の台東区との連携の考え方について>

●現況調査における連携

南千住駅や三ノ輪駅と同様に、両区民が相互に利用している施設については、必要に応じて荒川区と台東区が共同で点検を行います。

●計画策定における連携

区境において、台東区的生活関連経路に連続する経路を荒川区でも生活関連経路に指定し、整備レベルや実施時期をあわせて連続したバリアフリー化を進めていきます。

●特定事業の進捗管理における連携

区境を連絡する部分の特定事業について、連携した事業推進を行うために、相互に進捗状況を共有できる仕組みを構築します。

5 特定事業計画

(1) 特定事業メニュー

特定事業メニューは、地区住民アンケート、住民部会（ワークショップ）における区民意見（問題点・課題）により挙げられた内容を整理した「区民意見に対する方針」、「特定事業の内容」を各関係事業者に照会し、事業者部会での議論を踏まえ個別協議を行い作成しました。

今後は、特定事業メニューについて、各事業者が作成する特定事業計画（バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及び各種ガイドラインに沿って作成）を計画的に実施していきます。

各事業実施時期については、全体構想の目標年次を基本に、短期（平成25年から3年程度）、中期（平成25年から5年程度）、長期（平成25年から10年程度）で目標設定しています。

事業の実施後は、進捗状況を評価・管理することで、事業の効果的な改善（フォローアップ）を図り、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を目指していきます。

なお、現時点で実施時期が未定なものや、事業実施が困難となっているものについても、今後、課題解決の可能性を見極めた段階で随時、事業内容の見直しを行います。その後は、必要に応じて特定事業計画を作成することにより効率的で効果的な事業の実現を目指します。

各事業者の特定事業計画または特定事業の概要を次ページから示します。

<特定事業メニュー>

【公共交通特定事業】

- ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター、点字ブロックなど）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）
- ・その他駅ホームにおける安全設備（案内サイン、ホームドアなど）の整備

【道路特定事業】

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など）の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善など）

【都市公園特定事業】

- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設（トイレ、出入口、園路など）の整備

【交通安全特定事業】

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置など）
- ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など）

【建築物特定事業】

- ・特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設（出入口、廊下、階段、スロープ、エレベーター、トイレなど）の整備

(2) 公共交通特定事業

① 東日本旅客鉄道株式会社

【これまでの取組状況と今後の予定】

<南千住駅・日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅（荒川区内）>

- ・南千住駅において内方線付き点字ブロックを整備しました。
- ・日暮里駅は、朝夕の混雑解消に向けた常磐線ホームの拡幅を予定しています。
- ・国土交通省は、1日の利用者が10万人以上の駅には、ホームドアを設置するよう鉄道会社に協力を求めており、日暮里駅・西日暮里駅については2017年度までの整備を予定しています。
- ・内方線付き点字ブロックの整備を進めており、計画的に整備を行います。
- ・日暮里駅構内の商業施設「エキュート」の開業に合わせ、コンコースの拡幅を行いゆとりのある通路を整備しています。更に、コンコースにペンシルベンチを設置し、休憩スペースの創出を図っています。
- ・三河島駅にエレベーター・多目的トイレを整備し、駅施設の利便性向上を図っています。

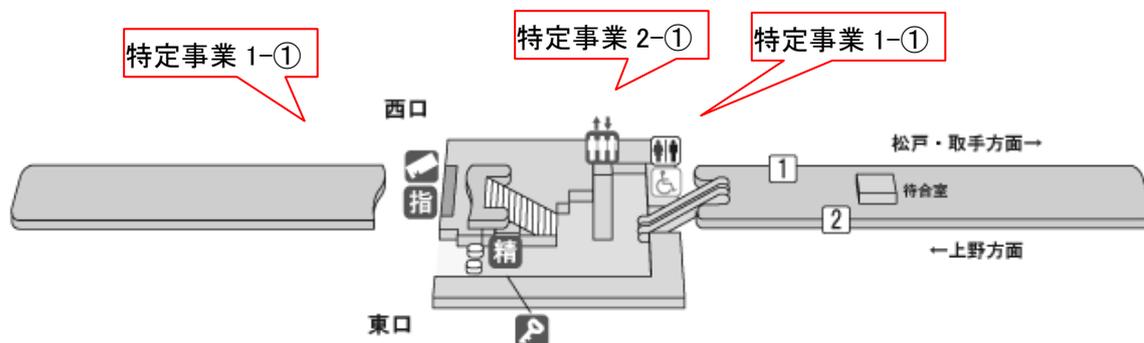
<取組の基本方針等（JR全線）>

- ・JR 東日本では、全てのお客様に安心して御利用いただける快適な鉄道づくりを目指して、バリアフリー設備の拡充に努めています。お身体の不自由なお客様の社会参加や高齢社会が進む中で、今後も更に高いレベルでハード・ソフトの両面から鉄道の利便性、快適性の実現に取り組めます。
- ・国土交通省は、1日の利用者が10万人以上の駅には、ホームドア若しくは内方線付き点字ブロックなどを設置するよう鉄道会社に協力を求めており、最も利用客の多い山手線についてはホームドアの整備を予定しています。また、計画的に内方線付き点字ブロックの整備を進めており、平成27年度末までに対象となる駅における整備が完了する予定です。
- ・エレベーター、エスカレーターを整備を計画的に実施しています。
- ・駅係員への教育など、駅でお困りのお客様に対する接遇力向上に努めています。

<施設概要>

| 駅名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
|---------------|-------------|---------------------------------|
| 南千住駅 (常磐線) | 東日本旅客鉄道株式会社 | エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み |

<特定事業計画>



出典：東日本旅客鉄道株式会社

©KOTSUSHIMBUNSHA

| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
|-----------------------|--|----|----|----|
| 案内 (トイレ・ 注意書き等) | 1-①今後の駅全体のサイン改修時にわかりやすいサインの設置を検討します。また、乗務員・駅係員による人的支援による対応を強化しておりますので、誘導など駅係員にお申し付けください。 | ■ | ■ | ■ |
| エレベーター | 2-①駅の構造上の制約などからエレベーターの増設は困難ですが、将来の大規模駅改修を行う際に施設整備を検討します。 | ■ | ■ | ■ |

<その他の検討事項>

- 既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設改善していきます。
- 列車により車両構造・停車位置等が異なることから、車椅子スペースの表示は行っておりませんが、乗務員・駅係員による人的支援による対応を強化しております。

②東京地下鉄株式会社（東京メトロ日比谷線）

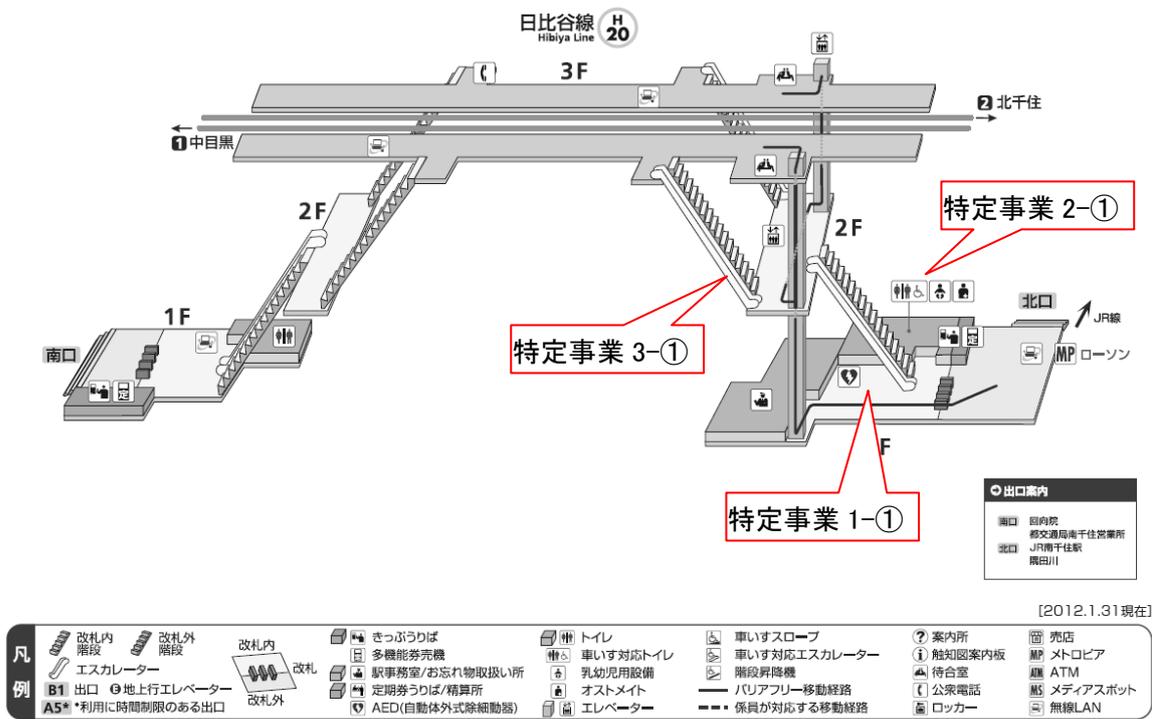
【これまでの取組状況と今後の予定】

<取組の基本方針等（東京メトロ全線）>

- 駅構内をスムーズに移動できるように、エレベーター・エスカレーターを整備しています。
- 高齢者やお身体の不自由な方でも円滑に移動ができるよう、スロープを設置し駅構内の小段差解消に努めています。
- 多機能トイレの整備を進めています。
- 改札口の一部には、車いすのお客様や大きな荷物をお持ちのお客様も通行しやすいように、幅広型の改札機を設置しています。
- 車いすのお客様や高齢のお客様が利用しやすいように、現金投入口が低い傾斜型の券売機や精算機を導入しています。また、視覚障がい者の方にも御利用いただけるように、音声案内やテンキーを備え付けた新しい券売機（英語表示にも対応）も導入しています。
- 目の不自由なお客様に安心・安全に御利用いただけるように、誘導ブロックを全駅に設置しています。
- 点字運賃表を全ての駅に設置しています。
- 目の不自由なお客様に、駅構内の案内や主要施設の場所を御案内する、音声触知図式案内板を設置しています。音声での案内に加え、触知及び点字で御案内します。
- 目の不自由なお客様などが利用しやすいように、一部の駅に音響案内又は音声案内を設置しています。
- 安全性及び利便性の向上を図るため、手すりの2段化を進め、高齢のお客様も御利用しやすいようになっています。さらに、階段のステップの縁にコントラストをつけ、段差を分かりやすくしています。
- ホームから線路内への転落事故や、ホームにおける列車への接触事故を防止するため、各線へのホームドアの設置を推進しています。
- 駅ホームでの様々な事態に備える設備を整備していますが、お客様の安心を更に高めるために、全ての駅のホームに駅係員呼び出しインターホンを設置しています。
- 東京メトロと都営地下鉄のすべての駅のバリアフリー整備情報（エレベーター、車いす対応エスカレーター、階段昇降機の設置位置など）を掲載している「バリアフリー便利帳」を、各駅の改札付近に設置されているラック及び各駅事務室にて無料配布しています。

| ＜施設概要＞ | | |
|---------------------|-----------|--|
| 駅名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
| 南千住駅 (東京メトロ日比谷線) | 東京地下鉄株式会社 | (北口) エレベーター、エスカレーター(上り)、 多目的トイレについて整備済み (南口) エスカレーター(上り・構内) について 整備済み |

＜特定事業計画＞



出典:東京地下鉄株式会社

| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
|----------------|---|----|----|----|
| 案内 | 1-①案内・サインの改良については、全線に関わることから今後の検討課題として取り組みます。また、構内の案内誘導においては、駅係員による人的支援を強化します。 | ■ | ■ | ■ |
| トイレ | 2-①多機能トイレに関する国交省のマナー啓発パンフレットを駅構内のラックに設置しています。今後も継続して周知を行い、ご利用されるお客様にご理解とご協力をいただけるよう努めて参ります。 | ■ | ■ | ■ |
| エレベーター・エスカレーター | 3-①既存施設の利用が困難な場合は、駅係員にお申し付け下さい。今後も駅係員によるサービス向上を図って参ります。 | ■ | ■ | ■ |

＜その他の検討事項＞

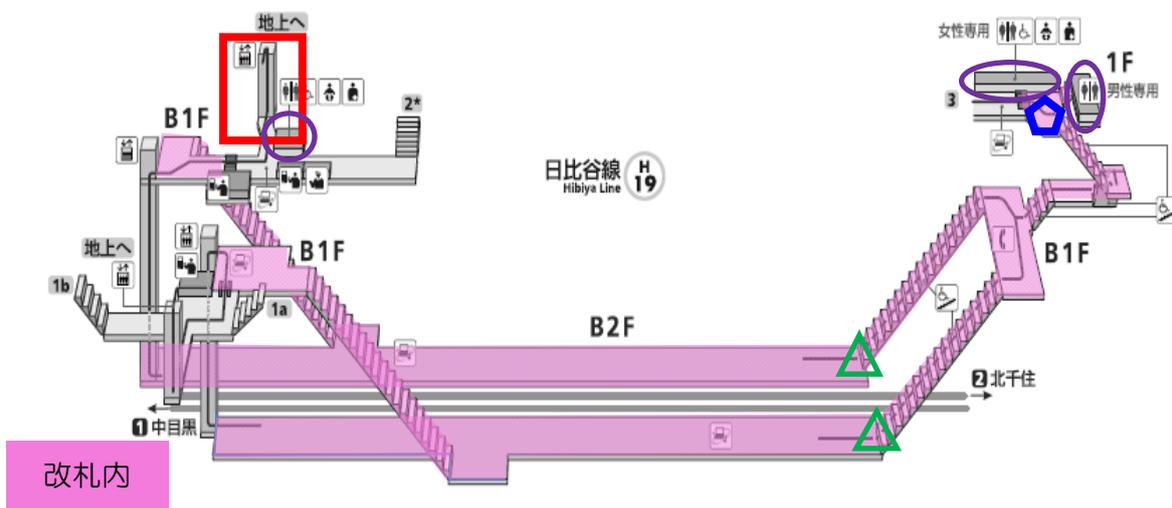
○既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設改善していきます。

【参考：三ノ輪駅（『台東区バリアフリー特定事業計画』より）】

＜対象となる特定旅客施設＞

管理者：東京地下鉄株式会社（東京メトロ）
 旅客施設名：三ノ輪駅
 路線名等：日比谷線

＜特定事業計画（事業内容・実施時期）＞



改札内

| 凡例 | |
|--------------------------------------|---|
| 1) エスカルホーム接地面と視覚障害者誘導用ブロックの干渉対策方法の検討 | △ |
| 2) 2番線（北千住方面）改札階から地上までのエレベーターの設置 | □ |
| 3) 階段手すりへの点字案内の設置 | ⬠ |
| 4) トイレの美化 | ○ |

上記以外の事業は、全体に関することや図示できないもの。

| 項目 | 特定事業の内容 | 規模 | | 実施時期 | |
|----|---------|--------------------------------------|----|------|--------|
| | | 数量 | 単位 | | |
| 移動 | 通路等 | 1) エスカルホーム接地面と視覚障害者誘導用ブロックの干渉対策方法の検討 | 必要 | 箇所 | ～H24年度 |
| | エレベーター | 2) 2番線（北千住方面）改札階から地上までのエレベーターの設置 | 1 | 基 | ～H24年度 |
| | 階段 | 3) 階段手すりへの点字案内の設置 | 4 | 箇所 | ～H24年度 |
| 利用 | トイレ | 4) トイレの美化 | — | — | 継続 |
| 案内 | | 5) 新案内サインへの変更 | 必要 | 箇所 | ～H26年度 |
| | | 6) 音声案内の設置 | 必要 | 箇所 | 検討中 |

【荒川区の取組み】

- 三ノ輪駅は台東区に立地していますが、荒川区民も数多く利用する施設であることから、台東区と連携して荒川区も点検を行いました。
- 台東区と荒川区の両区が共同で検討を行った結果は、「台東区バリアフリー特定事業計画」として反映されています。

④東京都交通局（都電荒川線）

【これまでの取組状況と今後の予定】

<取組の基本方針等（都電荒川線全線）>

『どなたにも利用しやすい都営交通をめざして（都電荒川線）』

・交通局は、すべての人にやさしい交通機関となるよう、「バリアフリー法」や「東京都福祉のまちづくり条例」などを踏まえて、バリアフリー化に取り組んでいます。

(1) 停留場ホームのかさ上げ・スロープの整備

電車の床面とホームとの段差を小さくするため、ホームのかさ上げを行うとともに、スロープを整備しています。

(2) 都電荒川線停留場の安全対策（固定式ホーム柵の設置）

停留場からの転落事故を防止し、お客様により安全に都電荒川線をご利用いただけるよう、設置可能な全ての停留場に固定式ホーム柵を設置します。

(3) 車いすスペースの設置

車内に車いす使用の方のためのスペースを設置しています。

(4) 都電荒川線車両の更新（7000形車両の置き換え）

更新時期を迎えた7000形車両について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインにするとともに、省エネルギーに配慮した車両に更新します。

<施設概要>

| 駅名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
|------------------|--------|------------------|
| 三ノ輪橋駅 (都電荒川線) | 東京都交通局 | ホームのかさ上げ・スロープ整備済 |

<特定事業計画>

| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
|------|--|----|----|----|
| トイレ | 1-①多目的トイレが設置済の近接する公園への経路のサインを荒川区と協議しながら検討を進めます。 | ■ | | |
| 駅前広場 | 2-①用地の関係で柵の設置が困難なため、段差についての注意を促すため、降車ホームの架線柱にサインの設置を検討します。 | ■ | | |

<その他の検討事項>

○既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設改善していきます。

<施設概要>

| 駅名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
|-------------------|--------|------------------|
| 荒川一中前駅 (都電荒川線) | 東京都交通局 | ホームのかさ上げ・スロープ整備済 |

<その他の検討事項>

○既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設改善していきます。

⑤東京都交通局（都営バス）

【これまでの取組状況と今後の予定】

<取組の基本方針等（都営バス全体）>

- 平成24年3月末時点で、全車両の98.5%にあたる1440両がノンステップバスで、平成24年度末には全ての都営バスが、ノンステップバスになる予定です。これらのバスには、車いすスペースを確保しています。
- お客様と乗務員とのコミュニケーション手段の一つとして、都営バス全車両に筆談具を設置しています。営業所には筆談器を設置しています。
- お客様が急に呼吸停止状態等になられた場合に対応するため、都営バスの全営業所、主要バスターミナル等にAEDを設置しております。

<施設概要>

| 駅名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
|----|--------|--|
| — | 東京都交通局 | 平成23年度末現在、全車両の98.5%に当たる1,440両がノンステップバス 都営バス全車両に筆談具を設置 |

<特定事業計画>

| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
|--------------|---|----|----|----|
| サービス | 1-①乗務員の接遇やバリアフリー教育等に関しては、研修などを定期的実施するとともに、必要な場合は個別指導を行うなど、乗務員の接遇向上に努めています。 | ■ | ■ | ■ |
| | 1-②乗務員の接遇等に関しては、研修などを定期的実施するとともに、必要な場合は個別指導を行うなど、乗務員の接遇向上に努めています。 | ■ | ■ | ■ |
| | 1-③乗務員によるアナウンスの実施といった人的支援を強化します。 | ■ | ■ | ■ |
| バス停（三ノ輪橋停留所） | 2-①点字ブロックの所管に関しては、道路管理者となるため、バス事業者として道路管理者に、はたらきかけます。 | ■ | | |
| バス停（明治通り） | 3-①バリアフリー教育の周知や安全運行等、定期的に乗務員教育を徹底しているところでありますが、今後とも、必要な場合は個別指導を行うなど、乗務員教育に努めてまいります。 | ■ | ■ | ■ |

<その他の検討事項>

| |
|---|
| — |
|---|

⑥京成バス株式会社

【これまでの取組状況と今後の予定】

<取組の基本方針等（京成バス全体）>

- ・京成バスでは、全ての車両をノンステップバスにて運行しています。
- ・当社ホームページによる案内や、バス停、バス車内にて掲示物等による周知を行っております。また、乗務員によるアナウンスも重点的に行っている路線であります。今後ご利用されるお客様に安心して乗車していただけるようサービス向上に努めます。

<施設概要>

| 駅名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
|----|----------|--------------|
| — | 京成バス株式会社 | 全車両がノンステップバス |

<特定事業計画>

| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
|------|----------------------------------|----|----|----|
| サービス | 1-①乗務員によるアナウンスの実施といった人的支援を強化します。 | ■ | ■ | ■ |

<その他の検討事項>

| |
|---|
| — |
|---|

(3) 道路特定事業

① 東京国道事務所（国道）

【これまでの取組状況と今後の予定】

＜国道4号＞

- ・国道4号（日光街道）における歩道の有効幅員確保のため、不法占用指導を継続して実施しております。
- ・三ノ輪交差点歩道橋（台東区三ノ輪）のバリアフリー化として、エレベーターを新設しております。
- ・歩道等につきましては、今後の道路整備計画にあわせて、道路の移動円滑化基準に対応した整備を実施していく予定をしております。

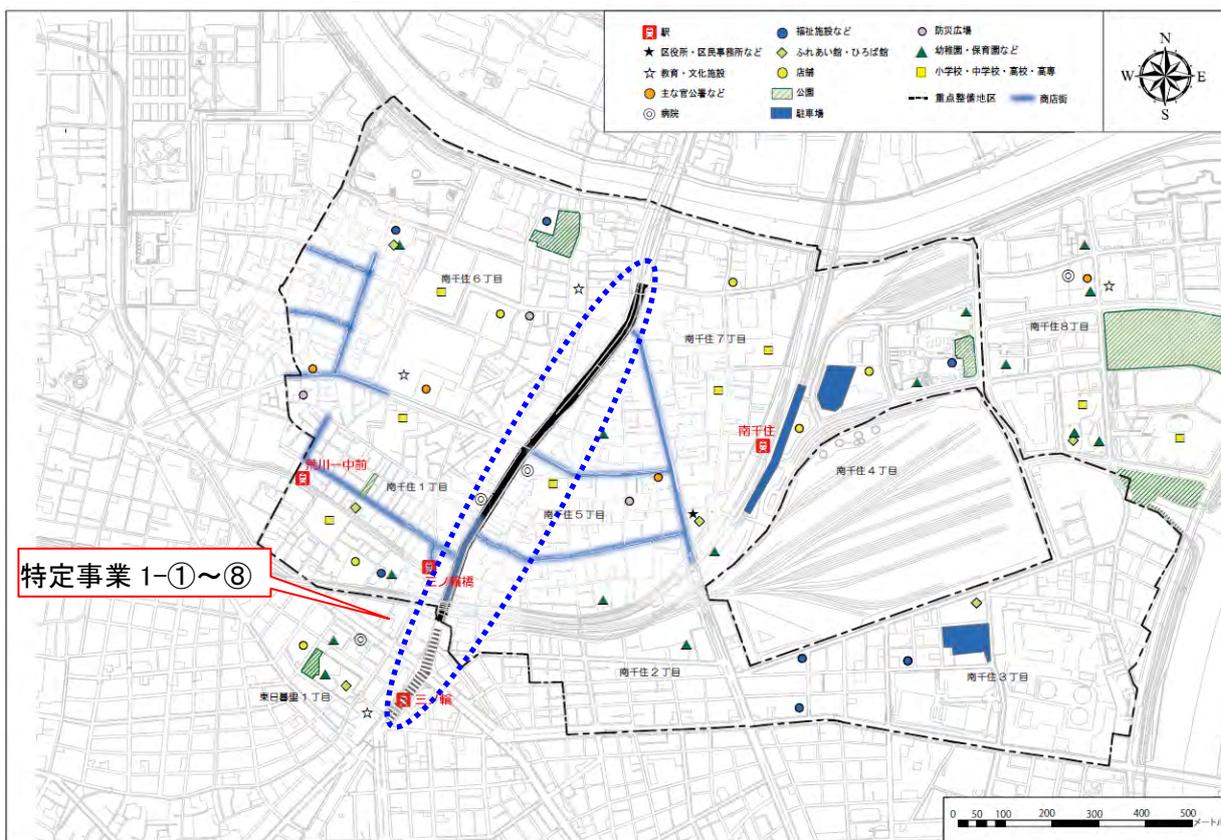
＜取組の基本方針等＞

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、全ての人が安全で安心して利用できる道路空間のユニバーサルデザイン化を推進しております。
- ・整備にあたっては上記法律に基づく特定道路を中心に、幅の広い歩道の整備、歩道の段差・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、立体横断施設へのエレベーター設置等を推進しています。
- ・また、関係機関と連携し、公共施設、公共交通機関、信号機等のバリアフリー化について合わせて整備できるよう協力しております。
- ・上記について、今後も継続して取り組んで参ります。

＜施設概要＞

| 道路名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
|------------------------------------|---------|--------------------|
| 国道4号（日光街道） ＜生活関連経路①＞（特定事業1-①～⑧） | 東京国道事務所 | ●歩道整備完了路線 ・国道4号 |

＜特定事業計画＞



| 道路名 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
|------|---|----|----|----|
| 国道4号 | 1-①物理的・地形的な制約から歩道の拡幅が困難な箇所について、安全対策の検討を進めます。また、自転車通行環境について、警察とともに検討を進めます。 | | ■ | ■ |

| | | | |
|--|---|---|---|
| 1-②自転車のマナー向上について、警察や荒川区とともに検討を進めます。 | ■ | | |
| 1-③今後の道路整備計画にあわせて、歩道舗装の改修を行います。 | | ■ | ■ |
| 1-④今後の道路整備計画にあわせて、道路の移動円滑化基準に対応した勾配に改修します。 | | ■ | ■ |
| 1-⑤今後の道路整備計画にあわせて、道路の移動円滑化基準に従い歩道と車道との段差の改良を行います。 | | ■ | ■ |
| 1-⑥歩道橋については、施設の改修時期について検討を進めます。 | | | ■ |
| 1-⑦今後の道路整備計画にあわせて、点字ブロック設置を行います。 | | ■ | ■ |
| 1-⑧道路の移動円滑化整備ガイドラインに従い点字ブロックの改修を行います。 | ■ | ■ | ■ |
| <その他の検討事項> | | | |
| ○既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。 | | | |
| ○道路照明灯設置基準を遵守した照度を確保します。 | | | |

②東京都第六建設事務所（都道）

【これまでの取組状況と今後の予定】

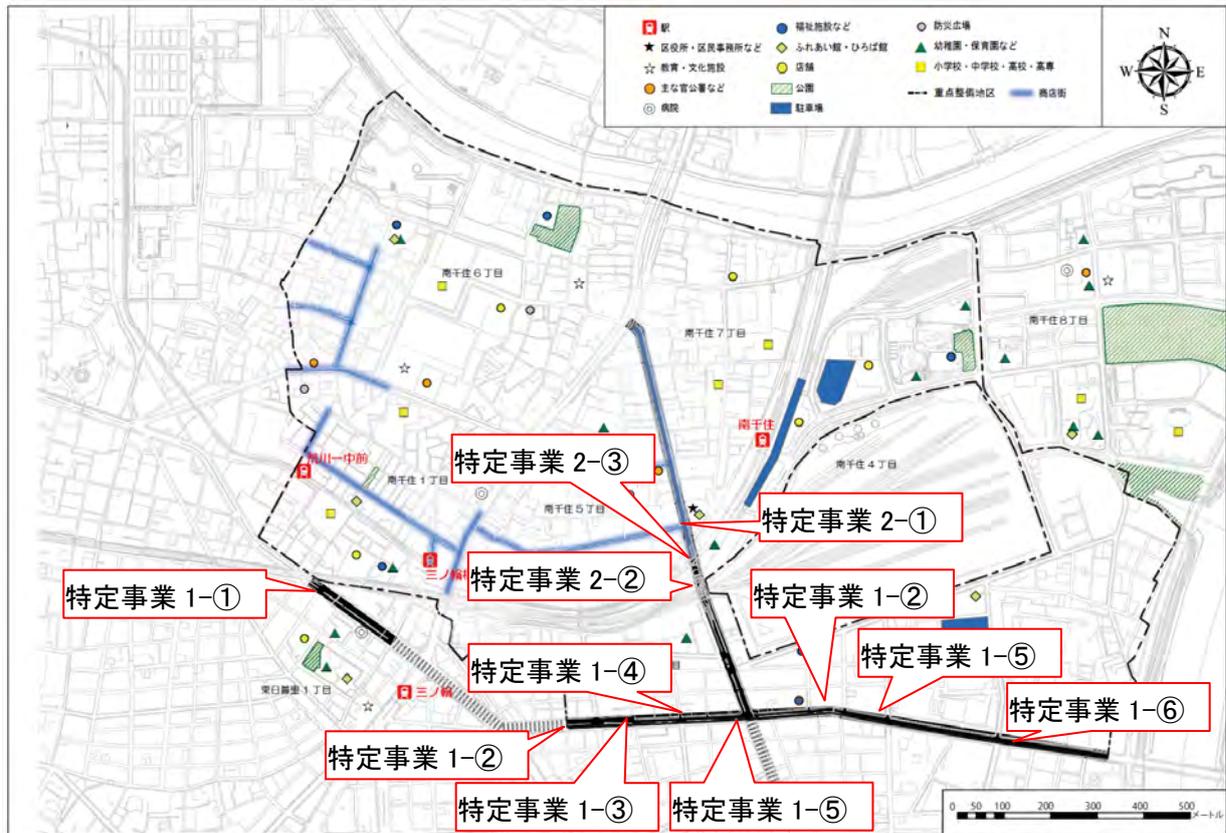
<取組の基本方針等>

- ・高齢者や障がい者など全ての都民が、安全かつ快適に移動できる歩行空間の確保を図ります。
- ・他機関と連携を図り、歩行者の利用頻度の多い路線を選定し、ネットワークとしての整備を行い、歩行空間の連続性を確保します。
- ・現況を福祉の視点から見直すとともに、高齢者や障がい者との対話集会に参加し、路面の平坦性、有効幅員の確保、段差の解消、誘導ブロックの設置などを図ります。

<施設概要>

| 道路名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
|--|--------------------|---|
| 都道 306 号（明治通り） <生活関連経路②>（特定事業 1-①～④） 都道 464 号（コツ通り） <生活関連経路③>（特定事業 2-①～③） | 東京都 第六建設 事務所 | ●歩道整備完了路線 ・都道 306 号（明治通り） ・都道 464 号（コツ通り） |

<特定事業計画>



| 道路名 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
|----------------|---|----|----|----|
| 都道 306 号（明治通り） | 1-①歩道幅員が狭く自転車との接触事故等の危険がある箇所には、注意喚起するための路面標示等を施します。 | | ■ | |
| | 1-②歩道の違法駐輪については、区の指導に対して必要な協力を実施します。 | ■ | | |
| | 1-③道路の不法占用（店舗前の看板張り出しや商品の陳列等）に対する適正化指導を実施します。 | ■ | ■ | ■ |
| | 1-④バリアフリーに配慮した歩道補修に努めます。（舗装等のがたつき、歩車道協会の段差、歩道の陥没等） | ■ | ■ | ■ |
| | 1-⑤点字ブロックの設置を行います。 | ■ | | |
| | 1-⑥通行の妨げとなる植栽の選定を実施します。 | ■ | | |

| | | | | |
|--|--|---|--|---|
| 都道 464 号（コツ通 り） | 2-①自転車のマナー向上について、警察や荒川区の指導に 対して適切な協力を実施します。 | ■ | | |
| | 2-②立体横断施設については、施設の改修時に、道路の 移動円滑化基準に対応した階段の設置を検討します。 | | | ■ |
| | 2-③線路（常磐線）下のトンネルは、交通安全に対する 注意喚起を促す看板や路面表示を行います。 | ■ | | |
| <その他の検討事項> | | | | |
| ○既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な 箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。 ○不法占用物について、適切な監察指導をしていきます。 | | | | |

③荒川区（区道）

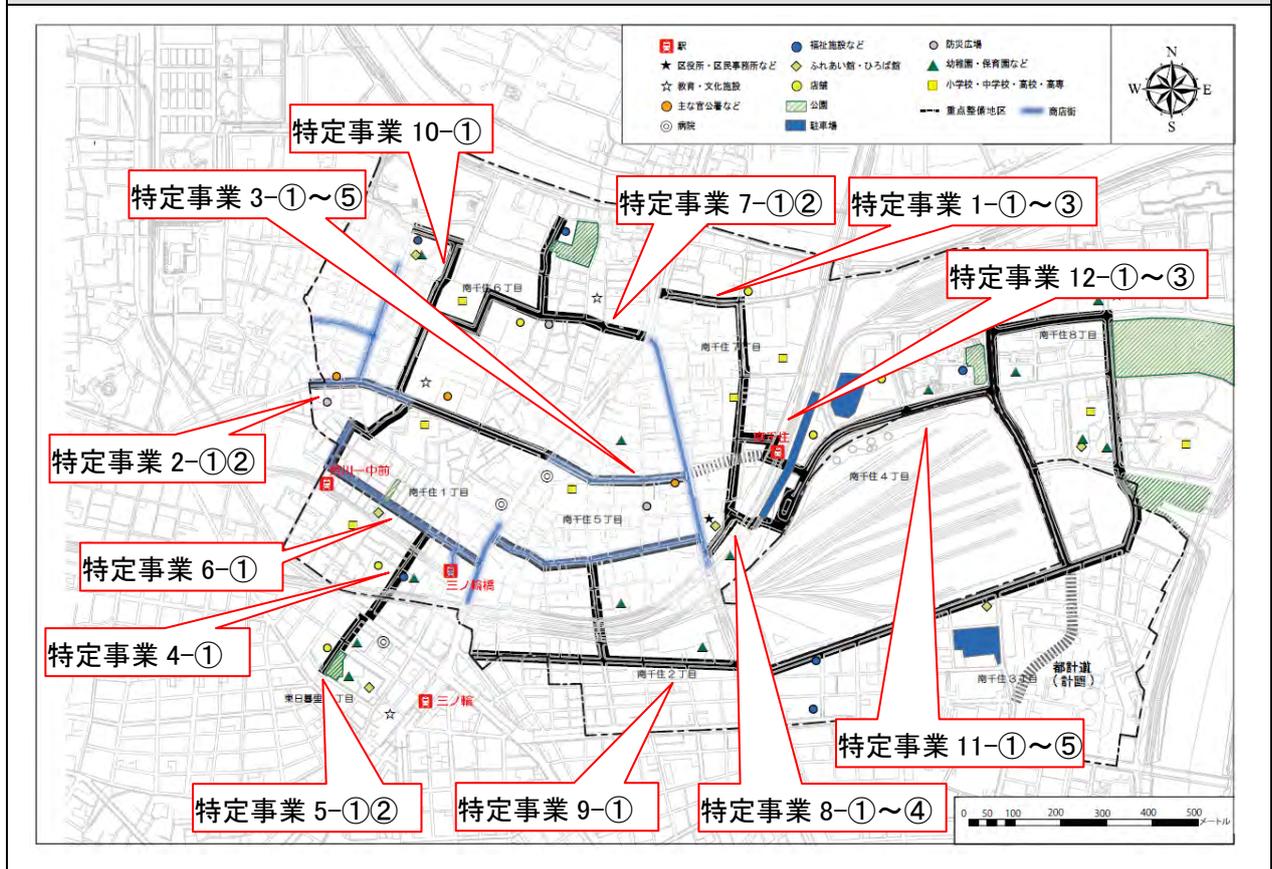
【取組の基本方針等】

- ・荒川区で生活する高齢者や障がい者を含め、全ての区民が暮らしやすい街づくりを進めるために、その根幹となる道路施設について、安全で、快適な道路空間を創出する施策を展開します。
- ・整備に当たっては、高齢者や障がい者の視点に立ち、目的地までの歩行空間を確保するため、有効幅員の増加、平坦性の確保、段差の解消を行います。

<施設概要>

| 道路名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
|---|----------------------------|---|
| 一級区道荒 98 号線 <生活関連経路④> (特定事業 1-①~③) 一級区道荒 104 号線 (千住間道) <生活関連経路⑤> (特定事業 2-①~②) 二級区道荒 61 号線 <生活関連経路⑦> (特定事業 3-①~⑤) 特別区道第 91 号線 <生活関連経路⑨> (特定事業 4-①) 特別区道第 232-2 号線 <生活関連経路⑬> (特定事業 5-①~②) 特別区道荒 55 号線 <生活関連経路⑰> (特定事業 6-①) 特別区道荒 57 号線 <生活関連経路⑲> (特定事業 7-①~②) 特別区道荒 101 号線 <生活関連経路⑳> (特定事業 8-①~④) 特別区道荒 102 号線 <生活関連経路㉑> (特定事業 9-①) 特別区道荒 270 号線 (若宮八幡通り) <生活関連経路㉓> (特定事業 10-①) 特別区道荒 294 号線 (ドナウ通り) <生活関連経路㉔> (特定事業 11-①~⑤) | 荒川区 防災都市 づくり部 道路課 | ●バリアフリー整備完了路線 ・一級区道荒 104 号線 ・一級区道荒 309 号線 ・特別区道荒台 4 号線 ・特別区道荒 66 号線 ・特別区道荒 68 号線 ・特別区道荒 102 号線 ・特別区道荒 103 号線 ・特別区道荒 289 号線 ・特別区道荒 294 号線 ●歩道整備完了路線 ・一級区道荒 98 号線 ・二級区道荒 61 号線 ・特別区道第 689 号線 ・特別区道荒 268 号線 ・特別区道荒 270 号線 |

<特定事業計画>



| 道路名 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
|--------------------------|--|----|----|----|
| 一級区道荒 98号線 | 1-①物理的・地形的な制約から歩道の拡幅が困難な箇所について、警察と協議のうえ、交通安全に対する注意喚起を行います。 | | ■ | |
| | 1-②自転車のマナー向上について、警察とともに検討を進めます。 | ■ | | |
| | 1-③現場を確認し、歩道の補修工事を実施します。 | ■ | | |
| 一級区道荒 104号線 (千住間道) | 2-①既存の案内板を分かりやすいものに順次改修していきます。 | | | ■ |
| | 2-②自転車のマナー向上について、警察とともに検討を進めます。 | ■ | | |
| 二級区道荒 61号線 | 3-①歩行の障害となっている不法占用物に対して、警察、環境課、土木管理課と連携して、指導・警告などを行っています。今後とも、違反に対しては、厳しく対応していきます。 | ■ | | |
| | 3-②物理的・地形的な制約から歩道の拡幅が困難な路線ですので、歩道の着色等を含めて交通安全に対する注意喚起を検討します。 | | | ■ |
| | 3-③道路の移動円滑化基準に対応した勾配に改修を検討します。 | | | ■ |
| | 3-④車いす利用者に配慮して、バス停の改修を順次を行います。 | | | ■ |
| | 3-⑤自転車のマナー向上について、警察とともに検討を進めます。 | ■ | | |
| 特別区道第 91号線 | 4-①現場を確認し、改修が可能であれば、段差解消工事を実施していきます。 | | ■ | |
| 特別区道第 232-2号 線 | 5-①物理的・地形的な制約から歩道の拡幅が困難な箇所について、歩道の着色等により交通安全に対する注意喚起を行います。 | | ■ | |
| | 5-②区内でも、商品が歩道にはみ出している店舗があり、歩行の障害となっています。区では、商店街、警察、環境課、土木管理課と連携して、店舗に直接出向いて指導・警告などを行っています。今後とも、違反に対しては、厳しく対応していきます。 | ■ | | |
| 特別区道荒 55号線 | 6-①分かりやすい案内板の設置の検討を進めます。 | | ■ | |
| 特別区道荒 57号線 | 7-①物理的・地形的な制約から歩道の拡幅が困難な箇所について、交通安全に対する注意喚起を行うとともに、安全な経路への案内を充実します。交通事故の危険性が高い箇所について、状況に応じた交通事故防止対策について警察と連携して検討を進めます。 | | | ■ |
| | 7-②自転車のマナー向上について、警察とともに検討を進めます。 | ■ | | |
| 特別区道荒 101号線 | 8-①物理的・地形的な制約から歩道の拡幅が困難な箇所について、交通安全に対する注意喚起を行います。 | | | ■ |
| | 8-②歩道の改修にむけて検討します。 | | | ■ |
| | 8-③わかりやすい案内版の設置にむけて、関係部署と検討をします。 | | ■ | |
| | 8-④道路の移動円滑化整備ガイドラインに従い点字ブロックの改修を行います。 | ■ | | |
| 特別区道荒 102号線 | 9-①周辺状況を考慮し、一定の照度の確保に努めます。 | | | ■ |

| | | | | |
|--|--|---|---|---|
| 特別区道荒 270号線 (若宮八幡 通り) | 10-①通行状況を勘察し、点字ブロック設置にむけて検討 します。 | | ■ | |
| 特別区道荒 294号線 (ドナウ通り) | 11-①モニユメントの移設とともに、道路の移動円滑化整 備ガイドラインに従い点字ブロックの改修について検討し ます。 | | | ■ |
| | 11-②自転車のマナー向上について、警察とともに検討を 進めます | ■ | | |
| | 11-③駐輪場の更新・新設の際に、利用者の意見を踏まえ て利用しやすい施設を設置します。 | | | ■ |
| | 11-④自転車と歩行者のより優れた分離方法について検 討を行います。 | | ■ | |
| | 11-⑤自転車のマナー向上について、警察とともに検討を 進めます。 | ■ | ■ | |
| 南千住駅常 磐線沿いの 歩道 | 12-①自転車のマナー向上について、警察とともに検討を 進めます。 | ■ | | |
| | 12-②物理的・地形的な制約から歩道の拡幅が困難な箇所 について、交通安全に対する注意喚起を行います。 | | ■ | |
| | 12-③現場を確認し、道路の移動円滑化基準に従い段差の 解消工事を行います。 | | | ■ |
| <その他の検討事項> | | | | |
| ○既に移動円滑化基準に適合した整備が完了している施設やスペース確保の問題からすぐに対応が困難な 箇所についても、利用者の意見を今後の設備改修の参考とし、より使いやすい施設に改善していきます。 | | | | |

(4) 都市公園特定事業

① 荒川区公園緑地課

【取組の基本方針等】

- ・ 憩いと潤いをもたらす身近な公園や児童遊園を、区全体に配置のバランスがとれるよう整備するとともに、バリアフリー化や安全・安心の確保などを図るため、改修・改善を進めています。

| ＜施設概要＞ | | | | |
|------------|---|------------|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| 瑞光公園 | 荒川区防災都市づくり部 公園緑地課 | — | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| トイレ | 1-①トイレの老朽化が目立っており、トイレ再整備する場合には、多目的トイレの設置を検討します。 | | | ■ |
| | 1-②近くの公園に多目的トイレが設置されていますので、再整備までの間、案内誘導の充実を検討します。 | ■ | | |
| 園路 | 2-①車いすで通行できる箇所について、案内誘導の充実の検討をします。 | | ■ | |
| | 2-②園路舗装の段差や割れ等の点検を行い適切に対応します。 | ■ | | |
| | 2-③商店街利用者用の駐輪場の役割も担っていますが、日頃から点検し、適切に対応します。 | ■ | ■ | ■ |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| — | | | | |

| ＜施設概要＞ | | | | |
|------------|--|------------|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| リバーハープ公園 | 荒川区公園緑地課 | — | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| トイレ | 1-①適切な維持管理を実施し、当該トイレの扉が開けやすくなるよう調整します。 | ■ | | |
| | 1-②多目的トイレの改修については、トイレの再整備に合わせて検討します。 | | | ■ |
| | 1-③近くの公園には多目的トイレが設置されていますので、案内誘導の充実を検討します。 | ■ | | |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| — | | | | |

| ＜施設概要＞ | | | | |
|------------|-----------------------------------|------------|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| 天王公園 | 荒川区公園緑地課 | — | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| 園路 | 1-①施設全体を調査した上、安全対策について検討を進めます。 | | ■ | |
| トイレ | 1-②1日2回、清掃しており、設備の老朽化には調査の上対応します。 | ■ | | |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| — | | | | |

| ＜施設概要＞ | | | | |
|------------|-----------------------------------|------------|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| 東日暮里一丁目公園 | 荒川区公園緑地課 | — | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| 園路 | 1-①出入り口の改善を検討します。 | ■ | | |
| | 1-②車いす用出入り口の改善を検討します。 | ■ | | |
| 水飲み場 | 2-①設備の更新時に車いす利用者でも使いやすい設備に変更します。 | | ■ | |
| | 2-②利用実態を調査した上、適切に対応します。 | ■ | | |
| トイレ | 3-①トイレを再整備する場合には、多目的トイレの設置を検討します。 | | | ■ |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| — | | | | |

| ＜施設概要＞ | | | | |
|------------|-------------------------------------|------------|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| 南千住東口ドナウ広場 | 荒川区公園緑地課 | — | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| 多目的トイレ | 1-①状況を確認のうえ適切な自動開錠時間の検討を行います。 | ■ | | |
| | 1-②状況を確認のうえ、トイレの開閉の改善方法について検討を行います。 | ■ | | |
| | 1-③多目的トイレ故障時の連絡体制を整備します。 | ■ | | |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| — | | | | |

| ＜施設概要＞ | | | | |
|------------|---|------------|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| 都電荒川線三ノ輪橋駅 | 荒川区公園緑地課 | — | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| トイレ | 1-①設置スペースの課題から、現状では設置は困難な状況にありますが、継続的に検討していきます。 | | | ■ |
| | 1-②近くの公園には多目的トイレが設置されていますので、案内誘導の充実を検討します。 | ■ | | |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| — | | | | |

(5) 交通安全特定事業

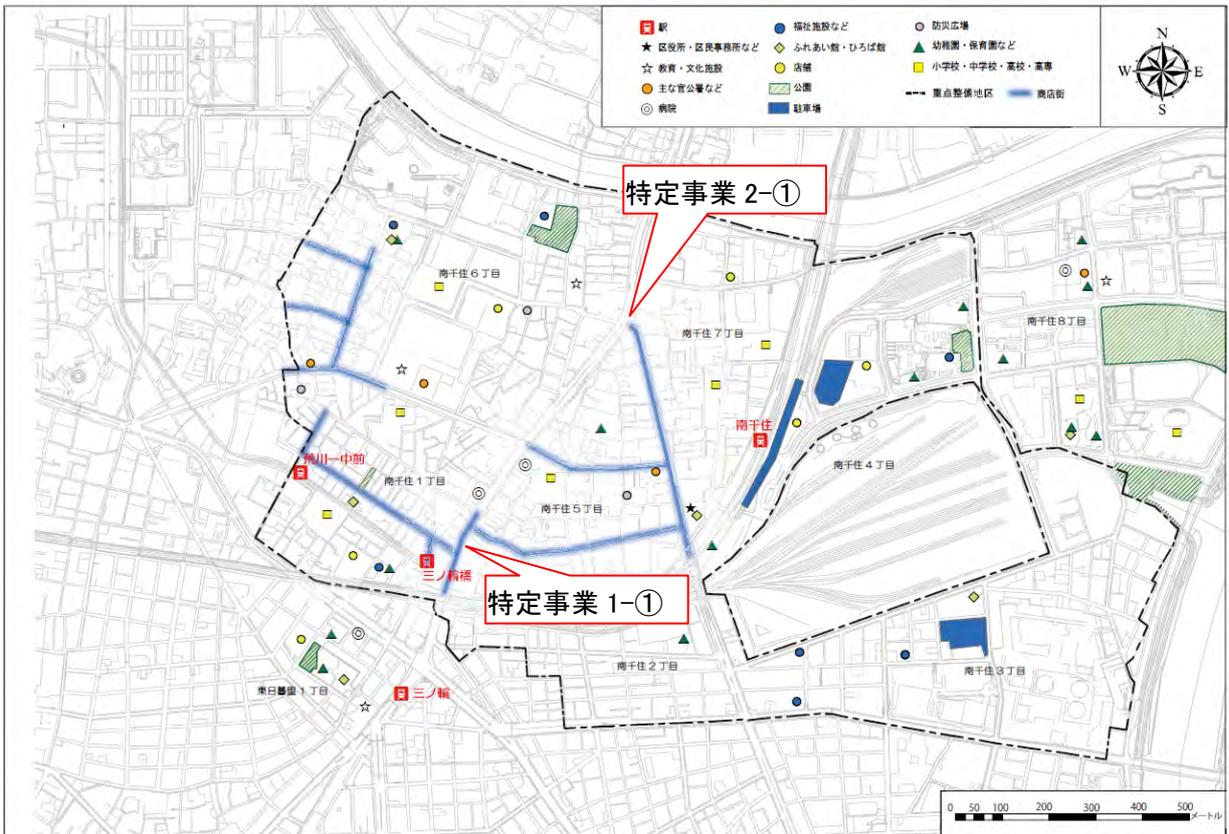
【取組の基本方針等】

・高齢者や障がい者等が、安全で快適な移動を行えるよう、音響式信号機等の設置、道路標識及び道路標示の設置、違法駐車行為の防止の事業を実施していきます。

<施設概要>

| 道路名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
|----------------|-----------|------------|
| 国道4号 都道464号 | 警視庁南千住警察署 | — |

<特定事業の概要>



| 道路名 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
|--------|---|----|----|----|
| 国道4号 | 1-①幹線道路の信号機は、全て集中制御式信号になっており、一部の信号サイクルを変更するには、その周辺の信号サイクルも変更しなければならない状況です。今後周辺道路への影響などを考慮しながら青時間の延長などについて検討を進めます。 | | ■ | |
| 都道464号 | 2-①幹線道路の信号機は、全て集中制御式信号になっており、一部の信号サイクルを変更するには、その周辺の信号サイクルも変更しなければならない状況です。今後周辺道路への影響などを考慮しながら青時間の延長などについて検討を進めます。 | | ■ | |

<その他の検討事項>

—

(6) 公共建築物特定事業

①荒川区（西口再開発ビル・南千住ふれあい館）

| |
|---|
| <p>【これまでの取組状況と今後の予定】</p> <p><南千住ふれあい館></p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに建設する施設のユニバーサルデザイン化を図っています（手すりを二重にして対応、男子・女子トイレとも子ども椅子を設置、会議室等の扉を引き戸にて対応、給水器の位置を車いす利用者にも使いやすい位置に設置、階段ごとに点字ブロックを設置、通路をひろくとり、車いすでの移動がしやすい導線の確保） <p><取組の基本方針等></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者にご利用いただけるよう施設の改善を順次図っています。 |
|---|

| ＜施設概要＞ | | | | |
|------------------------------|--|--|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| 西口再開発ビル（南千住区民事務所・南千住駅前ふれあい館） | 荒川区 | <ul style="list-style-type: none"> エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み あらかわベビーステーション | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| 通路 | 1-①看板やいすが点字ブロックの障害とならないように管理組合に対し、適切な管理を依頼します。 | | ■ | |
| 案内 | 2-①管理組合に対し、サインの充実を依頼します。職員による案内をおこないます。 | | ■ | |
| エレベーター・エスカレーター | 3-①管理組合に対し、既存のエレベーターやエスカレーターへのサインの充実を依頼します。 | | ■ | |
| | 3-②管理組合にエレベーター内の表示の位置が見やすい場所への移動を依頼します。 | | ■ | |
| 点字ブロック | 4-①点字ブロックの設置について検討するとともに、職員による案内をおこないます。 | | ■ | |
| トイレ | 5-①自動扉に改修を検討していきます。 | | ■ | |
| | 5-②管理組合に対し、サインの充実を依頼します。 | | ■ | |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| — | | | | |

| ＜施設概要＞ | | | | |
|------------|--|--|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| 南千住ふれあい館 | 荒川区 | <ul style="list-style-type: none"> エレベーター、多目的トイレについて整備完了済み あらかわベビーステーション | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| 点字ブロック | 1-①施設内に点字ブロック、点字案内板の設置を検討するとともに、職員による案内を行います | | ■ | |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| — | | | | |

| ＜施設概要＞ | | | | |
|------------|---|--|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| 東日暮里ふれあい館 | 荒川区 | <ul style="list-style-type: none"> エレベーター、多目的トイレについて整備完了済み あらかわベビーステーション | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| 通路 | 1-①都住宅局と協議し、入口スロープの勾配を改修できるか検討します | | | ■ |
| トイレ | 2-①水洗ボタンについて、適切な位置に改修していきます。 | | ■ | |
| | 2-②子供用便座の置き場所について、使いやすい位置への改善をおこなっていきます | ■ | | |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| - | | | | |

②荒川区（南千住図書館・荒川ふるさと文化館）

| |
|--|
| <p>【これまでの取組状況と今後の予定】</p> <p>＜取組の基本方針等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> エレベーターや誰でもトイレ、対面音訳室等の基本的なバリアフリー設備については対応済みですが、今回のご意見を踏まえ、より使い勝手が良くなるよう検討していきます。 また、録音図書や点字図書の貸出、対面音訳サービス、何らかの障がいがあり図書館への来館が困難な方への宅配サービスなど、ソフト面での取り組みも行っていますが、今後、これらのサービスについても充実を図っていきます。 |
|--|

| ＜施設概要＞ | | | | |
|------------------|--|--|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| 南千住図書館・荒川ふるさと文化館 | 荒川区 | <ul style="list-style-type: none"> エレベーター、多目的トイレについて整備完了済み あらかわベビーステーション | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| トイレ | 1-①電動車いすにも対応できるよう、施設更新にあわせてより使いやすい設備に改良していきます。 | | | ■ |
| 駐車場 | 2-①よりスムーズに来館できるよう、予算を確保したうえで、施設の小破修繕等に合わせまして駐車場入口の段差解消を図ります。 | | ■ | |
| 点字ブロック | 2-②正面玄関前のアプローチは、通常は車両進入禁止エリアですが、障がい者施設の方が来館される際のみ、バスが入れるようにしています。今後は、バスを駐車する際に点字ブロックをふさがないように、当該施設に伝えます。 | ■ | | |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| - | | | | |

③荒川区（荒川総合スポーツセンター）

【これまでの取組状況と今後の予定】

<取組の基本方針等>

- 一般の利用者ととも、高齢者や障がい者にも、これまで以上に安心してご利用いただけるよう、施設の改善を図ってまいります。

<施設概要>

| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
|--------------|------|--|
| 荒川総合スポーツセンター | 荒川区 | <ul style="list-style-type: none"> • エレベーター、多目的トイレについて整備完了済み • あらかわベビーステーション |

<特定事業計画>

| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
|-----|---|----|----|----|
| トイレ | 1-①車いす利用者でも使いやすい位置に改善を図ります。 | | ■ | |
| | 1-②設備更新にあわせて、トイレの自動ドア化を検討します。 | | | ■ |
| | 1-③設備更新にあわせて、トイレ照明の自動点灯化を検討します。 | | | ■ |
| | 1-④障がい者等が優先されるトイレであることが分かるように、案内表示をします。 | ■ | | |

<その他の検討事項>

-

(7) 民間建築物特定事業

①店舗A

【これまでの取組状況と今後の予定】

<店舗A>

- 管理スタッフの巡回中、点字ブロック上に自転車等障害物が乗っているのを見かけた時は、障害物を移動する。また土休日に関しては自転車整理員を配置させており、障害物を置かれないよう監視しています。
- 施設入口に『施設内は自転車から降りて御通行ください』の看板を掲示しています。また、警備員の巡回時、施設内への自転車乗り入れを見かけた際は、降りていただくようお願いしています。日祭日に関してはアンテンドゥ前にお声掛け専属として警備員を配置中。
- 優先車両枠（5台分）を健常者が利用しないよう看板を掲示。土休日のみ優先車両枠の駐車スペースにコーンを立て、利用する際は自転車整理員にて開放対応をしています。（来年度には、優先車両枠にインターフォン・バリカー設置を検討中。）
- 車イスの貸し出しをオペレーションセンターで実施しています。
- エスカレーターの安全対策として安全柵を設置しています。
- 施設内通路床面（インターロッキングの陥没や側溝脇天端が欠けているなど）に段差が出来てしまっている場合は、その都度補修工事を実施しています。

<施設概要>

| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 |
|-----|------|----------------------------------|
| 店舗A | 店舗A | ・エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み |

<特定事業計画>

| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
|----|--|----|----|----|
| 案内 | 1-①案内サイン改修時に検討します。 | | ■ | |
| | 1-②施設の改修時に視覚・聴覚障がい者のための設備の導入について検討します。 | | | ■ |
| | 1-③施設の改修時に視覚障がい者のための設備の導入について検討します。 | | | ■ |

<その他の検討事項>

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| — | | | | |
|---|--|--|--|--|

②店舗B

| ＜施設概要＞ | | | | |
|----------------|----------------------------------|---------------------------|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| 店舗B | 店舗B | ・エレベーター、エスカレーターについて整備完了済み | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| エレベーター・エスカレーター | 1-①建物の改修時にエレベーターの設置について検討を行います。 | ■ | ■ | ■ |
| | 1-②建物の改修時にエスカレーターの増設について検討を行います。 | ■ | ■ | ■ |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| — | | | | |

③店舗C【参考】

| |
|--|
| <p>【これまでの取組状況と今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロープ、点字パネル、エスカレーター、エレベーター、呼出し用インターホン、多機能トイレ、車いすの用意（2台）、障がい者用駐車場（2台）を設置しています。 ・点字パネルの拡大、障がい者用駐車場の床面の塗り替えを検討していきます。 |
|--|

④店舗F

| ＜施設概要＞ | | | | |
|------------|---|----------------------------------|----|----|
| 施設名 | 事業主体 | バリアフリー化の状況 | | |
| 店舗F | 店舗F | ・エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備完了済み | | |
| ＜特定事業計画＞ | | | | |
| 項目 | 特定事業の内容 | 短期 | 中期 | 長期 |
| 案内 | 1-①駐車場への案内を改善します。 | ■ | | |
| | 1-②施設内の案内サインを、分かりやすさに配慮したものに適宜改善していきます。 | ■ | | |
| | 1-③施設の改修時に、聴覚障がい者のための施設の導入について検討を行います。 | | | ■ |
| | 1-④施設の改修時に、視覚障がい者のための施設の導入について検討を行います。 | | | ■ |
| 通路 | 2-①点字ブロック上に障害物が被らないよう（固定）に工夫します。また日々の点検を改めて指導してまいります。 | ■ | | |
| 照明 | 3-①店内の照明について改善を行います。 | ■ | | |
| ＜その他の検討事項＞ | | | | |
| — | | | | |

(8) 商店街などのバリアフリー整備の考え方

商店街などについても、子育てに優しい店や企業を区が認定しPRする「あらかわ子育て応援店・企業」制度や、乳幼児連れの方が散歩中などに気軽に利用できる授乳・オムツ支援スペースが整備されている施設を区が「あらかわベビーステーション」として認定する取組を促進するとともに、商店街が主体となったバリアフリー化が進むよう、商店主個々に対して啓発パンフレットなどを配布し、理解を深める取組を推進します。

(9) カラーユニバーサルデザインによる対応について

案内板や印刷物などを作成する際には、「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」などを参考にして、色の識別が困難な方にも判別できるように配慮するとともに、公共建築物の通路などについても、「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」などを参考にして、色・明度・仕上げなどの差に配慮します。

また、民間建築物についても、ガイドラインを通じて広く普及啓発に努めます。

6 バリアフリーにおける区民の取組

事業者、関係行政機関だけでは対応が困難な課題や区民が生活していく上での身近な課題に対しては、区民が主体となって解決していくことが求められます。

アンケートやワークショップで抽出された荒川区全体のソフト的な課題の中から、特に区民による問題意識の高い以下のテーマについて、これまでの住民部会の中で「区民自らができること(自助)」、「自分だけでは対応が困難なものについて周囲(地域)が協力できること(共助)」を検討しました。

また、本年度の住民部会では、これまでの検討結果を実行に移す取組として、マナー向上に関する啓発チラシの内容と配布方法について検討を行いました。

今後、こうした区民の主体的な取組を支援し、バリアフリーに対する「気付き」の機会を増やし、心のバリアフリーの普及、啓発につなげていくことが期待されます。

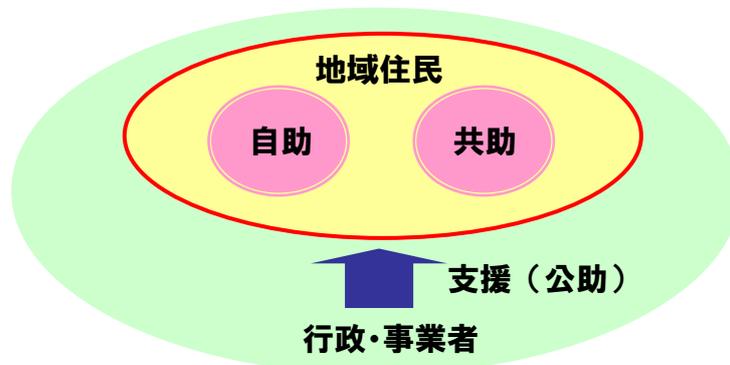


表 4-3 区民が主体となった取組の考え方

(1) これまでの検討結果

① 多目的トイレの利用マナーの向上

| 区民の心得(自助・共助) | | 支援の方向性 |
|--------------|--|---|
| 家庭 | <設置目的の理解> <ul style="list-style-type: none"> 親が子供に手本を見せる 親子で多目的トイレが設置された目的について話し合う | <ul style="list-style-type: none"> 思いやりの心を啓発する教育 「だれでもトイレ」「多目的トイレ」の名称の再検討 |
| 多目的トイレを利用する時 | <次の利用者への配慮> <ul style="list-style-type: none"> 必要なとき以外利用しない 短時間で使用するよう心掛ける きれいに利用する 使用した設備を元に戻す(手すり、ベビーベット) | <ul style="list-style-type: none"> ポスターなどによる利用マナーの啓発 清掃など適正な維持管理 車いすで利用できるトイレや授乳施設などの拡大(一般トイレの改良、民間施設の開放)と情報提供 |

② 自転車の利用マナーの向上（危険走行、路上駐輪）

| 区民の心得（自助・共助） | | 支援の方向性 |
|--------------|---|--|
| 家庭 | <自転車利用マナーへの理解> <ul style="list-style-type: none"> ・親が子供に手本を見せる ・親子でマナー向上について話し合う ・行政が開催する講習会等への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・講習会等の定期的な開催と参加促進 ・意識向上のための情報提供（パンフレットなど） |
| 自転車に乗る時 | <思いやりのある運転> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールを守って乗車する（携帯電話の使用や二人乗りをしない） ・歩行者のことを考えて運転する（速度、一時停止、一旦降りる） ・歩行者とのコミュニケーションを図る（声かけ） ・自転車道や歩行者の少ない道を選ぶ ・出来るだけ自転車に乗らない（徒歩や公共交通機関を利用） | <ul style="list-style-type: none"> ・自転車道の情報提供 ・公共交通機関の利便性向上 ・歩道のバリアフリー化 |
| 自転車をとめる時 | <適正な駐輪> <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場を利用する ・所定の枠内にきちんと留める | <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場への分かりやすい案内 ・駐輪場利用促進への協力 ・駐輪場の整備 |
| マナー違反を見かけた時 | <マナー向上への協力> <ul style="list-style-type: none"> ・区への情報提供を行う（放置自転車） ・勇気を持って注意する | <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車の撤去 ・違反者の取り締まり |

③ 案内の分かりやすさ

| 区民の心得（自助・共助） | | 支援の方向性 |
|--------------|---|--|
| 家庭 | <親切な心の育成> <ul style="list-style-type: none"> ・親が子供に手本を見せる ・親子で迷っている人への対応について話し合う（子供だけで案内しない） | |
| 迷っている人を見かけた時 | <来街者へのおもてなし> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に声を掛ける | <ul style="list-style-type: none"> ・案内マップやインターネットでの情報提供 ・観光ボランティアなどの養成 |
| 道を聞かれた時 | <親切な対応> <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい案内に努める | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者意見を反映した分かりにくい案内サインの改善や分かりやすい案内サインの設置（設置場所、デザインの統一、外国語対応） |
| 分かりにくいと感じた時 | <案内・サイン充実への協力> <ul style="list-style-type: none"> ・区への情報提供を行う ・地図を作成して町内の掲示板に掲載 | |

(2) 区民による取組の推進

これまでの検討結果を踏まえ、「区民自らができること（自助）」、「自分だけでは対応が困難なものについて周囲（地域）が協力できること（共助）」の推進に向けて、マナー向上のための啓発チラシの内容と配布方法について住民部会（ワークショップ）で検討を行いました。

表 4-4 啓発チラシに関する住民部会の提案

| 内容 | | 配布 | |
|---|--|--------|--|
| チラシのタイトル | チラシに掲載するコメント | 対象者 | 配布方法案 |
| 多目的トイレ利用マナー | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> • 知っていますか？ • このトイレが使えない人がいます | <ul style="list-style-type: none"> • 他のトイレが使える方は順番を譲ってほしい。 • ドアをたたいてせかさないでほしい。 • 使用した手すり、便座、ベビーベッド等を元に戻してほしい。 • きれいに利用してほしい。 • 外で待っている人がいたら挨拶してほしい。 | トイレ利用者 | <ul style="list-style-type: none"> • トイレ扉に掲示 • トイレに配架 • 利用者に直接配布 |
| | | 子供 | <ul style="list-style-type: none"> • 小学校の教材で使用 |
| | | 一般人 | <ul style="list-style-type: none"> • 新聞折り込みで配布 • イベントチラシと一緒に配布 • 駅前等で直接配布 • 教育委員会等を通じて配布 |
| 障がい者用駐車場利用マナー | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> • とめないでください • ちょっとまった！！ • すぐ戻る気持ちが必要なく〇〇〇 | <ul style="list-style-type: none"> • 市販の車イスマークを貼って健常者が利用しないでほしい。 • 利用したいときに利用できないので、少しの時間でも利用しないでほしい。 • 肢体の不自由な人は、広いスペースがないと乗り降りができない。 | 自動車利用者 | <ul style="list-style-type: none"> • 給油所で配布 • 警察で配布 • 車いすマーク売場に設置 |
| | | 駐車場利用者 | <ul style="list-style-type: none"> • 領収書の裏面に印刷 • 駐車場精算機に掲示 |
| | | 子供(母親) | <ul style="list-style-type: none"> • 登下校時に配布 • バリアフリー教室で配布 |
| | | 一般人 | <ul style="list-style-type: none"> • 公的施設で掲示配架 • コンビニで配布 • アナウンスカーで街頭宣伝 |
| 自転車利用マナー(迷惑駐輪、危険走行) | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> • 自転車を凶器にしないで！ • 自転車おりればみんな歩行者 • せまくて車いすが通れません。自転車は美しく置いて下さい • やさしいマナーでみんなが笑顔 • みんなでマナーをまもればやさしい町 | <ul style="list-style-type: none"> • 歩行者が危険を感じるような追い越しをしないでほしい。 • 交差点、横断歩道、バス停付近では歩行者に注意してほしい。 • 入口や点字ブロック上に駐輪しないでほしい。 • 通路をふさがないように整然と駐輪してほしい。 | 自転車利用者 | <ul style="list-style-type: none"> • 自転車利用者に直接配布 |
| | | 子供 | <ul style="list-style-type: none"> • 指導者を通じてスポーツクラブで配布 • 幼稚園、保育園、支援センター等に配布 |
| | | 若い女性 | <ul style="list-style-type: none"> • 各団体が交流している子供を通じて配布 |
| | | 高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> • 高年者クラブに配布 |
| | | 商店 | <ul style="list-style-type: none"> • 商業団体加盟店に設置 • 募集認定したバリアフリー協力店に設置 |



図 4-7 住民部会の意見を反映した啓発チラシのイメージ

(3) 今後の課題

これまでの検討結果を踏まえ、今後の課題を以下のように考えます。

- これまでのアンケートの経年変化を見ると、“心のバリアフリー”について区民意識を高めるための取組みとして、「自転車利用マナー等交通マナーの普及、啓発」「高齢者や障がい者などに対する道路横断時や車両乗降時の声かけ、手助け、道案内」「学校における福祉（バリアフリー）教育の実施」が重要との認識が高まっています。
- また、これまでの区民参加型ワークショップを通して、自分たちや周囲の人たちが生活しやすい環境を作るために、区民自身でできることが多いことが認識されました。
- 今後、区民自身の取組を拡大していくためには、家庭や学校などにおいて周囲の人への思いやりの意識を高めるための教育を継続して実施するとともに、区の施策として区民自身の取組をサポートしていく必要があります。
- また、区だけでなく、特定事業計画に位置づけた取組を中心として、行政、事業者、地域が一体となって区民自身の取組を支援していく必要があります。

7 心のバリアフリーの取組

施設の整備（ハード）だけでは、高齢者・障がい者など、多様な利用者の全てに対応することは困難であり、利用者相互に思いやりの心を持って助け合うためのソフト面での施策展開が重要です。そこで南千住駅周辺地区では、施設整備を補うためのソフト的施策として、特に全体構想の基本方針でもある「心のバリアフリー」を推進していきます。

なお、心のバリアフリーの取組内容については、各施設設置管理者が特定事業計画として実施していく取組に加え、現在、区の関係各課が実施している各種サービス提供や新たな取組、マナーアップなどの更なる推進を図り、加えて国や関係機関などの事業を活用しながら取組内容を区民に広報・周知していきます。

以下に、対応する取組としてのイメージを記載します。

(1) 心のバリアフリーの取組のイメージ

① 「思いやりの心や互いの人格を尊重する態度」の育成

| 取組 | 概要 | 対応が想定される関係機関・部局 |
|---------|---|-----------------|
| 人権教育の推進 | 教育委員会と各学校では、道徳教育や人権教育を柱に、全教育活動を通して、子供たちに思いやりの心や、互いの人格を尊重する態度を育成しています。 車椅子体験学習や点字体験学習などの体験的な学習をとおして、高齢者・障がい者等への偏見・差別をなくすため人権意識の醸成を図ります。 | 教育委員会 各学校 |
| 人権意識の向上 | 憲法週間・人権週間などを通じて、差別をなくすための人権意識の向上を図ります。 | 総務企画部 |

② 高齢者・障がい者等の移動等に配慮したサービスの提供

| 取組 | 概要 | 対応が想定される 関係機関・部局 |
|---|--|---------------------|
| バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、高齢者や障がい者の移動手段の確保 | 高齢者や障がい者の移動手段の確保について、検討します。 | 福祉部 防災都市づくり部 |
| 所在地の周知 | 既にいずれの施設も利用できる交通機関については、荒川区ホームページに掲載しています。また、老人福祉センター機関紙「つぼみ」にはマップも掲載しています。今後も、交通機関の案内に努めます。 | |
| 障がい者に関するシンボルマークなどでの分かりやすい掲示 | 受付や案内所において、来客者への声掛けや案内を強化します。また、障がい者に関するシンボルマークをより分かりやすく掲示するとともに、区報などでシンボルマークの普及を図ります。 | |
| 視覚障害のある人が自由に歩けるような安全ゾーンの設定 | 安全ゾーンの設定。ボランティアだけでなく、区民が自然にサポートできる体制づくり、道案内や手助けをします。 | |
| 生活関連施設の利便性や経路などについての情報発信や、ソフト面での充実を図る工夫 | 案内表示について検討します。 | |
| あらかわベビーステーションの設置を依頼 | 授乳スペースのある主な主要鉄道駅はほぼない状況です。都市計画課と連携し、事業者に授乳スペースの確保を求めています。 | 子育て支援部 |
| 「あらかわ子育て応援店・企業」のPR推進 | 子ども連れでも気兼ねなく利用できるなど、親子にやさしいサービスを提供している店舗や企業を「あらかわ子育て応援店・企業」として認定し、認定店舗などにはステッカーを掲示して子育て支援内容を周知するほか、関係部署と連携して「あらかわ子育て応援店・企業」のPR推進を図ります。 | |

③ 高齢者が自立して生活するためのサービスの提供

| 取組 | 概要 | 対応が想定される 関係機関・部局 |
|---|---|---------------------|
| 要介護状態にならないための各事業についての参加促進のための啓発 | 地域包括支援センターを中心に各関係機関と連携して、とりわけ閉じこもりがちな高齢者の掘り起こしを行い、各種事業への参加を促します。 | 福祉部 |
| | 区民が生涯を通じて健康でい続けられるよう、生涯健康都市づくり戦略を策定し、「生涯健康都市あらかわ」の実現を目指します。 | |
| 高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備 | 高齢者の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援について検討します。 単身高齢者の生活支援、高齢者の状況に配慮した住まいの確保、虐待問題や消費者被害への対応について検討します。 | |
| 高齢者等が安心して暮らしている地域の支援 | ひとり暮らしの高齢者の見守り活動や高齢者みまもりステーションの整備などを通じて、地域が高齢者を支える仕組みの充実を進めます。 | |

④ 障がい者が自立して生活するためのサービスの提供

| 取組 | 概要 | 対応が想定される 関係機関・部局 |
|---|--|---------------------|
| 障がいのある人への配慮を重視しつつ、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築 | <p>区民の理解を深めるための啓発・広報活動及び幅広い教育活動など「心のバリアフリー」も含め、ユニバーサルデザインを推進するとともに、日常生活や社会生活を確保できる環境整備を進めます。</p> <p>障がいのある当事者による相談やボランティアポイント制度の普及などを通じて、高齢者や障がいのある方が自ら参加できる場を提供し、社会参加を進めます。</p> <p>障がいのある人が社会生活を送る上で直面する障壁などの除去に向けて、各種施策を総合的に推進します。</p> | 福祉部 |
| 区報・HPなどで居宅介護事業や移動支援事業などのサービス情報についての広報 | 在宅の障がい者に対する居宅介護事業や移動支援事業を区報やHPなどで周知します。 | |

⑤ 交通マナーアップの普及、啓発

| 取組 | 概要 | 対応が想定される 関係機関・部局 |
|----------------|--|---------------------|
| 自転車マナーの向上 | 自転車免許講習会を地域に根ざした活動とし、受講者層の拡大を推進します。 | 防災都市づくり部 南千住警察署 |
| 路上駐車・違法駐輪防止の推進 | <p>放置禁止区域の拡大、啓発指導員の拡充を検討していきます。</p> <p>撤去活動やキャンペーンなど、啓発活動の実施をしていきます。</p> <p>駅周辺において自転車駐車を確保するため、民間の方が一定条件の下で自転車駐車を建設する場合、建設費の一部を助成します。</p> | |
| 交通安全の推進 | 関係機関と連携した普及啓発活動を実施すると共に、一層効果的な普及啓発活動となるよう検討します。 | |
| 指導・取締りの強化 | 自転車の危険走行に対して、悪質な違反者への指導や取締りを強化します。 | |

⑥ 施設管理者を中心とした定期的な巡回、指導の強化

| 取組 | 概要 | 対応が想定される 関係機関・部局 |
|---------------|---|---------------------|
| 路上占用防止の推進 | 区報やHPなどでPRを行うとともに、道路パトロールの実施などによる指導を強化し、関係機関とも連携を図りながら対応していきます。 | 防災都市づくり部 |
| 道路維持管理体制の強化 | 職員の巡回による点検を図り、適正管理を行っていきます。 | |
| 公衆トイレ利用マナーの向上 | 「張り紙」の工夫や関係部署にも協力を要請し、マナー向上を目指します。 | |

(2) 今後の課題

心のバリアフリーの取組のイメージを踏まえ、今後の課題を以下のように考えます。

- 心のバリアフリーは、国民の責務であり、区民が主体的に高齢者や障がい者等に対する理解と協力を行っていくことが求められています。
- 区の様々な部署で既に実施している事業の中には、区が主体的に実施する事業だけでなく、区民の主体的な取組を支援するものが数多くあります。
- 今後は、これらの既に実施している取組を中心として、新たな取り組みを加えながら、区民の「心のバリアフリー」を関係部署が連携して支援する仕組みが必要となります。(作業部会による継続管理)
- また、区が主体的に実施する取組についても、区民の心のバリアフリー推進につなげるために、不足する取組を充足させながら、区が率先して取り組む姿勢を区民に積極的にPRする必要があります。

第5章 バリアフリー基本構想の実現に向けて

1 事業の継続的な改善による特定事業計画の推進

特定事業計画を推進していくに当たっては、各事業者は、特定事業計画の具体的な計画の作成（Plan）→事業の実施（Do）→事後評価（Check）→改善（Action）のPDCA サイクルに基づき、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図ります。

特に、施設整備においては、計画段階からの利用者意見の反映に努めるとともに、整備後の利用状況についても、適宜、利用者意見の反映に努め、より使いやすい改善に取り組むことが重要です。

また、特定事業計画の進捗管理についても、定期的に関係者が確認し合い、必要に応じて計画の見直しや追加対応などを検討することが重要です。

なお、PDCA サイクルの各工程において各事業者は、当事者意見を十分に反映するよう努めることが重要です。

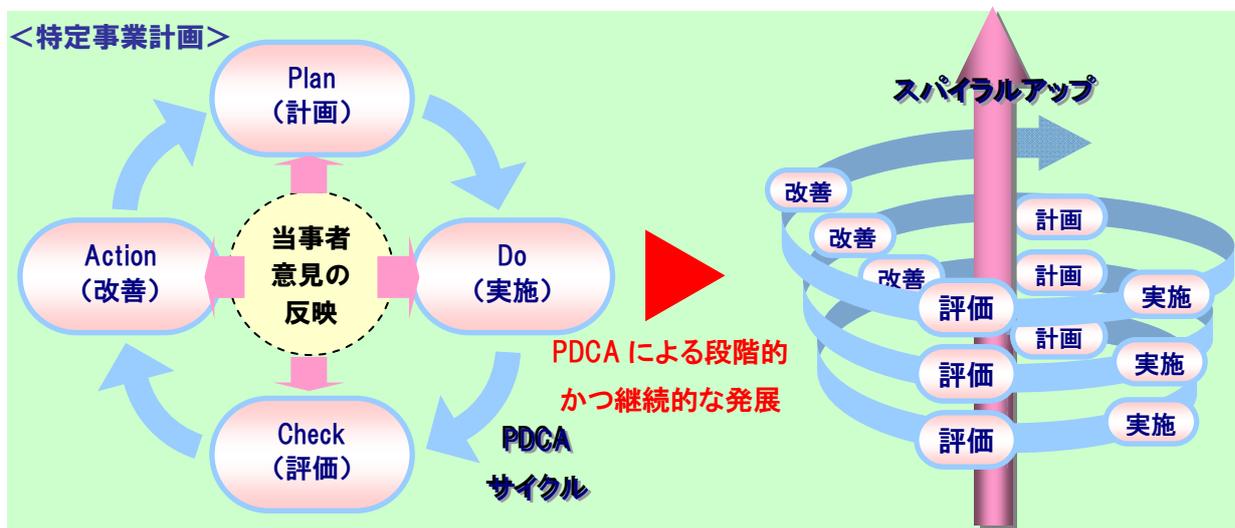


図 5-1 当事者意見を反映した事業の継続的な改善

2 積極的な区民参加の実現

本基本構想の実現に向けては、各事業者、関係行政機関が実施する特定事業及びその他の事業だけでは、地区における全ての課題を解決することは困難です。そこで事業者、関係行政機関だけでは対応が困難な課題、区民が生活していく上での身近な課題に対しては、「区民自らができること」、「自分だけでは対応が困難なものについて周囲（地域）が協力できること」を検討し、実現していくことが重要です。そうすることにより、区民一人一人のバリアフリーに対する意識・理解の向上、更には「気付き」の醸成につなげていきます。



図 5-2 基本構想の実現に向けた区民参加

3 協議会による継続的なモニタリング

本基本構想の策定主体である荒川区の責任として、各事業の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて助言することが必要です。

そのため、心のバリアフリーを含めたバリアフリー化対応の継続的な検討の場づくりが必要となることから、基本構想の実現に向けた推進体制の確立を目指します。

具体的には、荒川区・関係事業者・区民で構成する基本構想策定協議会を短期（平成 25 年から 3 年程度）、中期（平成 25 年から 5 年程度）、長期（平成 25 年から 10 年程度）的な視点の中で地区の特定事業の進捗確認を行うために、推進協議会（仮称）として再編します。この推進協議会は、荒川区全体及び重点整備地区における事業進捗並びに整備後のモニタリング、更にはその結果を踏まえて必要となる事業推進のための助言などを関係事業者などに行っていきます。

表 5-1 協議会による特定事業計画の進捗管理スケジュール

| 年次 | 荒川区 | 各事業者 |
|----------------------|---|-----------------------------------|
| 平成 24 年度 | ○ 基本構想策定協議会の実施 ○ 基本構想の策定 | ○ 基本構想策定協議会への参画 ○ 特定事業計画の策定・提出 |
| 平成 27 年度 ＜短期的目標年＞ | ○ 特定事業計画の進捗確認 | ○ 特定事業の進捗を報告 |
| 平成 28 年度 | ○ 基本構想推進協議会（仮称）の実施 ⇒特定事業計画の進捗を検証・評価 | ○ 特定事業計画の見直し・提出 |
| 平成 29 年度 ＜中期的目標年＞ | ○ 特定事業計画の進捗確認 | ○ 特定事業の進捗を報告 |
| 平成 30 年度 | ○ 基本構想推進協議会（仮称）の実施 ⇒特定事業計画の進捗を検証・評価 | ○ 特定事業計画の見直し・提出 |
| 平成 32 年度 ＜長期的目標年＞ | ○ 特定事業計画の進捗確認 | ○ 特定事業の進捗を報告 |
| 平成 33 年度 | ○ 基本構想推進協議会（仮称）の実施 ⇒特定事業計画の進捗を検証・評価 ⇒基本構想の見直し | ○ 特定事業計画の見直し・提出 |

※以降、おおむね 5 年ごとに基本構想推進協議会（仮称）を実施し、バリアフリーの推進を図ります。

4 今後の展開

本基本構想を策定した「南千住駅周辺地区」は、荒川区における4つの重点整備地区の中で3番目の策定地区となります。

今後は、既に基本構想を策定し取組を進めている「町屋駅・区役所周辺地区」や「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」と一体となって、残りの1地区との連続したバリアフリーネットワークの形成により、荒川区全体のバリアフリー化につなげていきます。

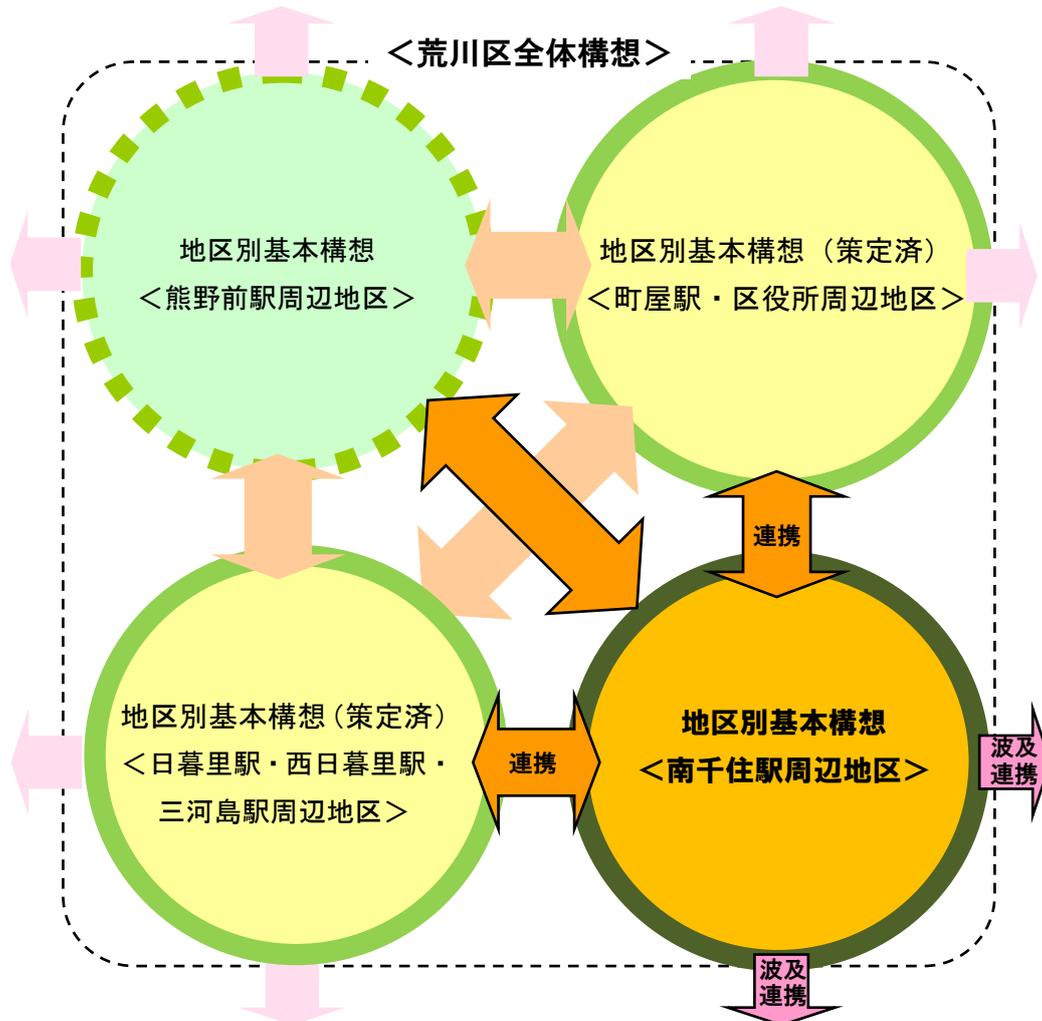


図 5-3 荒川区全体へのバリアフリー化波及イメージ

また、隣接する台東区とも連携した取り組みを続けていく必要があり、今後は以下のような事項が課題になると考えられます。

- 隣接する台東区との計画策定時の連携を活かし、台東区と連携して位置づけた事業については、今後も台東区と協働して進捗状況を確認していくことが求められます。
- 特に、「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」においても台東区と隣接することから、目標年次における検証・評価時に、台東区との連携の視点を反映した計画のスパイラルアップを図る必要があります。

第6章 <参考資料>

1 バリアフリー法の法文

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
- イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に

よる鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道事業者（旅客の運送を行うものに限る。第23号ハにおいて同じ。）

ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法（昭和24年法律第187号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者

ヘ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、二又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

五 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

イ 鉄道事業法による鉄道施設

ロ 軌道法による軌道施設

ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル

ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）

ホ 航空旅客ターミナル施設

六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第5条第1項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

八 道路管理者 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十一 特定路外駐車場 駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園

施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十五 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下

同じ。)の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

□ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

□ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

□ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良

に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。□において同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

□ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和35年法律第105号）第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第36条第2項において「信号機等」という。）の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業

□ 違法駐車行為（道路交通法第51条の2第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第2章 基本方針等

(基本方針)

第3条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第25条第1項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
二 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

ホ 二に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じ

たときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第7条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第3章 移動等円滑化のために施設設置 管理者が講ずべき措置

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第8条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第9条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第1項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第1項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第1項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第2項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(道路管理者の基準適合義務等)

第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 新設特定道路についての道路法第33条第1項及び第36条第2項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成

18年法律第91号)第2条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第33条第1項中「同条第1項」とあるのは「前条第1項」とする。

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第11条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場(以下この条において「新設特定路外駐車場」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場(新設特定路外駐車場を除く。)を路外駐車場移動等円滑化基準(前項の条例で付加した事項を含む。第53条第2項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び同法第252条の26の3第1項の特例市にあっては、それぞれの長。以下「知事等」という。)に届け出なければ

ならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第5条第1項の規定による許可の申請があった場合には、同法第4条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

4 公園管理者等は、その管理する特定公園施設(新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 前3項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。

5 建築主等（第1項から第3項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第17条第3項第1号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

第15条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正す

るために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

3 所管行政庁は、前条第5項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第16条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第1項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前2項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

第17条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定建築物の位置
- 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
- 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
- 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
- 五 その他主務省令で定める事項

3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。第7項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を

建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第18条第3項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第14条第1項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7 所管行政庁が、適合通知を受けて第3項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

8 建築基準法第12条第7項、第93条及び第93条の2の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

第18条 前条第3項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第19条 建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第二号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5（第一号イを除く。）、第68条の5の2第1項（第一号ロを除く。）、第68条の5の3（第一号ロを除く。）、第68条の5の4第1項第一号ロ、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率（同法第59条第1項、第60条の2第1項及び第6

8条の9第1項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第52条第3項及び第6項に定めるもののほか、第17条第3項の認定を受けた計画(前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第21条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(認定特定建築物の表示等)

第20条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第17条第3項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

第21条 所管行政庁は、認定建築主等が第17条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第22条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第17条第3項の認定を取り消すことができる。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第23条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第27条第1項、第61条及び第62条第1項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第2条第七号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。

一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第93条第1項本文及び第2項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第24条 建築物特定施設(建築基準法第52条第6項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第14項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第25条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（第5項を除き、以下「基本構想」という。）を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

二 重点整備地区の位置及び区域

三 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

四 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）

五 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

3 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を前項第三号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。

4 基本構想には、道路法第12条ただし書及び第15条並びに道路法の一部を改正する法律

（昭和39年法律第163号。以下「昭和39年道路法改正法」という。）附則第3項の規定にかかわらず、国道（道路法第3条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（道路法第3条第三号の都道府県道をいう。第32条第1項において同じ。）（道路法第12条ただし書及び第15条並びに昭和39年道路法改正法附則第3項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第17条第1項又は第2項の規定により同条第1項の指定市又は同条第2項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第32条において同じ。）を定めることができる。

5 第1項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。

6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第1項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。

8 市町村は、次条第1項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出

するよう求めることができる。

9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

10 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。

11 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

12 第6項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

（協議会）

第26条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 基本構想を作成しようとする市町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第1項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（基本構想の作成等の提案）

第27条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者

二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（公共交通特定事業の実施）

第28条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両

二 公共交通特定事業の内容

三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。

4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前2項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

（公共交通特定事業計画の認定）

第29条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第2項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の認定について準用する。

5 主務大臣は、第2項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第3項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（公共交通特定事業計画に係る地方債の特例）

第30条 地方公共団体が、前条第2項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費のいず

れにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

（道路特定事業の実施）

第31条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。

3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 道路特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かななければならない。

5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第20条第1項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第23条第1項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。

6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めた

ときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。

7 前3項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

（市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）

第32条 第25条第4項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第17条第1項の指定市を除く。以下この条及び第55条から第57条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第1項、同法第12条ただし書及び第15条並びに昭和39年道路法改正法附則第3項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第4項から第6項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第1項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。

3 市町村は、第1項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

4 市町村は、第1項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、第1項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めると

ころにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

6 市町村が第1項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。

7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。

8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定の適用については、同法第2条第3項に規定する補助事業者等とみなす。

（路外駐車場特定事業の実施）

第33条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場

二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間

三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。

4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなけれ

ばならない。

5 前2項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

（都市公園特定事業の実施）

第34条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合には、公園管理者と共同して作成するものとする。

2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
- 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第5条の2第1項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 前3項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

（建築物特定事業の実施）

第35条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
- 二 建築物特定事業の内容
- 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 建築主事を置かない市町村の市町村長は、前項の規定により送付された建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

（交通安全特定事業の実施）

第36条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

2 前項の交通安全特定事業（第2条第二十八号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。

3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

6 前2項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

（生活関連施設又は一般交通用施設の整備等）

第37条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本構想において定められた生活関連施設

又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

（基本構想に基づく事業の実施に係る命令等）

第38条 市町村は、第28条第1項の公共交通特定事業、第33条第1項の路外駐車場特定事業、第34条第1項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第35条第1項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあつては主務大臣、路外駐車場特定事業にあつては知事等、都市公園特定事業にあつては公園管理者、建築物特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。

3 主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第1項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第9条第3項、第12条第3項及び第15条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第39条 基本構想において定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第3条第4項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第2条第5項に規定する公共施設を除き、基本構想において第25条第2項第五号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めなくて、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第104条第11項及び第108条第1項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第1項中「第3条第4項若しくは第5項」とあるのは、「第3条第4項」と読み替えるものとする。

3 施行者は、第1項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第109条第2項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第85条第5項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

5 第1項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第123条、第126条、第127条の2及び第129条の規定の適用については、同項から第3項までの規定は、同法の規定とみなす。

（地方債についての配慮）

第40条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第5章 移動等円滑化経路協定

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第41条 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号。第45条第2項において「大都市住宅等供給法」という。)第83条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)及び経路の位置

二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準

ロ 前号の経路を構成する施設(エレベーター、

エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事項

ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化経路協定の有効期間

四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第42条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から2週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第41条第2項第二号に掲げる事項に建築物に関するものを定めた移動等円滑化経路協定について同条第3項の認可をしようとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第41条第3項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第45条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第86条第1項の換地計画又は大都市住宅等供給法第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項（大都市住宅等供給法第82条第1項において準用する場

合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第103条第4項（大都市住宅等供給法第83条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前2項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第43条第3項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第1項又は第2項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(移動等円滑化経路協定の効力)

第46条 第43条第3項（第44条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第41条第1項又は第44条第1項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第47条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）

で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第43条第3項（第44条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第43条第3項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第1項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第43条第3項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第49条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第41条第1項、第44条第1項、第47条第1項及び前条第1項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

第50条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第43条第2項及び第3項の規定は、第1項の認可について準用する。

4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第3項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

（借主の地位）

第51条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第6章 雑則

(資金の確保等)

第52条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 第1項から第3項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯

し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第54条 第3条第1項、第3項及び第4項における主務大臣は、同条第2項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

2 第9条、第24条、第29条第1項、第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第3項及び第5項、第32条第3項、第38条第2項、前条第1項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第25条第10項及び第11項(これらの規定を同条第12項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第30条における主務省令は、総務省令とし、第36条第2項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(不服申立て)

第55条 市町村が第32条第5項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

（事務の区分）

第56条 第32条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（道路法の適用）

第57条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

（経過措置）

第58条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第7章 罰則

第59条 第9条第3項、第12条第3項又は第15条第1項の規定による命令に違反した者は、300万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一 第9条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第38条第4項の規定による命令に違反した者

三 第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第61条 第12条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第20条第2項の規定に違反して、表示を付した者

二 第53条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第53条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第53条第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第59条から前条までの違

反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止）

第2条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）

（道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置）

第3条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第10条第1項、第11条第1項及び第13条第1項の規定は、適用しない。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第4条 附則第2条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定

建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第14条第1項から第3項までの規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第14条第1項の規定は適用せず、なお従前の例による。

4 第15条の規定は、この法律の施行後（第2項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第5条 附則第2条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この条において「旧移動円滑化法」という。）第6条第1項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第7条第1項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第10条第1項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第11条第1項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第25条第1項の規定により作成された基本構想、第28条第1項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第31条第1項の規定により作成された道路特定事業計画及び第36条第1項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

2 旧移動円滑化法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第6条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第8条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

第32条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）

（地方税法の一部改正）

第9条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第73条の6第3項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）第13条第2項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第39条第2項」に改める。

附則第11条第16項及び第15条第41項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第8条第2項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第29条第2項」に、「第7条第1項」を「第28条第1項」に、「第2条第9項」を「第2条第二十三号」に、「同項第一号又は第二号」を「同号イ又はロ」に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第3項第一号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第四号イ」に、「同項第二号」を「同号ロ」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第10条 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第8条に規定する計画に係る同法第2条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に係る同法第2条第十七号」に改める。

第33条の3第1項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）第13条第1項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第39条第1項」に改める。

第34条の2第2項第19号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。）第13条第1項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者移動等円滑化法」という。）第39条第1項」に、「高齢者等移動円滑化法第13条第1項」を「高齢者移動等円滑化法第39条第1項」に、「同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設」を「特定旅客施設（高齢者移動等円滑化法第2条第六号に規定する特定旅客施設をいう。）、一般交通用施設（高齢者移動等円滑化法第2条第二十一号ロに規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。）又は公共用施設（高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設を

いう。)に改める。

第47条の2第3項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第8条に規定する計画に係る同法第2条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に係る同法第2条第17号」に改める。

第65条第1項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第13条第1項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第39条第1項」に改める。

第65条の4第1項第19号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。)第13条第1項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この号において「高齢者移動等円滑化法」という。)第39条第1項」に、「高齢者等移動円滑化法第13条第1項」を「高齢者移動等円滑化法第39条第1項」に、「同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設」を「特定旅客施設(高齢者移動等円滑化法第2条第六号に規定する特定旅客施設をいう。)、一般交通用施設(高齢者移動等円滑化法第2条第二十一号ロに規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。)又は公共用施設(高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)」に改める。

(身体障害者補助犬法の一部改正)

第11条 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)の一部を次のように改正する。

第8条中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)第2条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第四号」に改め、「及び道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」を削り、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第4項」を「同条第五号」に改める。

2 移動等円滑化の促進に関する基本方針

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成十八年総務省告示第一号）の全部を改正する告示を次のように定める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること（以下「移動等円滑化」という。）の促進に関する基本方針について、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくため、以下のとおり定める。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

1 移動等円滑化の意義

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者

等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

なお、法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々

について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。

また、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

（１）旅客施設

① 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である鉄道駅及び軌道停留場（以下「鉄軌道駅」という。）については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことが重要である。そのため、車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題について総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進する。

② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上で

あるバスターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である旅客船ターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、高齢化の進む離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについては、地域の実情を踏まえて順次、移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である航空旅客ターミナル施設については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

（２）車両等

① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万二千両のうち約七十パーセントに当たる約三万六千四百両について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

② バス車両

総車両数約六万台からバス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両

(以下「適用除外認定車両」という。)約一万台を除いた約五万台のうち、約七十パーセントに当たる約三万五千台について、平成三十二年度までに、ノンステップバスとする。適用除外認定車両については、平成三十二年度までに、その約二十五パーセントに当たる約二千五百台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

③ タクシー車両

平成三十二年度までに、約二万八千台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー(流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。)を含む。)を導入する。

④ 船舶

総隻数約八百隻のうち約五十パーセントに当たる約四百隻について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、平成三十二年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。

さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

⑤ 航空機

総機数約五百三十機のうち約九十パーセントに当たる約四百八十機について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(3) 道路

原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する全ての道路について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(4) 都市公園

① 園路及び広場

園路及び広場(特定公園施設であるものに限る。以下同じ。)の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、園路及び広場の移動等円滑化を実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、駐車場の移動等円滑化を実施する。

③ 便所

便所の設置された都市公園の約四十五パーセントについて、平成三十二年度までに、便所の移動等円滑化を実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約七十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

二千平方メートル以上の特別特定建築物の総ストックの約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成三十二年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感應信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から3までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

施設設置管理者がこれらの措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可

能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、公共交通事業者等にあつては、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。

また、施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。

ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにする。

ハ 車両等にあつては、高齢者、障害者等の乗降及び車内での移動が容易にできるように必要な措置を講ずること。

ニ 旅客施設及び車両等にあつては、運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するために必要な設備を整備すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

2 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、その他図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。

3 職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者による適切な対応が必要であることに鑑み、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修の実施等をPDCAサイクルとして実施することにより、職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望ましい。

三 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要がある。施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

(1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要である。

(2) 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的視点が重要である。

① 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進

重点整備地区における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

② 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進

移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、障害者等の関係者は基本構想の作成に積極的に協力し、各種事業を一体的に推進していくことが必要である。

③ 地域住民等の理解及び協力

重点整備地区における移動等円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解及び協力が重要である。

(3) 基本構想作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動等円滑化について、市町村を始め、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基

本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれている必要がある。

③ 地方自治法に規定する基本構想との整合性

市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想に即して行う必要があるため、基本構想もこの基本構想に即していなければならない。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第九条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者、自家所有有償旅客運送者等が行っているスペシャル・トランスポート・サービス（要介護者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介護などと連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）の在り方にも十分配慮する。

さらに、特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図って関係者間の共通認識を確保する。

⑥ 高齢者、障害者等の提案及び意見の反映

施設及び車両等の利用者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会（以下「協議会」という。）を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

⑦ 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが望まれる。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、協議会の活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要に応じ、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが望ましい。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定により作成された基本構想については、法の趣旨を踏まえ、見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

2 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

（1）重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十一号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定することができることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二条第二十一号イ）

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められること、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないとされていることに留意する必要がある。

② 「生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号ロ）

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。

③ 「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号ハ）

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、

有効かつ適切であると認められることが必要である。

(2) 留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 重点整備地区の数

市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

② 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

③ 重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体

的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化に関する事項

基本構想の対象となる施設及び車両等において実施される移動等円滑化の内容について記載するものとする。当面具体的な事業実施に見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになった段階で記載内容を追加又は変更する等基本構想を見直し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

(1) 特定事業

特定事業としては、公共交通特定事業、道路特定事業に加え、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、法第二十五条第二項第四号括弧書に規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動を確保するために、当該特定旅客

施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等円滑化を図る事業についても、公共交通特定事業として記載することが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る生活関連施設である建築物が多数存在することから、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実かつ円滑に行うためには、対象となる生活関連施設の規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等について、当該地域の実情に照らして判断し、必要性等の高いものから基本構想に順次位置付けていくことが望ましい。

また、事業の着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとし、当面事業の実施の見込みがない場合においては、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載し、事業が具体化した段階で、基本構想を適宜変更して事業の内容について記載を追加するものとする。

(2) その他の事業

その他の事業としては、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等（河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む。）の整備があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

(3) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に協議することが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たっては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を

有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。また、交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

5 4に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項

重点整備地区における重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るために実施される4に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況並びに生活関連施設及び生活関連経路の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

① 具体的事業の内容

4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。

② 記載事項

基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第五項に規定する公共施設を除く。）であって基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。

（2）自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項

移動等円滑化の妨げとなっている自転車その他の車両の放置及び違法駐車を防止するための抜本的な施策として、駐輪場等自転車その他の車両の駐車のための施設を特定事業その他の事業と一体的に整備することは極めて有効であることから、具体的な位置等これらの整備に関するおおむねの内容を記載するほか、その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項について記載することとする。

（3）その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

① 推進体制の整備

基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

② 事業推進上の留意点

イ 地域特性等の尊重及び創意工夫

各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高

めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための措置を講ずるよう努めることが必要である。

ハ 特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想に即して特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

ニ 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

ホ 基本構想作成後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想作成後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

ヘ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

③ その他基本構想の作成及び事業の実施に当たっての留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるため、この基本方針の三に定めのない事項についても基本構想に記載することが望ましい。

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 国の責務及び講ずべき措置

(1) 国の責務（スパイラルアップ及び心のバリアフリー）

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。

(2) 設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等

施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する

手法に係るものを含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、新たな設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び情報通信技術等の研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用を努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

4 国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子利用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3 用語解説

本基本構想の文中で用いられているもの及び特に説明が必要と考えられる用語についての解説を示します。

あ行

[荒川区障がい者プラン]

「誰もが幸せを実感できる福祉のまち『あらかわ』～互いに支え合い、その人らしく安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念として様々な障がい者施策を展開しています。平成 19 年 3 月に「荒川区障がい者プラン」を策定（出典：荒川区障がい者プラン）

[荒川区高齢者プラン]

荒川区高齢者プランは、区民の皆さんが生涯にわたって、心身共に健康で過ごせるまち、また、高齢者等を含め誰もが安心して暮らせる地域社会を目指す「生涯健康都市あらかわ」の実現に向けて定めたもの。平成 21 年 3 月に「第 4 期荒川区高齢者プラン」を策定（出典：第 4 期荒川区高齢者プラン）

[荒川区都市計画マスタープラン]

都市計画マスタープランとは都市計画に関する基本的・総合的・長期的計画であり、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市区町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。荒川区においては平成 21 年 3 月に「水とみどりと心ふれあう街あらかわ（荒川区都市計画マスタープラン）」として策定された。（出典：荒川区都市計画マスタープラン）

[移動等円滑化基準]

バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物などに関する基準。従来の「移動円滑化基準」から改訂・拡充されたもの（出典：バリアフリー法 第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条）

[移動等円滑化経路協定]

基本構想に位置付けられた重点整備地区内の土地の所有者等は、当該地区における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定を締結し、市町村長の認可を受けることができることとする。（出典：バリアフリー法 第 41 条）

[一般交通用施設]

道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設（出典：バリアフリー法 第 2 条二十一 ㊦）

か行

「カラーユニバーサルデザイン」

多様な色覚に配慮して、情報になるべく全ての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。（出典：東京都「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」）

[交通バリアフリー法]

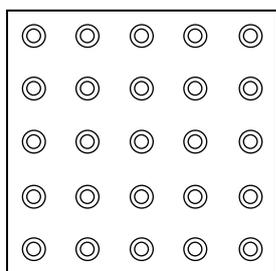
「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成12年11月15日制定）の略称。高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、Ⅰ. 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する、Ⅱ. 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを目的とする。バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法と統合・拡充された。（出典：国土交通省HP 交通バリアフリー法の趣旨）

さ行

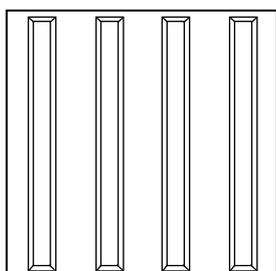
[視覚障害者誘導用ブロック]

視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設（出典：国土交通省道路局HP）

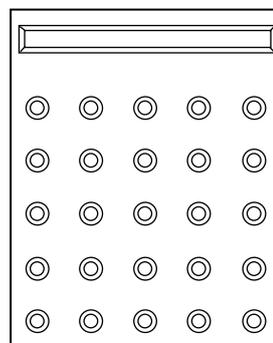
このうち、点状ブロックと1本の線状突起を1組としたものを「プラットホーム縁端警告用内方表示ブロック」という。（なお、プラットホームの内方を示す1本の線状突起のみの場合は内方線と称する。）（出典：国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」）



点状ブロック



線状ブロック



プラットホーム縁端警告用
内方表示ブロック

[重点整備地区]

次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの

（出典：バリアフリー法 第2条二十一）

[生活関連施設]

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（出典：バリアフリー法 第2条二十一 イ）

[生活関連経路]

生活関連施設相互間の経路（出典：バリアフリー法 第2条二十一 ロ）

た行

[特定公園施設]

移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設（出典：バリアフリー法 第2条十三）

[特定事業計画]

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある。（出典：バリアフリー法 第28条、第31条、第33条、第34条、第35条、第36条）

[特定路外駐車場]

駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものであり、かつ、その利

用について駐車料金を徴収するもの（出典：バリアフリー法 第2条十一）

〔特定旅客施設〕

旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するもの。政令では1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること又は相当数の高齢者や障害のある人等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設のこと。（出典：バリアフリー法 第2条六）

〔特定建築物〕

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。（出典：バリアフリー法 第2条十六）

〔特別特定建築物〕

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。政令では、不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物として、盲学校、聾学校、養護学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊などがあげられている。（出典：バリアフリー法 第2条十七）

な行

〔内方線〕

→「視覚障害者誘導用ブロック」参照

〔ノーマライゼーション〕

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方（出典：内閣府「障害者基本計画」）

は行

〔ハートビル法〕

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成6年）の略称。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設などの建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法（平成15年4月1日施行）では、一

定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合・拡充された。(出典：ハートビル法)

[パブリックコメント(=意見公募手続)]

行政機関が命令など(政令、省令など)を制定するに当たって、事前に命令などの案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するものです。これは平成17年6月の行政手続法の改正により新設された手続(出典：総務省HP)

[バリアフリー]

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方(出典：障害者基本計画)

[バリアフリー法]

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年12月20日施行)の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅などの旅客施設を中心として、周辺道路や信号機などのバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの(出典：バリアフリー法)

や行

[ユニバーサルデザイン]

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方(出典：障害者基本計画)

ら行

[路外駐車場]

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの(出典：駐車場法 第2条)

わ行

[ワークショップ]

本来は「仕事場、作業場」の意味だが、最近では、価値観の違う人々が集まって、コミュニティの諸問題をお互いに協力して解決するために、アイデアを出しあい意志決定をする集まりを指す言葉として使われている。特に行政への市民参加を促進するために取り入れられることが多くなっている。通常の会議と異なり、あるテーマに沿って進行役(ファシリテーター)が、ゲームやグループディスカッションなど様々な手法を用い、

参加者が自由に意見を言いやすいように工夫されていることや形式張っていないことなどが特徴（出典：国土交通省関東運輸局 関東交通プランHP）

<南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿>

| NO. | 区分 | 委員所属及び氏名 | | |
|-----|-----------------|--------------------------------|-------------------------------------|---------|
| | | 所 属 | 氏 名 | |
| 1 | 学識経験者 | 日本大学 理工学部 社会交通工学科 教授 | 藤 井 敬 宏 | |
| 2 | | 首都大学東京 健康福祉学部 作業療法学科 准教授 | 橋 本 美 芽 | |
| 3 | | 首都大学東京 健康福祉学部 作業療法学科 助教 | 石 橋 裕 | |
| 4 | 区民代表 | 荒川区身体障害者更生会 会長 | 後 藤 英 一 | |
| 5 | | 荒川区聴覚障害者協会 会長 | 大 石 泰 延 | |
| 6 | | 荒川区視力障害者福祉協会 会長 | 野 田 和 義 | |
| 7 | | 荒川のぞみの会 会長 | 大 沼 弘 子 | |
| 8 | | NPO法人 荒川区高齢者クラブ連合会 副理事長 | 長谷川 敏 男 | |
| 9 | | 南千住東部町会連合会 会長 | 萩 原 賢 藏 | |
| 10 | | 南千住西部町会連合会 会長 | 近 藤 利 文 | |
| 11 | | 荒川区子育て支援モニター | | 稲 葉 真由子 |
| 12 | | | | 名嘉真 さやか |
| 13 | | 荒川やさしい街づくりの会 代表 | 後 藤 俊 子 | |
| 14 | | 当事者相談員 ピアカウンセラー | 高 見 和 幸 | |
| 15 | 関係行政機関 | 国 国土交通省 関東運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長 | 池 田 敏 之 | |
| 16 | | 東京都 東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 | 花 井 徹 夫 | |
| 17 | | 台東区 台東区 都市づくり部 地区整備課長 | 前 田 幹 生 | |
| 18 | 交通事業者 | 鉄道 | 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課長 | 坂 口 淳 一 |
| 19 | | | 東日本旅客鉄道(株) 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長 | 佐 藤 英 明 |
| 20 | | | 東京地下鉄(株) 鉄道本部 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長 | 亀 山 勝 |
| 21 | | | 首都圏新都市鉄道(株) 技術部 施設工事課担当課長 | 星 野 和 生 |
| 22 | | バス | 東京都 交通局 自動車部 計画課長 (事業改善担当課長兼務) | 西 川 善 宣 |
| 23 | | | 京成バス(株) 営業部 部長 | 会 沢 努 |
| 24 | 施設管理者 道路・公園等 | 国 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長 | 上 田 誠 | |
| 25 | | 東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長 | 長 尾 肇 太 | |
| 26 | | 荒川区 | 防災都市づくり部 土木担当部長 土木管理課長事務取扱 | 斉 藤 秀 喜 |
| 27 | | | 防災都市づくり部 道路課長 | 大 木 浩 |
| 28 | | 防災都市づくり部 公園緑地課長 | 川 原 宏 一 | |
| 29 | 交通管理者 | 警視庁 南千住警察署 交通課長 | 永 田 和 美 | |
| 30 | 荒川区 | 総務企画部長 | 北 川 嘉 昭 | |
| 31 | | 福祉部長 | 高 岡 芳 行 | |
| 32 | | 防災都市づくり部長 | 倉 門 彰 | |
| 事務局 | 荒川区 | 防災都市づくり部 都市計画課長 | 松 土 民 雄 | |
| | | 防災都市づくり部 都市計画課 施設計画担当係長 | 白 井 巧 | |
| | | 防災都市づくり部 都市計画課 施設計画担当 | 長 野 博 一 | |
| | | 防災都市づくり部 都市計画課 施設計画担当 | 柳 沢 泰 隆 | |

(敬称略)

<南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想庁内検討会議 委員名簿>

| NO | 所属 | 職名 |
|----|----------|-------------------|
| 1 | 防災都市づくり部 | 防災都市づくり部長（検討会委員長） |
| 2 | 総務企画部 | 企画担当課長 |
| 3 | 管理部 | 経理課長 |
| 4 | | 営繕課長 |
| 5 | 区民生活部 | 区民課長 |
| 6 | | 地域振興課長 |
| 7 | 福祉部 | 福祉推進課長 |
| 8 | | 高齢者福祉課長 |
| 9 | | 障害者福祉課長 |
| 10 | 子育て支援部 | 子育て支援課長 |
| 11 | 防災都市づくり部 | 都市計画課長 |
| 12 | | 防災街づくり担当課長 |
| 13 | | 再開発課長 |
| 14 | | 建築課長 |
| 15 | | 土木管理課長 |
| 16 | | 道路課長 |
| 17 | | 公園緑地課長 |
| 18 | 教育委員会事務局 | 教育総務課長 |

（敬称略）

<南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会住民部会 委員名簿>

| NO. | 区分 | 委員所属及び氏名 | | |
|-----|-----------------|--------------------------------|------------|---------|
| | | 所 属 | 氏 名 | |
| 1 | 学識経験者 | 首都大学東京健康福祉学部作業療法学科 准教授 | 橋 本 美 芽 | |
| 2 | | 首都大学東京健康福祉学部作業療法学科 助教 | 石 橋 裕 | |
| 3 | 区民代表 | 荒川区聴覚障害者協会 | 星 野 政 巳 | |
| 4 | | 荒川区視力障害者福祉協会 | 野 田 和 義 | |
| 5 | | | 高 橋 悦 子 | |
| 6 | | 荒川のぞみの会 | 大 沼 弘 子 | |
| 7 | | | 長谷川 敏 男 | |
| 8 | | NPO法人 荒川区高年者クラブ連合会 | 高 橋 靖 治 | |
| 9 | | | 宇 塚 正 一 | |
| 10 | | 荒川区子育て支援モニター | 杵 島 恭 代 | |
| 11 | | | 吉 田 真 己 | |
| 12 | | 荒川やさしい街づくりの会 | | 後 藤 俊 子 |
| 13 | | | | 高 見 和 幸 |
| 14 | | | | 高 橋 庸 太 |
| 15 | | | | 榊 明 美 |
| 16 | | | | 高 梨 恒 夫 |
| 17 | | | | 細 江 奈 音 |
| 18 | | | | 金 子 三 雄 |
| 19 | | | | 畑 章 夫 |
| 20 | | | あふネット | 川 口 仁 志 |
| 21 | | | リバーパーク汐入町会 | 萩 原 賢 藏 |
| 22 | | 南千住新光町会 | 青 木 靖 雄 | |
| 23 | 台東区民 | 台東区手をつなぐ親の会 | 森 サ ツ | |
| 24 | | 台東区身障児者を守る父母の会 | 信 夫 廸 那 | |
| 25 | | | 藤 本 勝 男 | |
| 26 | | 台東区老人クラブ連合会 | 藤 本 由 貴 江 | |
| 27 | | | 下 桐 典 子 | |
| 28 | 台東区 (オブザーバー) | 都市づくり部 副参事 | 原 健 一 郎 | |
| 29 | | 都市づくり部 地区整備課 地区整備担当係長 | 宮 崎 勝 一 | |
| 30 | | 都市づくり部 地区整備課 地区整備担当係長 | 伊 藤 勝 俊 | |
| 31 | | 都市づくり部 地区整備課 主査 | 高 田 秀 司 | |
| 32 | 荒川区 (参加職員) | 防災都市づくり部 都市計画課 都市計画担当 | 伊 藤 賢 司 | |
| 33 | | 防災都市づくり部 防災街づくり推進課 管理・住宅係 | 遠 藤 伸 記 | |
| 34 | | 防災都市づくり部 防災街づくり推進課 防災まちづくり担当係長 | 大 沼 修 | |
| 35 | | 防災都市づくり部 再開発課 再開発担当 | 安 田 一 樹 | |
| 36 | | 防災都市づくり部 再開発課 再開発担当 | 加 藤 甲 英 | |
| 37 | | 防災都市づくり部 建築課 建築審査担当係長 | 松 田 小 寿 美 | |
| 38 | | 防災都市づくり部 建築課 細街路整備係長 | 上 村 賢 司 | |
| 39 | | 防災都市づくり部 土木管理課 道路占用係長 | 山 本 啓 之 | |
| 40 | | 防災都市づくり部 土木管理課 交通安全・自転車対策係長 | 山 田 剛 嗣 | |
| 41 | | 防災都市づくり部 道路課 工務係 | 石 橋 信 行 | |
| 42 | | 防災都市づくり部 道路課 設計係 | 稲 田 奈 津 子 | |
| 43 | | 防災都市づくり部 道路課 設計係 | 浅 子 拓 哉 | |
| 44 | | 防災都市づくり部 公園緑地課 公園建設係 | 新 井 豊 | |
| 45 | | 防災都市づくり部 公園緑地課 公園建設係 | 高 梨 純 一 | |
| 46 | | 防災都市づくり部 公園緑地課 公園建設係 | 肥 留 川 惇 | |
| 事務局 | 荒川区 | 防災都市づくり部 都市計画課長 | 松 土 民 雄 | |
| | | 防災都市づくり部 都市計画課 施設計画担当係長 | 白 井 巧 | |
| | | 防災都市づくり部 都市計画課 施設計画担当 | 長 野 博 一 | |
| | | 防災都市づくり部 都市計画課 施設計画担当 | 柳 沢 泰 隆 | |

(敬称略)

<南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会事業者部会 委員名簿>

| NO. | 区分 | 所属及び氏名 | | |
|-----|---------|-------------------------------|-------------------------------------|----------------------|
| | | 所 属 | 氏 名 | |
| 1 | 荒川区 | 防災都市づくり部 都市計画課長 | 松 土 民 雄 | |
| 2 | 交通事業者 | 鉄道 | 東京都 交通局 建設工務部 計画改良課長 | 坂 口 淳 一 |
| 3 | | | 東日本旅客鉄道(株) 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長 | 佐 藤 英 明 |
| 4 | | | 東京地下鉄(株) 鉄道本部 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長 | 亀 山 勝 |
| 5 | | | 首都圏新都市鉄道(株) 技術部 施設工事課担当課長 | 星 野 和 生 |
| 6 | | バス | 東京都 交通局 自動車部 計画課長 (事業改善担当課長兼務) | 西 川 善 宣 |
| 7 | | | 京成バス(株) 営業部 次長 | 会 沢 努 |
| 8 | | 施設管理者 道路・公園等 | 国 | 国土交通省 東京国道事務所 亀有出張所長 |
| 9 | 東京都 | | 東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長 | 長 尾 肇 太 |
| 10 | 荒川区 | | 土木担当部長 防災都市づくり部 土木管理課長事務取扱 | 斉 藤 秀 喜 |
| 11 | | | 防災都市づくり部 道路課長 | 大 木 浩 |
| 12 | | | 防災都市づくり部 公園緑地課長 | 川 原 宏 一 |
| 13 | 交通管理者 | 警視庁 | 南千住警察署 交通課長 | 永 田 和 美 |
| 14 | 民間施設管理者 | LaLaテラス南千住ショッピングセンター所長 | | 石 井 光 幸 |
| 15 | | 大和リース(株)流通建築リース営業所リース管理課 課長代理 | | 岩 川 宏 |
| 16 | | イトーヨーカ堂三ノ輪店 店長 | | 多部田 揚 啓 |

(敬称略)

平成 25 年 3 月発行

登録番号(24)0106号

南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想

編集・発行 荒川区防災都市づくり部都市計画課

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

電話 03(3802)3111(代表)
